

第3期基本計画の各分野別評価資料

1. 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

(1) 平和を希求するまちをめざします

平和を信条とした世界に誇れるまちをめざします。

施策の方針1 平和推進事業の充実

(目標とすべきまちの姿)

若い世代も含め、市民一人ひとりの平和意識の醸成が図られることで、平和を基調にした世界に誇れるまちとなっています。平和都市宣言及び鎌倉市民憲章について、さらに周知が図られています。

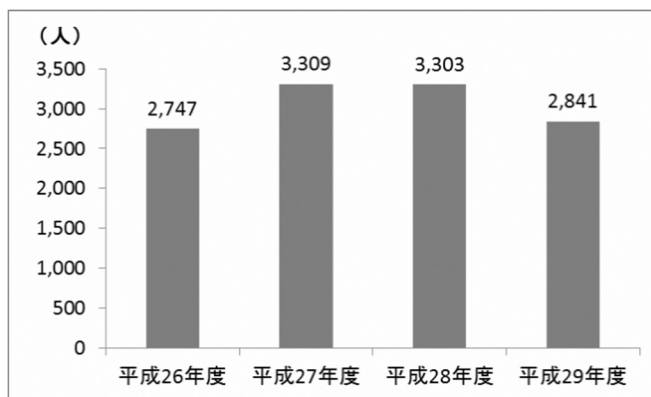
(主な取組)

① 平和推進事業の実施

平和の尊さを訴えるため、市民との協働により、特に若い世代が関心を寄せられるような平和推進事業を実施します。

■この事業分野で指標としているもの

図表 1-1 平和推進事業への参加者数の推移



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・若い世代の参加を促すため、これまでの広報紙や新聞等に加え、ツイッター・フェイスブックなど SNS への対応などを積極的に利用していくべきである。
- ・鎌倉独自の平和への醸成には難しさを感じている。平和への意識が高いとされている広島や長崎、さらには海外の人々との交流等を図るなどして平和意識を高めるなど、これまでと違うアプローチ、工夫を行ってもよいのではないか。

37 **■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール**



42 **■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）**

- 43 ・本市のまちづくりは「平和都市宣言」と「鎌倉市民憲章」の精神を基調に進めるものであ
- 44 り、全ての施策に優先して取り組むべき分野である。
- 45 ・また、SDGs の視点からも非常に重要な目標と捉える事ができる。
- 46 ・しかしながら市民ニーズが低い、認知度が低いということは、これまでの取組みが効果的
- 47 なかったといえることができる。
- 48 ・基本計画改訂にあたっては、この分野の重要性を再認識したうえで、効果的に事業を進め
- 49 ることができるよう目標とすべきまちの姿や主な取組みの構成、KPI の設定を行うこと
- 50 が必要である。

1. 人権を尊重し、人との出会いを大切にするまち

(2) 人権を尊重し、だれもが社会 参画できるまちをめざします

一人ひとりの基本的人権が尊重され、人種・国 籍・性・出身・障害などによる差別を受けること なく、男女共同参画の理念に基づく社会の実現を はじめ、だれもが社会のあらゆる分野に参画できるまちをめざします。

施策の方針1 人権施策の充実

(目標とすべきまちの姿)

人権問題が複雑・深刻化するなかで、「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実や、学校・家庭・地域間の緊密な連携により人権教育を推進することで、だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、子育て・介護などの家庭責任の男女間での分担、労働環境の向上、地域社会での助け合い、支え合いが実現しています。

(主な取組)

①人権意識の醸成

- (1) 市民一人ひとりが、人権問題へ関心を寄せ、他者を思いやり、行動することができるよう、人権啓発の方 法等を工夫し、より効果的な啓発活動の推進に努めます。
- (2) 学校・家庭・地域が緊密な連携を図りながら人権教育を推進するため、学習・相談・交流等の機会を設けます。

②人権関係機関との連携

関係機関と連携し、人権に関する相談・救済支援体制の整備・充実を図ります。

③人権施策の充実

昨今の人権を取り巻く環境の変化を踏まえ、「かまくら人権施策推進指針」の必要な改訂を行い、それに基づき、市民、事業者、NPO 等とともに、さらに、人権施策の推進を図ります。

④だれもが参画できる社会の推進

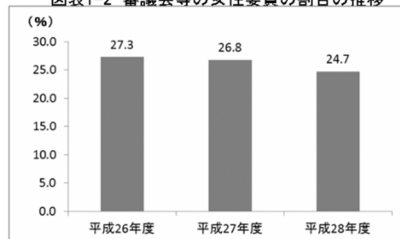
政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野へだれもが参画できる社会をめざします。特に、女性の参画を推進する視点から、審議会等委員における男女比の均衡に努めます。

⑤男女共同参画社会実現のための総合的な施策の実施

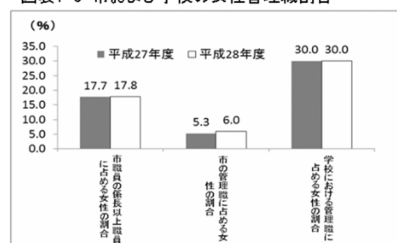
条例に基づき、行政、市民、関係機関・団体、事業者等が相互に連携・協力しあい、男女共同参画社会実現のための施策を実施します。

34 ■この事業分野で指標としているもの

図表1-2 審議会等の女性委員の割合の推移



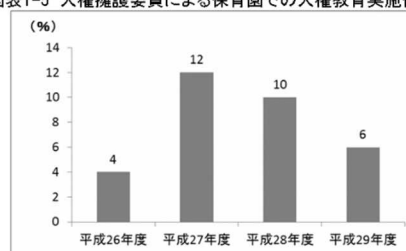
図表1-3 市および学校の女性管理職割合



図表1-4 近隣都市における市町議会における女性議員比率(平成27年度)



図表1-5 人権擁護委員による保育園での人権教育実施件数の推移



35 ■鎌倉市民評価委員会からの提言

- 男女共同参画社会とは女性の社会進出、家事の社会化をすることではない。性別役割分業を改善し、それぞれ性の特徴を生かした施策を望む。
- 多様化の社会の中で、まずは子供たちへの教育に力を入れてほしい。人権施策が男女共同参画といった大人対象の取組に比重が置かれるのではなく、女性、子供、障害者、高齢者など様々な人権施策が必要になってくる。特にインターネットによる人権侵害、性的指向、性同一性障害の施策は急務である。そのため、学校教育でこういった分野の理解を深める機会を十分に設けていくべきではないだろうか。
- 「目標とすべきまちの姿」として、「だれもが市民として尊重され、あらゆる分野への参画ができる社会になっています。」と掲げられているが、どの様な方法でこれらの状況を把握するのか困難である。
- 「目標とすべきまちの姿」にある、「特に、行政、市民、地域社会、事業者など社会全体で男女共同参画社会の形成に取り組むことで男女共同参画の意識が根付き、」について、「行政」については理解できるが、「市民」「地域社会」「事業者」など「行政」の範囲外の目標が掲げられている。

53 ■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



59 **■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）**

- 60 ・「かまくら人権施策推進指針」や「かまくら男女共同参画プラン」に沿って事業を行って
61 きたが、近年ではLGBTへの理解促進、SNS等インターネット環境上での人権侵害な
62 ども問題になっている。また、市民意識調査では、これまで「取組を知らない」という認
63 知度の低さは毎年上位にランクされ、施策間の重要度では、「重要でない」施策の上位に
64 挙がっており、興味関心を持っている市民が少ないことが懸念され、効果的な啓発活動
65 どのように行政が行っていくべきかについて、検討が必要である。
- 66 ・市民ニーズが低いというのが大きな問題であり、自分には関係ないと思う意識が人権侵害
67 などに繋がることが懸念される。
- 68 ・困難を抱える人たちへの寄り添った支援といった対処療法的なもの、事前予防としての普
69 及啓発活動、さらには都市の質を高めるための施策（女性活躍、LGBT への理解など）、行
70 政として何をやるかを明確にし、計画を策定することが重要。
- 71 ・（目標）に「かまくら人権施策推進指針」に基づく施策の充実…」とあるが、基本計画が
72 最上位計画であり目標設定が不適切。
- 73 ・全ての個別計画に共通することであるが、総合計画を最上位計画とした体系整理を今一度
74 行うことが求められる。

1 **1. 人権を尊重し、人との出会いを大切にすまち**

2 **(3) 世界に開かれたまちをめざします**

3 世界各都市との交流をとおして地域レベルでの国際理解を深め、市民主体の幅広い
4 国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違いを越えて、だれもがともに仲良く
5 暮らせるまちをめざします。

7 **施策の方針1 多文化共生社会の推進**

8 **(目標とすべきまちの姿)**

9 国籍や民族の異なる人々が互いの文化を認め合い、情報交換や情報発信がさらに促進さ
10 れるとともに、公共施設利用案内の翻訳や改善が行われ、だれもが安全で安心して暮らせ
11 るまちとなっています。

12 **(主な取組)**

13 **①多文化共生社会への理解**

14 学校教育や生涯学習の場で、国際教育や平和教育、人権教育の推進に努めます。

15 **②外国籍市民が暮らしやすい環境の整備**

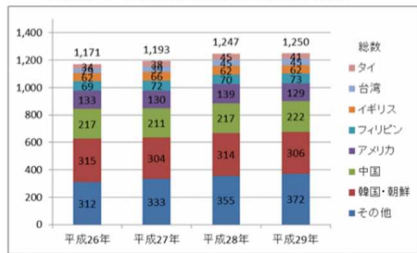
16 外国籍市民への情報提供の充実と、意見の反映に努めます。

17 **③国際交流・協力活動への支援・促進**

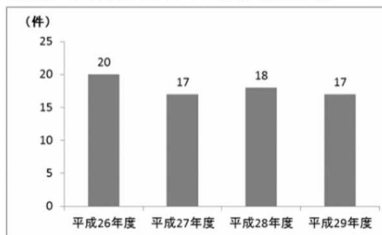
18 利用できる制度の紹介をはじめ、効率的な情報提供を行います。市と市民・市民団体が
19 連携しながら、ネットワーク化や情報の共有化を図るとともに、活動の拠点づくりを
20 めざします。姉妹都市等提携都市※1 との交流活動、国際協力活動又は国際理解活動の促進
21 を図ります。

23 **■この事業分野で指標としているもの**

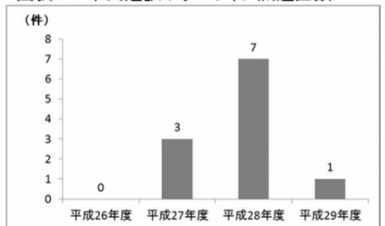
図表1-5 国籍別外国人市民数の推移



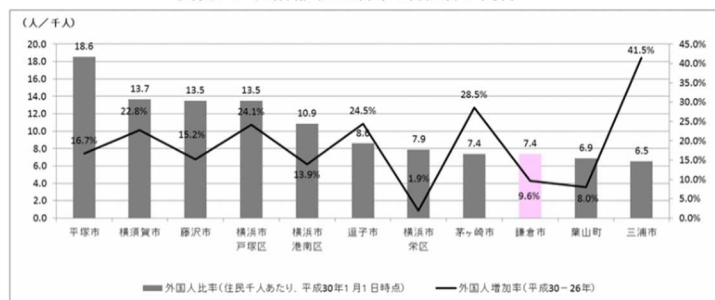
図表1-6 国際フェスティバル参加団体数



図表1-7 市民通訳ボランティア派遣回数



図表1-8 近隣都市の外国人居住者の割合



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・外国人の SNS 活用による情報収集など、鎌倉市からの情報の外国語変換などへの迅速な対応の方が必要となってくることが予想される。
- ・いずれのフェスティバルや交流会、支援も、一部分にしか浸透していないことが、市民認知度の低さにつながっている。
- ・姉妹都市等交流を図っている団体に奨励金を交付し、促進を図っているとのことだが、どのようなサポート、助言をしているか見えない。
- ・オリパラに伴うホストタウン登録の検討などを具体的に進める必要がある。
- ・パートナーシティとの連携や国際交流フェスティバルは目標達成の手段として評価するが、多分化共生の「理解」に直結するか疑問である。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・グローバル化が進む中、多文化共生社会への理解促進は重要であるが、国際交流フェスティバルなど一部の事業しか行われていない。
- ・また、姉妹都市等との都市交流も周年事業以外はほとんど無く、施策間の重要度でも「重要でない」施策の上位に位置している。

- 47 ・しかしながら、今後、東京オリンピック・パラリンピックに伴う外国人観光客の増加、フ
48 ランス・セーリング連盟との事前キャンプに係る協定の締結などの機会を捉え、交流を通
49 じて、多文化共生社会への関心を高めていくことが期待されている。
- 50 ・また、語学に堪能な市民も多く、ボランティア活動への関心も高いことから、通訳ボラン
51 ティア等の活動の活性化が望まれる。
- 52 ・「世界に開かれたまち」の実現に向けて「世界各都市との交流をとおして地域レベルでの
53 国際理解を深め、市民主体の幅広い国際交流・協力活動を支援するとともに、国籍の違い
54 を越えて、だれもがともに仲良く暮らせるまちをめざす。」「国籍や民族の異なる人々が互
55 いの文化を認め合い、情報交換や情報発信がさらに促進されるとともに、公共施設利用案
56 内の翻訳や改善が行われ、だれもが安全で安心して暮らせるまちとなっています。」とい
57 った受け入れることのみを前提とした施策展開だけで良いかは議論が必要。グローバル
58 な視野を持ち、また多様性への理解と高いコミュニケーション能力を有する人財育成、そ
59 の基礎となる価値観をどのような切り口で培うかなど、教育や青少年の分野とも連携し、こ
60 れからの時代に必要となる施策にも注力すべきである。
- 61 ・交流や相互理解は重要であるが、さらに一歩進め共同研究や政策連携といった領域を目指
62 すべきと考える。

2. 歴史を継承し、文化を創造するまち

(1) 歴史環境を保全します

先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。

施策の方針1 歴史的風土の保存

(目標とすべきまちの姿)

国指定史跡、歴史的風土保存区域内の枢要な地域に恒久的保存措置が施され、歴史的遺産と自然的環境が保存されています。

(主な取組)

①歴史的風土特別保存地区の指定拡大

歴史的風土保存区域内の枢要な地域の恒久的保存措置に努めます。

②歴史的遺産と一体的に構成される山稜部の保存管理

歴史的遺産と一体的に構成される山稜部について、関係機関等と連携・調整を図り、保存管理に努めます。

施策の方針2 史跡の指定、保存・管理、整備及び活用

(目標とすべきまちの姿)

歴史的・学術的に重要な遺産については、順次、史跡指定などの手続きが進められ、保存管理計画のもと、適正な管理により保護されています。また、整備された史跡については、公開・活用が図られています。

(主な取組)

①史跡の公有地化

国指定史跡である永福寺跡、鶴岡八幡宮境内（御谷地区）、北条氏常盤亭跡及び東勝寺跡等の保全を図るため、必要に応じて公有地化を進めます。

②新たな史跡の指定

歴史的・学術的に重要な遺産について、新たに国指定史跡等の指定に向けた検討、準備を進めます。

③史跡の管理、整備及び活用

国指定史跡の適切な保存管理を図るため、保存管理計画の策定を進めます。国指定史跡の整備・活用に向けて検討を進めるとともに、維持管理に努めます。

④史跡永福寺跡の環境整備

史跡永福寺跡については環境整備事業を進め、将来、史跡（歴史）公園として整備・活用を図ります。

37 施策の方針3 文化財の保存、調査・研究、情報の充実

38 (目標とすべきまちの姿)

39 文化財保護体制の強化により、文化財指定件数が増え、文化財の適切な保存が図られてい
40 ます。発掘調査体制が強化され、市内遺跡の発掘調査及び報告書刊行が円滑に行われていま
41 す。文化財資料がデータベース化され、出土品、歴史資料等の整理、保管がなされています。
42 保管する文化財は展示施設等で一般に公開されるとともに、文化財の調査・研究の成果は、
43 学校教育・生涯学習事業と連携し、市民への情報として発信されています。郷土芸能大会
44 などによる情報発信により、伝統芸能の保護・技術の伝承が図られています。

45 (主な取組)

46 ①文化財の保護・継承体制の強化

47 (1) 文化財の保護を図るため、出土品、民俗資料及び中世鎌倉を中心とした鎌倉の歴史
48 資料の整理・保管を継続するとともに、文化財の指定・登録等を推進します。

49 (2) 発掘調査研究、文化財の保存修理及び市民等との協働による史跡の適切な維持管理
50 等の推進により、文化財保護の取組を進めます。

51 (3) 鎌倉国宝館の文化財保護施設としての活動・機能の充実を図り、文化財の保護・継
52 承に努めます。

53 ②発掘調査体制の強化

54 埋蔵文化財の包蔵地が市域の6割以上という本市の特殊事情を踏まえ、発掘調査・研
55 究体制の強化・充実を図り、本市の特殊事情にあった手法による発掘調査を実施します。

56 ③文化財に関する情報発信

57 (1) 鎌倉の歴史資料等の公開及び学習の場となり、新たな文化的発信拠点となる施設の
58 整備を推進します。

59 (2) 鎌倉国宝館において、保管する文化財を一般公開するとともに、研究成果の公開の
60 場として講座を開催するなど、公立博物館として生涯学習事業・学校教育事業を支
61 援します。

62 ④伝統芸能の保存・継承

63 伝統芸能を保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

66 ■この事業分野で指標としているもの

図表2-1 神奈川県内の歴史的風土特別保全地区

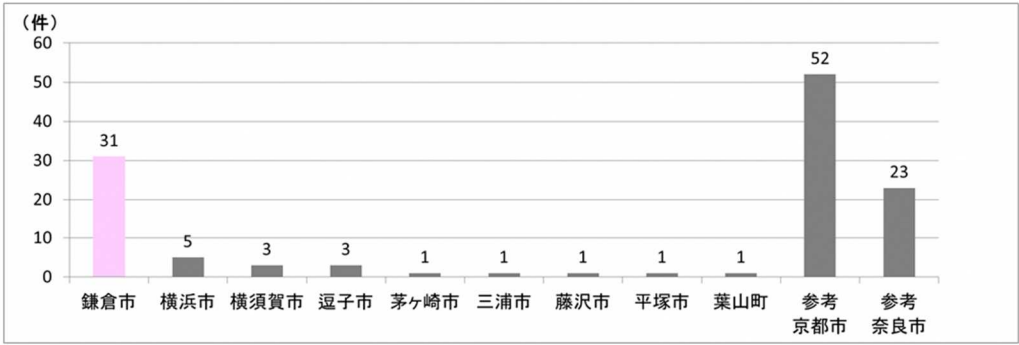
市	地区名	面積(ha)
鎌倉市	朝比奈切通し	7
	瑞泉寺	119
	護良親王墓	2
	浄妙寺	8
	永福寺跡	6
	寿福寺	18
	建長寺・浄智寺・八幡宮	172
	円覚寺	29
	大仏・長谷観音	110
	極楽寺	10
	稲村ヶ崎	6
	妙本寺・衣張山	67
	名越切通し	20
	合計	574
参考:京都市合計		約 2,861
参考:奈良市合計		1,809

図表2-2 神奈川県内の歴史的風土保全区域

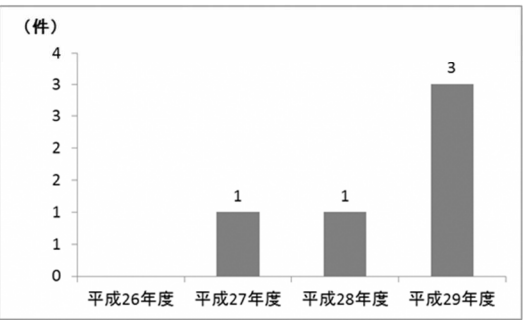
市	地区名	面積(ha)
	朝比奈	142
	八幡宮	308
	山ノ内	158
	長谷・極楽寺	207
	大町・材木座(鎌倉市部分)	167
	逗子 大町・材木座(逗子市部分)	7
合計		989
参考:京都市合計		約 8,513
参考:奈良市合計		2,776

67

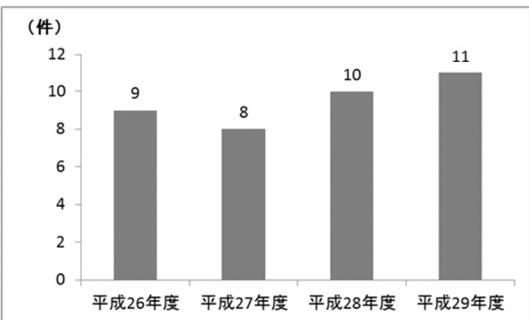
図表2-3 近隣都市における国指定史跡数(平成30年5月1日時点)



図表2-4 国指定史跡の公有地化件数



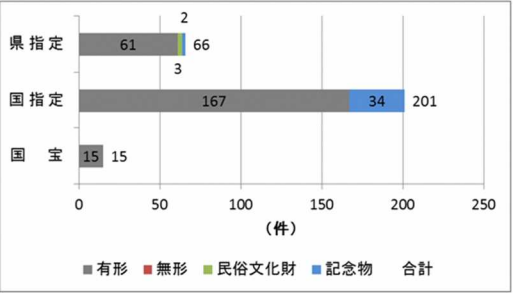
図表2-5 市内の維持管理を実施した史跡数



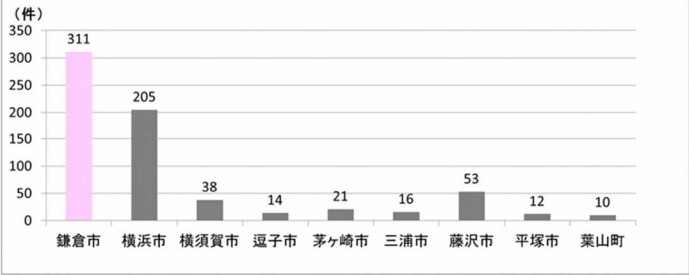
68

69

図表2-6 市内の文化財数(平成29年12月1日現在時点)

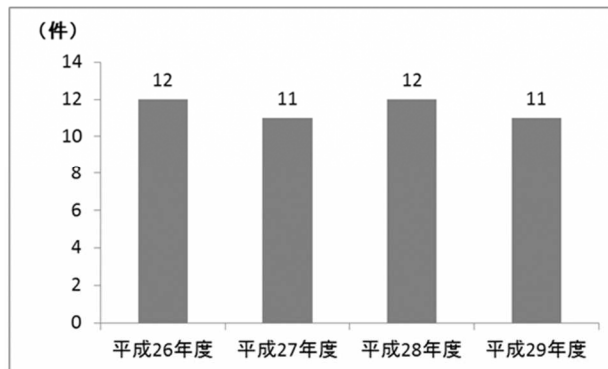


図表2-7 近隣都市における国指定史跡数(平成30年5月1日時点)

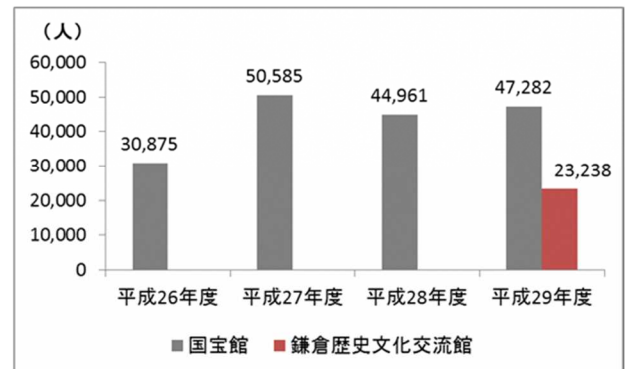


70

図表2-8 文化財保存・修理事件数



図表2-10 市内の文化財展示施設の入場者数



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・指定拡大とともに、保存・管理の優先順位を明らかにすべきである。
- ・歴史環境分野における取組の認知度は高いが、取組内容がそうさせているとは一概に言えない。「許認可事務件数」「届出受理件数」「許認可に関する経由事務件数」「窓口相談問い合わせ件数」等を報告しPRしたらいかかが。
- ・良好な環境を維持するため、風致地区内を巡回するなどして違法建築の取り締まりに努めてほしい。
- ・歴史的都市として必要な事業。
- ・新たな財源については、観光との連携やふるさと寄附金の活用など、他の分野と協力しての推進を視野に入れて欲しい。
- ・史跡買収事業の管理計画を立て、市民への周知と関心を高めることが必要（史跡買収の年次計画を指標化すべき）。
- ・文化財をデータベース化すると他の様々な事業の計画等が立てやすくなる。また、様々な指標が作りやすくなるので、早急に構築すべき。
- ・「減ることのない」文化財の保存について長期的展望を示して欲しい。
- ・教育や授業として何回利用されたか等についても指標として頂きたい。
- ・鎌倉国宝館、鎌倉歴史文化交流館は、教育、学術及び文化の発展に寄与することが目的とのかたくなに考えるのではなく、観光地でもあるので、目玉として、もっと広くの人に鎌倉の文化を知ってもらうよう発信する。
- ・鎌倉歴史文化交流館は魅力ある企画を実施し、近隣住民の理解を得て、鎌倉を知る施設として運営されることを望む。
- ・29年度開館した鎌倉歴史文化交流館については指標にある「入館者数」のみならず、開館初年度における「積極的な運営」の具体的な実施内容やその成果・問題点について記載すべきである。

■この分野の取組に関連するSDGsのゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・総合戦略策定時（平成 27 年）に実施したアンケート調査によれば、転居先として本市を選んだ決め手については、「山並みの緑などの自然環境」が 24.5%と最も高くなっており、特に「鎌倉地域」では更に「歴史的景観」がこれに加わる。このことから、この分野のさらなる充実は非常に重要である。
- ・しかしながら、歴史的風土特別保存地区の指定拡大は、国をはじめ関係部署との調整に大きな変化はなく、ハードルが高いものと考えられる。
- ・このため、引き続き風致地区条例及び古都保存法の趣旨等について、理解と協力をもとめ、歴史的風土の保存と緑地の保全を図っていくとともに、特に法指定した歴史的風土の保存活用（適正な維持管理）について、社会資本マネジメント計画とも連携を図りながら取り組んでいくことが不可欠であり、次期基本計画期間においてはその仕組みづくりと実践が最優先課題となる。
- ・既指定の史跡公有地化とともに新たな史跡指定、計画的な史跡買収や多くの文化財を保存していかなければならないなか、国・県の補助も満額交付されない現状を踏まえると、市民評価委員会からの提言にもあるように観光との連携やふるさと寄附金の活用など、他の分野と協力した事業推進、財源確保を検討すべきである。
- ・そして財源確保と連動した史跡買収、維持管理計画（個々の史跡の保存管理計画ではなく全体計画）の策定、文化財の保護・継承、情報発信の体制構築に取り組むことが必要である。
- ・永福寺跡地の整備・公開、鎌倉歴史文化交流館の開館などにより、文化財の保存、調査・研究、情報発信の充実のための取り組みが進みつつあることから、これらの効果的活用が求められる。
- ・このため文化財のデータベース化とともにその積極的な活用、さらには適切な指標づくりに取り組むことが求められる。
- ・特に施策の方針 3「文化財の保存、調査・研究、情報の充実」で主な取組として提示されているものはどれも重要ではあるが、計画期間内に対応可能なものとなるよう（総花的なものではなく、注力し実現させるものをしっかりと記述）見直しを行うべき。
- ・基本構想に示す「先人から営々と築かれてきた、世界に誇る貴重な歴史的遺産を保存・活用し、後世に伝えるとともに、日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承に努めます。」の達成状況としては、「歴史的遺産の保存」は一定の成果が上がっているものと考えられるが、「活用」「日々の生活のなかに息づいている暮らしの文化の保存・継承」の部分の取組みの成果があまり見えていない。次期基本計画策定にあたっては、この部分でいかに効果を上げるかが重要と考える。

2. 歴史を継承し、文化を創造するまち

(2) 新たな文化を創造・発信します

鎌倉のもつ歴史や文化、さらには、豊かな人材を生かしながら、人の心を豊かにし、まちにゆとりとうるおいを与える文化を創造し、発信するまちをめざします。

施策の方針1 文化活動の支援・推進

(目標とすべきまちの姿)

文化活動の場や機会の提供、市民の自主的文化活動や若い世代への文化活動の支援、さらに、文化施設等の連携や、市民・事業者・NPO等の連携によりさらなる文化活動の推進が図られています。文化施設は、鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき整備され、文化資源が適切に整理・保存・活用されています。

(主な取組)

①文化活動の条件整備

市民が身近な場所で、実演芸術の鑑賞や、気軽に文化活動へ参加できるよう、機会や場の提供、情報の充実を図ります。

②文化施設の整備

鎌倉市公共施設再編計画基本方針に基づき、文化施設の整備や修繕を進めます。

③文化活動の推進

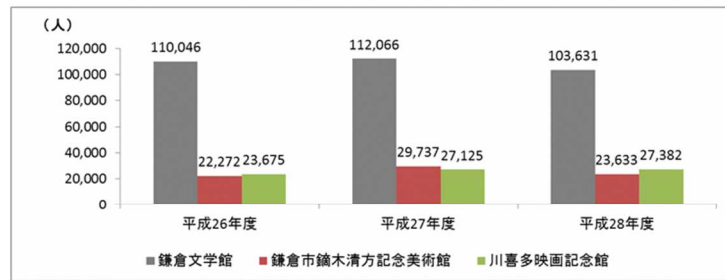
(1) 鎌倉市文化推進プラン21に基づき、歴史的遺産や文化資源を活用して、来訪者にも歴史と文化が生きる鎌倉を発信します。

(2) 歴史文化を包括した文化施設等の活用を進めるとともに、市民・事業者・NPO等との連携を図りながら、本市は市民の力を結集することで、市民の文化・芸術活動を推進します。

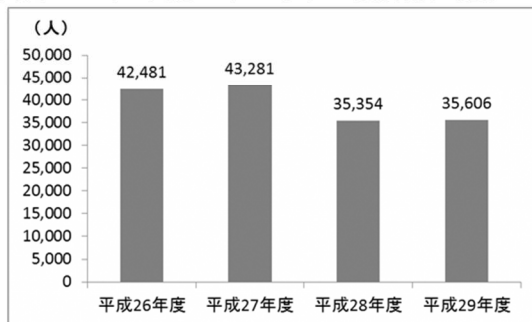
(3) 若い世代が行う多様な文化活動の支援を進めます。

■この事業分野で指標としているもの

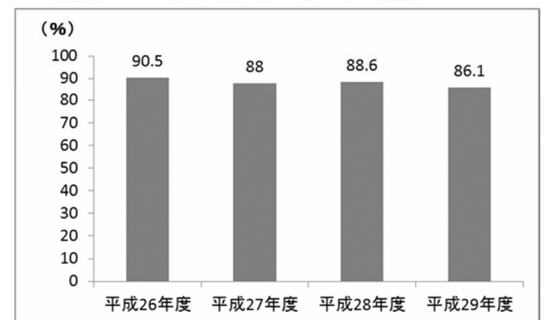
図表2-11 市内の芸術文化鑑賞施設の利用者数の推移



図表2-12 市が実施した文化事業の観覧者数の推移



図表2-13 鎌倉芸術館の利用率の推移



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・指定管理者との連携、PDCA はうまくいっているか検証されるべき。
- ・実施内容に「各施設のネットワークを強化」「鎌倉の様々な文化を体感することができる環境を整えた」とあるが、具体的に何を行なったかについて一切触れられていない。例えば「何々を実施することで何々を強化した」という表現で報告願う。
- ・市民が文化に触れる機会を提供する、支援するとあるが、以前から評価委員会で提案があるような市民は施設入館料を割引くなどの優遇制度があれば効果的なのでは。気軽に市民に文化施設に訪れたいような事業提案がほしい。
- ・「目標とすべきまちの姿」に掲げられているどの「姿」も非常に明確であり（施策の方針）に沿った目標であるため、それぞれどの様な「場や機会の提供」「支援」「連携」「計画に基づく整備」が行われて、それに伴い、どの様な事業を行っているかについて明記していただきたい。また、具体的に何をもって「適切」と判断できる「整理・保存・活用」を行っているのかについても明記して頂きたい。
- ・「指標」の「施設利用率」としている鎌倉芸術館管理運営事業について、指標として設定した理由を「鎌倉市の芸術文化の拠点である鎌倉芸術館の機能を十分に発揮できるようにするため。」としているが、「施設利用率」が増えると何故「機能を十分に発揮できる」ようになるのか、またそれによって「文化活動の推進が図られている」と言えるのか、ただ単に「施設」を利用しているだけでは「文化活動を行っている」とは言えず、「文化活動」のために施設を利用しているかが重要である。

- ・市の使命として文化は持続的に実施していく必要がある。
- ・受益者負担については、不公平を感じる市民も存在しており、時代の変化を見据え、見直す必要がある。
- ・文化施設は、観光部門と連携を図りながら活用方向を検討していただきたい。
- ・鎌倉にふさわしい文化芸術の創造・発信の支援を改めて考えていくべきである。
- ・鎌倉らしい「文化」としてバックアップするような施策が見えない。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・鎌倉の魅力は歴史的な資産の積み重ねと、時代ごとに新しい文化を創造し、発信してきたことにありと考えられる。施設の管理運営や市民活動の支援等も重要であるが、その様な視点での施策の再構築が必要であると考ええる。
- ・市民意識調査では、施策自体の重要度が低いことから、この分野の取組みを充実させるためには、市民の文化に対する理解を深めていくことが求められる。
- ・また、ハード面では、鎌倉芸術館など、市民の文化活動を支える施設として、適切な維持・管理が求められている。今後は、観光面との連携などにより、施設の設置目的と財政負担の軽減など、統合的な取組みが求められる。
- ・ソフト面では、鎌倉市民文化祭の開催が文化事業の中心となっているが、文化事業の手法については、見直しの検討が必要と思われる。
- ・総合計画が最上位計画であるにも関わらず、「公共施設再編計画方針に基づき」「文化推進プラン 21 に基づき」という文言が記述されていることに違和感がある。修正を要する。

3. 都市環境を保全・創造するまち

(1) みどりの保全・創造・活用を図ります

市民・滞在者・事業者などの参加・協力のもと、自然環境を基本にしたみどりのネットワークを広げ、地域の特性を生かしながらうまいとやすらぎのあるまちをめざします。

施策の方針1 みどりの保全

(目標とすべきまちの姿)

国・県との適正な役割分担による広域的な緑地保全・管理施策が進められています。また、より充実した施策により、緑地の質が高まっています。土地所有者・市民をはじめ、関係機関等の協力により、地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正に行われることで、着実に施策が進捗しています。市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。

(主な取組)

①緑の基本計画の推進

緑に関する施策と景観に関する施策の一体的な展開を図ります。緑の基本計画に基づき、引き続き、地域制緑地の指定等による緑地の保全、緑化の推進等に努めます。

②緑地の質の充実

良好な緑地環境を保全するため、国・県と協力しながら、緑地管理に関する広域的な施策展開を図ります。また、緑地保全施策の充実により、緑地の質の充実に努めます。

③身近な緑の保全・創造

市民の発意と行政の連携による緑地保全制度の確立と、緑化地域指定に向けた関係機関等の調整を図ります。

施策の方針2 都市公園等の整備・管理

(目標とすべきまちの姿)

都市公園等は、地域の特性や利用者のニーズに対応した整備・活用がされることにより、市民の憩いの場となっています。また、近隣住民の活発な参画・協働により、効率的に運営・管理されています。その結果、市民1人あたりの公園面積14.6㎡を確保しています。指定管理者制度※3やNPOとの協働により、公園は適正に管理されています。さらに、老朽化した公園のリニューアル等にあたっては、市民との議論の場を設けて、市民のニーズを反映しています。また、公園施設の長寿命化計画に基づく改築・更新により、ライフサイクルコストの削減を図っています。野生生物の生息・生育地として、自然の生態系と調和した都市公園等が整備され生物多様性が保全されています。

(主な取組)

①多様な都市公園等の整備

(1) 鎌倉広町緑地、(仮称)山崎・台峯緑地などについて整備を進めるとともに、地域

の特性や利用者の利便性、多様化するニーズに対応した公園の整備に努めます。それぞれの緑地の特性に合った整備・活用に努め、緑とふれあい、楽しく、快適に集い、憩える場の創出を図ります。

(2) 公園の借地方式※4 による効率的な整備が可能なことから、こうした手法も視野に入れて近隣住民の参画・協働による公園の整備に努めます。

②都市公園等の適正な管理

指定管理者制度の導入や NPO 等との協働により、市民が快適に利用できる空間を創出するよう、都市公園の適正な維持管理を図ります。

③公園施設の老朽化等への対応

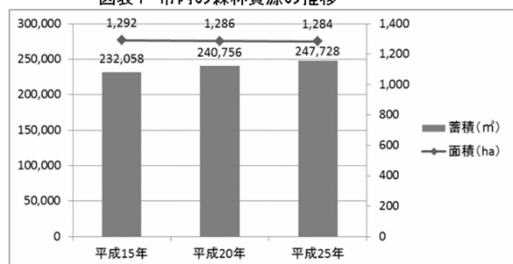
ワークショップ※5 等の手法を活用して、老朽化した公園のリニューアルを図るとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減に努めます。

④緑地の適正な管理

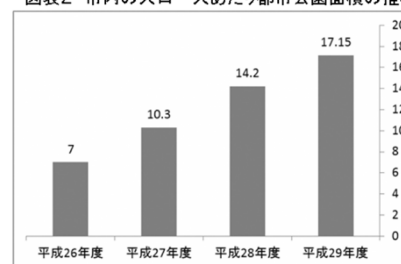
緑地の質の向上をめざすとともに、防災等の観点から、緑地の適正な維持・管理を図ります。

■この事業分野で指標としているもの

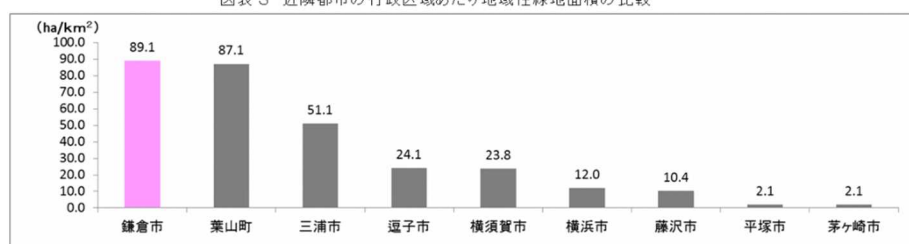
図表1 市内の森林資源の推移



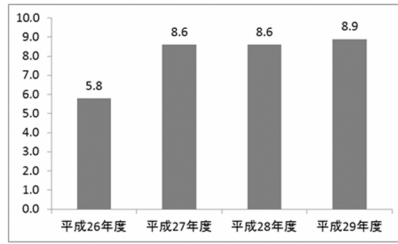
図表2 市内の人口一人あたり都市公園面積の推移



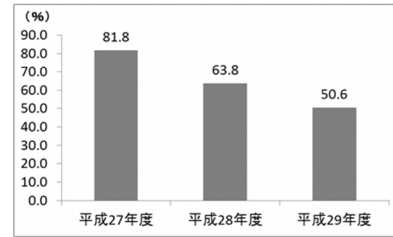
図表3 近隣都市の行政区画あたり地域性緑地面積の比較



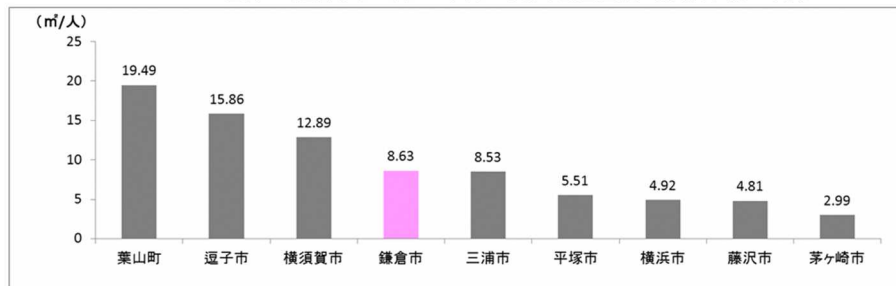
図表1 市内の人口一人あたり都市公園面積の推移



図表2 伐採、枝払い等の要望件数に対する達成率の推移



図表3 近隣都市の人口一人あたり都市公園面積の比較(平成27年度)



■鎌倉市民評価委員会からの提言

(緑の保全等)

- ・市民の協力・協働が不可欠な事業である。
- ・充実した施策による緑地の質の向上のためにも、さらなる「樹林管理事業」の充実を求めたい。
- ・「計画に従って」の様な記述には、計画がどのようなものであるか、具体的に記述して頂きたい。
- ・「鎌倉市のみどり(平成29年度版)」がまとめられたが、それをどの様に実施事業に繋げていくのが重要である。
- ・緑の基本計画に基づき、市民の協働、住民の自発的な緑地保全への取組を支援している点を評価。
- ・ふるさと寄附金との連携を継続し、寄附金増加を努力すべき。
- ・限られた地域に対する取組が多く、鎌倉市全体のみどりの保全、充実に関する具体的な取組が欲しい。

(都市公園等の整備・管理)

- ・人口減少が想定される時代環境の中、公園用地取得は慎重であるべきである。
- ・公園の維持管理にあたっては、協力体制をつくりあげ、みんなの公園意識が持てるよう、地域住民・市民との意見交換を行い、ニーズを組み入れておくことが求められる。
- ・公園遊具の6割が要補修更新とあり、全公園の遊具等の現状を調査し、長寿命化計画に反映させる必要がある。
- ・より多くの市民が活用できるようアクセス手段を検討する必要がある。

■ この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■ 基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・鎌倉広町緑地や山崎・台峯緑地などの保全により、近隣市に比べ大規模な都市公園等を有しており、市内に大規模な緑地が保全されていることは、本市の魅力の一つとなっており、市民意識調査でも施策間の重要度では、「重要である」施策の上位に位置付けられている。
- ・都市の骨格となる緑の保全が概ね終了し、これに連なる縁辺部の緑の保全に取り組んでいる状況であるが、これまで取得した緑地の維持管理が大きな課題となるとともに、近郊緑地特別保存地区の買い入れ申し出への対応、緑地保全基金の枯渇などの厳しい環境下において何を優先していくべきか（分野内だけでなく、他分野とのバランスも含め）を十分に議論することが必要である。
- ・子育て世代のニーズに対応した公園が少なく、遊具等の老朽化も進んでおり、市民ニーズにあった魅力的な公園づくりが課題として挙げられているが、人口減少、高齢化の進行といった今後迎える社会環境を踏まえた検討が必要である。
- ・また、量の確保も必要ではあるが、有効活用が最も重要であることを踏まえた施策展開が求められる。

3. 都市環境を保全・創造するまち

(2) 鎌倉らしい都市景観をつくりだします

地域の個性を尊重した都市景観を守り、育て、つくることにより、快適で、魅力的、鎌倉らしい都市空間の創造を進めます。

施策の方針1 良好な都市景観形成事業の推進

(目標とすべきまちの姿)

都市の歴史をほうふつさせ、また自然環境の豊かさを視覚的に認識できる魅力的な都市景観が形成されています。地域の貴重な景観資源が保全されるとともに、景観資源を活用した地域ごとの個性豊かな景観が形成されています。緑で分節化されたヒューマンスケールな都市特性を生かし、地域の個性を重視した風格のある都市景観が形成されています。市民・事業者・NPO等の協働により、景観的な視点からの総合的なまちづくりが推進されています。

(主な取組)

①良好な都市景観形成の誘導

(1) 景観法を活用し、景観形成の視点から総合的な施策展開を行います。鎌倉の自然環境と歴史的遺産が融和した景観特性に配慮し、地域の個性を生かした景観形成を推進します。公共性の高い視点からの優れた眺望景観を保全・創出するため、眺望に配慮した市街地の景観形成を進めます。

(2) 商業地におけるにぎわい、工業地における整然とした空間、住宅地の緑豊かなゆとりある空間の維持など、都市の活力や地域イメージの向上などに配慮し、土地利用計画に沿った景観形成を誘導します。特に、景観的な配慮が求められる地区では、重点的に景観形成を進めます。地域の貴重な景観資源を生かした景観形成を推進します。

②都市景観形成事業の推進

(1) 良好な都市景観形成を進めるためには、市民・事業者・NPO等の自主的な活動だけではなく、行政も、周辺環境や地域の個性に配慮した能動的な取組や支援が必要です。

(2) 都市の骨格であり景観上重要な公共施設（道路、海岸、河川等）において、国、県など関係機関との相互調整により、公共空間の質の向上に努めます。

③市民・事業者・NPO等との協働

(1) 市民・事業者・NPO・行政のそれぞれの責任や役割を明確にし、協働による景観形成を進めます。

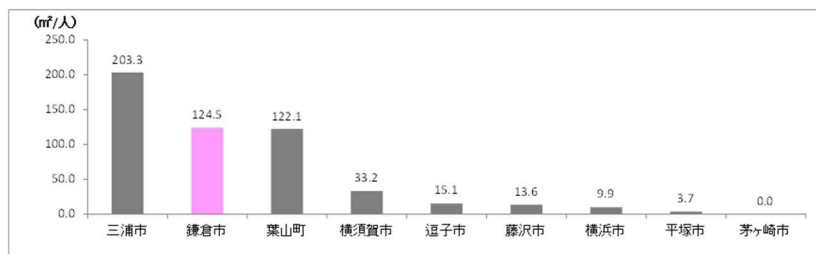
(2) 次代を担う若年層に対し、教育機関等と連携した広報活動や教育活動を推進します。

④屋外広告物等の質向上への取組

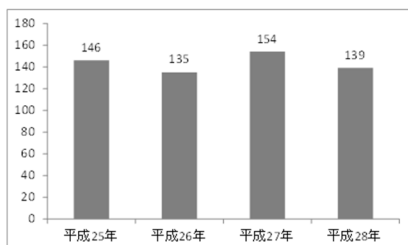
屋外広告物等は、まち並みを構成する重要な要素であることを踏まえ、鎌倉にふさわしい質の高いデザインとなるような適正な誘導を図ります。

38 ■この事業分野で指標としているもの

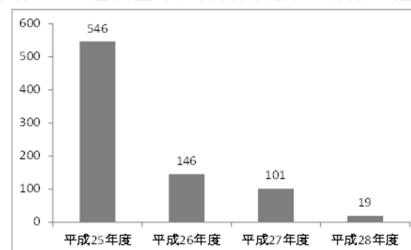
図表3-3 1人あたり風致地区面積の比較



図表3-1 景観地区内における建築物計画認定件数の推移



図表3-2 違反屋外広告物簡易除去件数の推移



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・ 景観計画の策定、評価、検証で 10 年が経過している。景観形成・具体的活用にスピード感が足りない。景観重要建造物は、保全・活用に向けてスピードを増さないと老朽化する。
- ・ 旧華頂宮邸、旧村上邸などを地域の貴重な資源と位置づけていると思うが、建物は風化が早い。スピードのある対応を望む。
- ・ 「都市景観形成事業」についての指標の設定が必要。目標や取り組み内容等に異論はないが、事業に対する効果がわかるものがないと評価しにくい。例えば改定したという景観計画に関わる指標などを設定してもらえると評価がしやすい。
- ・ 平成 30 年度の目標にある「若宮大路と小町通りについて建物の形態意匠の明確な基準を定める」にさらに踏み込んだ計画と実行を期待する。
- ・ 「地域の貴重な景観資源」とは何か。特定されているのか、もし特定されているのであれば、それらにそれぞれどのような地域ごとの個性があるのかを明確にし、個別の保全計画及び活用による地域ごとの景観を策定すべき（そもそも活用による景観形成とは何か。）。
- ・ この施策は景観の形成であり、景観資源の活用ではない。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・景観形成は、行政が進めるものではなく、市民（住民）・事業者とともに取組むものであり、自主まちづくり計画や住民協定の策定等、地域住民自らの発意による取り組みは評価されるが、策定時から形骸化せず活発に取組みが継続しているのか、また、適切な支援・連携がおこなわれているのか不明である。市民の景観意識向上のための様々な取組が進められているが、新規地区指定などの成果があがっていない。
- ・景観法制定時の様な景観に対する市民意識の高まりに期待できないのであれば、他のまちづくり手法との連携や役割分担など都市景観形成事業自体の位置づけを再構築することが必要である。
- ・旧村上邸、旧華頂宮邸、扇湖山荘など、歴史的文化的価値の高い、景観上重要な公共施設の適切な維持・管理及びその活用が求められている。
- ・目標及び取組みはかなり広範なものとなっているが、地域の景観資源を生かした景観形成、景観上重要な公共施設の（公共空間の）質向上などあまり取組が進んでないものにどう対応するか、特に主な取り組みの構成を再検討することが必要。

3. 都市環境を保全・創造するまち

(3) 省資源・循環型社会をめざします

良好な生活環境の確保、美しい海岸、古都の風情の保全のため、市民・滞在者・事業者・行政が一体となって省資源・リサイクルを進め、循環型社会をめざします。また、省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進します。

施策の方針1 3Rの推進・ごみの適正処理

(目標とすべきまちの姿)

大量消費・大量廃棄社会からの脱却についての市民等の理解が浸透し、家庭系ごみ及び事業系ごみの発生量は減少しています。ごみ焼却施設は計画的な更改、改修が進み、ごみの焼却効率が上がり、省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理が可能となっています。ごみの発生抑制、再使用、循環資源の再生利用が市民生活に根付き、市民、事業者、市が協働して、安定的で着実なごみ処理が行われています。

(主な取組)

①大量消費・大量廃棄型のライフスタイルの見直し

「ごみを持ち込まない」、「ごみを作らない」、「ごみを出さない」社会づくりのため、ライフスタイルの見直しや生産販売事業者への呼びかけを行います。市民、事業者、滞在者、行政による協働、連携体制をより推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

②ごみの発生を抑えた環境配慮型社会の形成

本市は、これまでもごみの減量・資源化に取り組んできましたが、今後さらにごみの発生抑制、再使用、再生利用を進める施策を推進します。

③安定的なごみ処理体制の確立

ごみ処理にかかる技術的進歩の動向、社会経済情勢の動向を注視し、本市に最も適したごみ処理体制の構築に努め、ごみの減量・資源化に取り組みます。また、財政的負担も踏まえ、効率的かつ安定的なごみ処理を行うため、民間活力の活用も視野に入れたごみの処理体制の確立に努めます。民間活力の導入にあたっては、処理コスト削減の視点だけでなく、市民サービスの向上や将来にわたる安全面も考慮して進めます。

施策の方針2 環境汚染の防止

(目標とすべきまちの姿)

市民の環境保全に対する意識が高く、大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制され、快適なまちづくりが推進されています。環境汚染等の公害が発生した場合に適切な指導、対策等が実施され、地域の環境は良好に保全されています。

(主な取組)

①環境汚染への対応

調査・測定を通して、大気、水質、騒音等の環境を監視するとともに、法令に基づいて事業所への指導を行い、環境汚染のない快適な生活環境の確保のための取組を継続し

ます。

施策の方針3 まちの美化

(目標とすべきまちの姿)

散乱ごみや落書き防止に対する市民や NPO などとの協働により、古都鎌倉の美観に対する意識が多く持たれるようになり良好に保たれています。市民参加によるまち美化活動を中心に、散乱ごみや落書き防止の取組に努めています。

(主な取組)

①ごみ散乱防止対策

ごみの散乱防止は、観光客も含めた一人ひとりの意識の醸成が大切です。引き続きまち美化に取り組む個人や団体と協力して、ごみ散乱防止対策に努めます。

②落書き防止対策の取組

まちの美観や景観を損なう落書きは犯罪です。落書き防止条例に基づき、NPOや関係機関等と連携を図りながら、まちの美観の維持・向上に努めます。

③路上喫煙防止対策の取組

吸い殻散乱のない安全で快適な生活環境を保全するため、路上喫煙のマナーアップの取組を進めます。

施策の方針4 次代に向けたエネルギー・環境対策の推進

(目標とすべきまちの姿)

省エネルギーの推進と再生可能エネルギー等導入に向けた理解が広まり、市民力、地域力を発揮した取組が進展し、歴史と環境が調和した循環型社会システムが構築されています。本市の住宅、事業所、公共施設では、太陽光、太陽熱、燃料電池などの再生可能エネルギー等の普及が進んでいます。

①省エネルギーの推進

市民・事業者・市が主体的かつ積極的に省エネルギーに取り組めるよう、省エネ意識の普及啓発や設備の省エネ化などの施策を展開します。また、市民の省エネルギーの対応及び事業所における環境経営の取組を啓発するとともに、市役所も自ら地球温暖化対策などの環境負荷低減に取り組みます。

②再生可能エネルギー等の導入推進

太陽光などの再生可能エネルギー等の有効利用について検討し、家庭や公共施設への導入推進を図ります。

③効率的なエネルギー利用の促進

都市における未利用エネルギー※4の活用や、地域のエネルギーマネジメント※5について検討を進めます。

④低炭素まちづくりの推進

都市全体のエネルギー構造を意識した公共施設配置の最適化や、緑地保全や緑化の取

組、風の道などのヒートアイランド対策※6、交通量抑制策などの取組を通して、エネルギー使用量の削減につながる低炭素まちづくりを進めます。

⑤環境教育の推進

環境教育を推進し、だれでもがどこでも環境保全活動を実践することをめざします。

施策の方針5 野生鳥獣等への対応

(目標とすべきまちの姿)

法令等に基づく規制や啓発活動及び防除実施計画による捕獲等の推進により、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物※1の個体数が減少し被害が低減するなど、鎌倉の生態系を守る取組が進められています。

(主な取組)

①野生鳥獣等への対応

鎌倉の生態系を守るため、野生鳥獣に対する餌付けの禁止などの啓発を進めます。

②有害野生鳥獣の防除

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行を踏まえ、生態系の攪乱が懸念される有害外来動物の防除と被害に対する広域的な対応を進めます。

施策の方針6 海浜の環境整備

(目標とすべきまちの姿)

関係機関等との連携により、海浜が適切に保全されています。

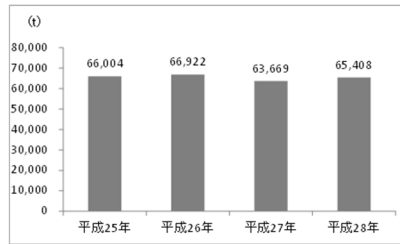
(主な取組)

①海浜の保全と活用

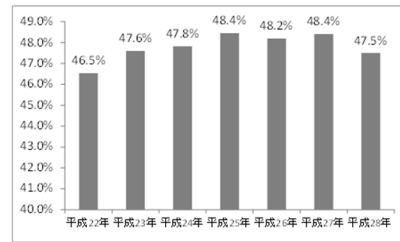
海浜の環境については、樹林地・河川・海浜を一体としたネットワークのなかで捉え、関係機関等と連携を図りながら、その適切な保全に向けた取組を進めます。

■この事業分野で指標としているもの

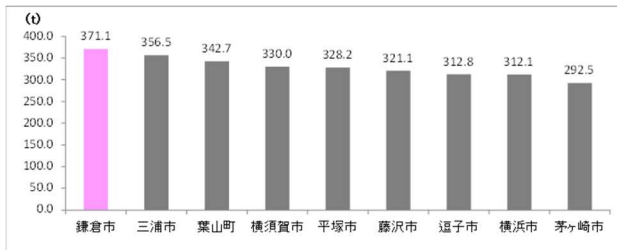
図表3-4 ごみ搬入量の推移



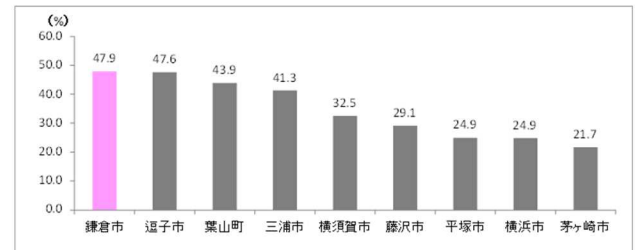
図表3-5 リサイクル率(資源化率)の推移



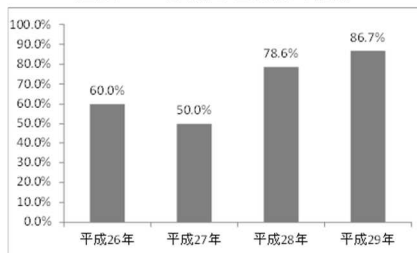
図表3-6 千人あたりごみ排出量の比較(平成28年度)



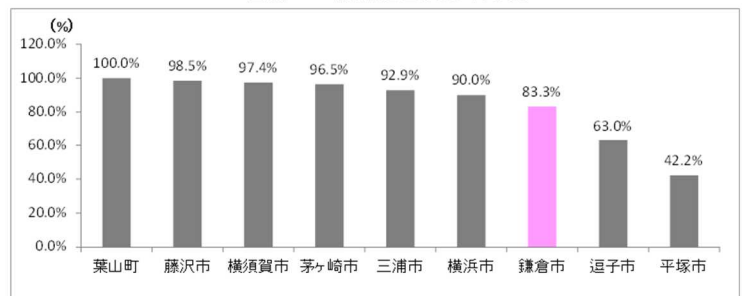
図表3-7 リサイクル率の比較(平成28年度)



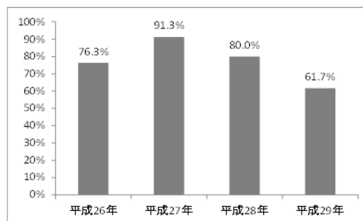
図表3-8 苦情処理状況の推移



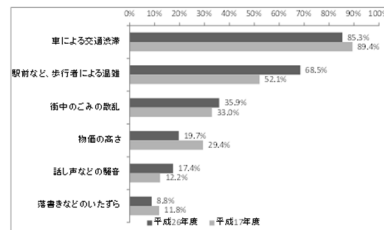
図表3-9 苦情処理状況の比較



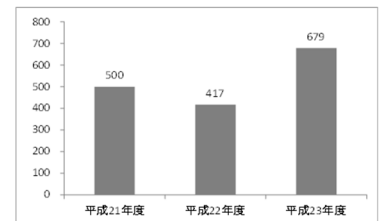
図表3-10 ごみ不法投棄対応達成率の推移



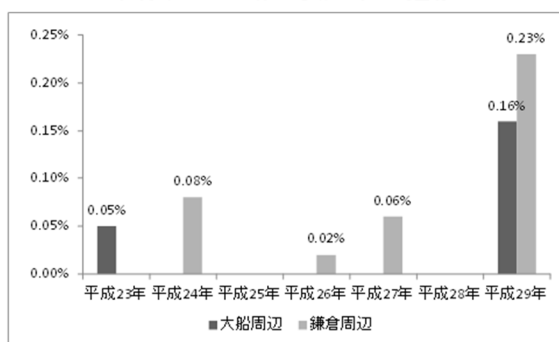
図表3-11 観光客の行動による日常生活へのマイナス影響



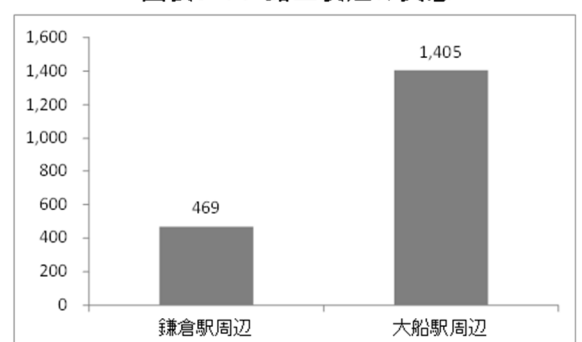
図表3-12 落書き件数の推移



図表3-13 路上喫煙率の推移



図表3-14 路上喫煙の実態



106 **■鎌倉市民評価委員会からの提言**

107 (3Rの推進・ごみの適正処理)

- 108 ・「目標とすべきまちの姿」にある、市民、事業者、市が協働して、安定的で着実なごみ処
109 理が行われています。」について、どの様な「連携」が行われているのか、「安定的で着実
110 なごみ処理」とはどの様なものを明確にし、それに伴う事業を行うべき。
- 111 ・「リユース」や「リサイクル」に関する指標を設けるべき。
- 112 ・様々な処理に関する「コスト」、「ごみの燃焼効率」も指標とすべき。
- 113 ・取組に対する市民の認知度は高く、ごみ発生抑制に市民が高い意識を持ち、市民の協力度
114 が高い。
- 115 ・有料化と戸別収集の関係が市民に理解されていない。また、理解度に地域差がある。
- 116 ・新焼却施設建設に向け、住民の声を聞きながら、継続して業務を実施していく必要がある。
- 117 ・ごみ処理について、広報、ホームページ、説明会開催などを通じて、丁寧な説明が必要で
118 ある。
- 119 ・今後、どのような方法で処理費用を削減していくかについて検討し、方針を明らかにすべ
120 きである。
- 121 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「大量消費・大量廃棄社会からの脱却についての市民等
122 の理解が浸透し、家庭系ごみ及び 事業系ごみの発生量は減少しています。」について、ど
123 の様な取り組みを行い、理解度をどの様に把握するのか。
- 124 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「ごみの焼却効率が上がり、省エネルギーかつ環境に配
125 慮した資源の処理が可能となっています。」について、「燃焼効率」は確認しているのか。
126 また「省エネルギーかつ環境に配慮した資源の処理」については、どの様な基準で判断し
127 ているのか？
- 128 ・ごみ焼却量は、一般家庭と事業者のごみと分類した指標を設定すべきである。
- 129 ・事業者への分別の徹底は何故出来ないのか。家庭ごみは分別していなければ放置される。
130 事業系ごみの完全分別が早期に実現するよう注力されたい。
- 131 (環境汚染の防止)
- 132 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「大気汚染、水質汚濁、騒音等による公害の発生が抑制
133 され、快適なまちづくりが推進されています。」について、「汚染」や「騒音」に対する目
134 標値を設定し、指標とすべき。
- 135 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「環境汚染等の公害が発生した場合に適切な指導、対策
136 等が実施され、」について、「発生した場合」の対応も必要であるが、「発生を未然に防ぐ」
137 ための指導、対策を重視すべき。
- 138 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「地域の環境は良好に保全されています。」について、
139 「良好」の基準はあるのか。あるならば指標とすべき。
- 140 ・し尿処理については、全戸下水道接続する手立てを検討して欲しい。
- 141 ・駆除体制は、業務の委託化や新たな駆除体制の整備を進め、継続的な衛生活動の維持に必
142 要な体制整備を行う必要がある。

- 143 (まちの美化)
- 144 ・設置年度が古く、使用頻度の高いトイレに寄せられる苦情について検討が必要。大規模修繕は、観光課と相互連携した計画的な施設改修が求められ、事業の一体化が課題。公衆トイレの運用等の今後の方向性は今後ますます重要と考えられる。
- 145
- 146
- 147 ・海水浴シーズンの路上喫煙禁止区域の拡大はできないものだろうか。また砂浜での禁止事項が増える一方で、持ち込みができない缶ビールを道で飲んでいる海水浴客が増える。その結果、缶の捨て場所がないため、私有地へのポイ捨てが年々増える傾向にある。
- 148
- 149
- 150 ・「美化活動への市民参加数」を「指標」とすべきではないか。
- 151 ・アダプトプログラム登録団体の増加など、市民参加によるまち美化活動で、散乱ごみや落書き防止の取組が進んでいることは評価できる。
- 152
- 153 ・不法投棄は地域差がある。地域住民との協力、パトロールでの巡回など地道な活動を望む。
- 154 ・訪れる人に、いかに美化への働きかけができるかの取組に期待したい。
- 155 ・まちの美化の意識に関して市内で地域差がないよう、各地域の市民と協力して進めて欲しい。
- 156
- 157 ・季節により路上喫煙禁止区域を広げることとはできないか。(例：海開きの期間は滑川まで延長するなど。)
- 158
- 159 ・マナーの悪い観光客に対する啓発等も必要ではないか。
- 160 ・不法投棄をさせないための取組を行うべきである。
- 161 (次代に向けたエネルギー・環境対策の推進)
- 162 ・鎌倉市の地域特性に適した、エネルギーの地産地消について、研究を継続的に行ってほしい。エネルギーの地産地消は地域における循環型社会システムの構築の重要な要素。市民と市が意見交換や事例研究、セミナーを行い、エネルギーの地産地消について知識を深めるとともに地産地消エネルギーについての考察を行った成果について開示してほしい。
- 163
- 164
- 165
- 166 ・事業の効果を感じとれていない市民が比較的多い。
- 167 ・「太陽光発電の普及率」等「目標とすべきまちの姿」の達成を表す「指標」が無い。
- 168 ・「目標とすべきまちの姿」にある、「市民力、地域力を発揮した取組が進展し、」について、「市民力、地域力を発揮した取組」とは具体的にどのような「力」か？
- 169
- 170 ・意識の高い市民のネットワークを使った取組が行われても良いのではないか。
- 171 ・イベント等で発砲スチロールやプラスチックなどのごみが多くでており、無くすように徹底する必要がある。特に市の施設を使って行うイベントはリユース食器を使うなど、環境に配慮することを義務付けるべき。
- 172
- 173
- 174 ・節電の視点からの市民へのアプローチ、小中学校における環境教育の充実を図られたい。
- 175 ・利用者側（市民や来訪者）への意識の向上も大事であるが、取組内容が読み取れない。
- 176 ・エネルギーの使用量の削減も重要だが、再生可能エネルギーへの代替えを推進すべきである。
- 177
- 178 ・市民生活の中で容易に実行できる省エネ生活を提案し、浸透させる事業があっても良いのではないか。
- 179

(野生鳥獣等への対応)

- ・有害野生鳥獣については、外来生物法による防除実施計画に基づき、近隣市町と連携を図り、被害の防止を推進し、生態系の保全に努めていくこと等が望まれる。
- ・ヒアリ等新たなものが出来た時の対応をどうするか、何か起こってから対応するのではなく、窓口等も含め先に考えておくべきではないか。すでに複数の市で存在が発見されていることなどへの対応が必要である。
- ・犬・猫の飼育マナー向上のために取組に努力しているが、行政のやるべき仕事とは思えない。
- ・他の外来生物の生息数なども「指標」とすべきである。
- ・ヒアリ等危険な外来昆虫対応、窓口の一本化や未然に防ぐ施策が望まれる。
- ・飼い主のマナー向上と餌付け禁止の広報強化が必要である。
- ・池や川における特定外来生物に対する対策などが見られない。

(海浜の環境整備)

- ・海浜の保全と安全な活用は県の管轄部分でもあるため、市単独での検討に限られる。県や関係機関、団体と連携して、効率的な運用が図られるよう検討が必要。
- ・報告を見るとまちの姿「海浜が適切に保全されています」が実現していると解釈出来るが、課題は無いのか。
- ・海浜の環境保全が海浜の美化、清掃に終始している印象がある。海浜の適正な利用もその一つならば、その取組が具体的に何であるのか表記願いたい。
- ・美化に務め、海浜の安全、積極的な海の活用を事業に取り組むことを期待する。
- ・来訪者のマナー向上対策の具体案を検討する必要がある。
- ・「ごみ完全持ち帰り宣言」「ごみ箱撤去宣言」などを行ってはいかがいか。
- ・海岸清掃事業は、地域住民、海を利用するサーファーが清掃活動を行っている。陰の力を評価していくことが必要である。
- ・マリンスポーツ事業者や漁業関係者との連携・支援や、観光部門などとの連携した対応・取組を進められたい。

■この分野の取組に関連する SDGs のゴール



217 **■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）**

- 218 ・この分野では① 3R の推進・ごみの適正処理、④次世代に向けたエネルギー・環境対策の
219 推進の占めるウエートが非常に大きくなっている。「都市環境を保全・創造する」という
220 将来目標の推進にあたってはどれも重要なものであるが、それぞれの施策の方針におい
221 て市が取り組むべきもののボリュームに差異があることからアンバランスになっている。こ
222 のため、施策の方針は一部統合など見直しをすべきと考える。例えば、環境汚染の防止、
223 まちの美化、海浜の環境保全などは検討を要すると思われる。
- 224 ・焼却ごみの年間 3 万トン以下を達成するため、ごみの資源化品目の拡大、家庭系ごみの有
225 料化など、市民の協力のもとにごみの資源化、減量化に努めている。市民意識調査でも施
226 策間の重要度において「重要である」施策のトップに毎年位置付けられ、市全体のリサイ
227 クル率も高く、市民の認知度、協力度が極めて高い施策である。
- 228 ・今後のごみ処理の方向性を早期に決定し、次期基本計画に位置付けることが必要である。
229 特に、高齢化が進む中、現在のような分別や排出ができるのか、また、リサイクル率を上
230 げるための分別・リサイクルの推進、戸別収集と将来の財源負担のシミュレーションを行
231 うことが求められる。
- 232 ・次世代に向けたエネルギー・環境対策の推進については、さらに一歩進んだ施策展開（再
233 生可能エネルギーや蓄電池、省エネの積極的な導入、地域電力会社設立支援によるエネル
234 ギーの地産地消など）が必要と考える。
- 235 ・特に再生可能エネルギーの有効利用については、市民意識調査で施策自体の重要度におい
236 て「今後力を入れて欲しい」施策の上位にあがるなど、市民のニーズは一定程度あり、的
237 確な啓発により一般家庭に普及していくものと思われる。
- 238 ・市民の環境保全意識と公害抑制とのつながりが不明である。
- 239 ・全体的に目標達成で確認できる根拠データ、客観的な指標が設定されていないため、評価
240 が困難である。指標としては、市の努力により、発生が抑制できる公害発生件数などを設
241 定すべきではないか。
- 242 ・啓発事業を行っているのであれば、アンケート調査を実施し、指標を設定する必要がある
243 のではないか。
- 244 ・目標とすべきまちの姿に「歴史と環境が調和した・・・」の「歴史」が入る意図がわから
245 ない。
- 246 ・循環型社会システムの構築の取組が見受けられない。
- 247 ・6 年間の取組として、現実的な目標を設定すべきである。
- 248 ・客観的に達成状況が分る指標を設定すべきである。
- 249 ・目標とすべきまちの姿と主な取組の関係性が不明確である。
- 250 ・生物多様性保全対策、生態系の保持であればかなり大きな目標であるが、取組は有害野生
251 鳥獣の防除（計画防除でもない）と餌付け禁止の普及啓発のみであり、他の施策の方針と
252 統合するなど検討すべきである。
- 253 ・海浜は他の施策の方針と統合を検討する。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(1) 健康で生きがいにみちた福祉のまちをめざします

すべての市民は社会の一員として尊重され、生涯にわたり、健やかで安心した生活が送れるよう望んでいます。このため、健康福祉の環境づくりを進め、だれもが生きがいをもち、ともに支えあい、心ふれあう豊かな地域社会をつくりだしていきます。

施策の方針 1 地域の生活支援サービス

(目標とすべきまちの姿)

高齢者や障害児者をはじめ、支援を必要とするすべての市民のニーズに対応していけるようにすることにより、必要なサービスを身近な場所で選択できるような仕組みがつくられ、いつまでも健やかに暮らせる地域となります。また、市民や市民活動団体などの積極的な参画、連携により、多様な地域生活支援サービスを提供しています。

(主な取組)

①地域生活の支援サービス

保健・医療・福祉の連携をもとに、身近な地域でのサービス提供体制の確立や、施設の整備を図ります。高齢者、障害者のほか、地域で生活を営むうえで支援が必要なすべての市民の基本的な生活ニーズに対応した、各種の在宅福祉サービスの充実を図ります。地域によって異なるニーズの把握に努め、地域の実情に合ったサービスの充実を図ります。

②人権の尊重に向けた啓発

成年後見や虐待防止など、高齢者や障害者の人権が尊重され、その権利が擁護される体制の整備や、周知・啓発活動に努めます。

③介護保険サービスの充実

居宅サービス、介護予防サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどの整備・充実を図るとともに、地域包括支援センター※3の充実に努めます。

④高齢者の生きがいづくりと社会参加の推進

高齢者活動サービスや老人福祉センター活動の充実を図るとともに、シルバー人材センター、老人クラブの支援を継続します。

⑤障害者の地域生活を支える支援の充実

ライフステージの各段階で、住まいや働く場、活動の場など、必要な障害福祉サービスの提供体制と相談支援体制を確立します。障害者の就労支援を進め、障害者の自立と社会参加を推進します。

⑥障害児者のライフステージに応じた一貫した支援の推進

関係機関、事業所、関係団体等との連携により、障害児者のライフステージに応じた一貫した支援を継続的に推進します。

⑦セーフティネット※4の構築

市民が健康で安心して暮らせるよう、生活保護制度などのセーフティネットを整備します。

施策の方針2 市民の健康と安心づくりの推進

(目標とすべきまちの姿)

健診事業や健康教育が充実し、市民一人ひとりが心身ともに健康な状態で豊かな生活を送り、市民が主体的に健康づくりに取り組める環境が整備されています。災害時の救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるような体制が整備されています。

(主な取組)

①市民の健康づくりの支援

すべての市民が、主体的かつ積極的に自らの健康づくりに取り組めるよう、乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた健康づくりを支援するため、健康診査の充実をはじめ、必要な保健福祉サービスの提供、スポーツ施策等との連携など、体系的な取組を進めます。

②健診事業や健康教育の充実

生活習慣病防止のため、若年層に対する意識啓発や健診の受診率向上への取組、地域ごとの健康づくり事業や健康相談事業を充実させます。

③保健・医療・福祉サービスの利便性の向上

保健・医療・福祉サービスが利用しやすいように、相談窓口や広報の充実、手続きの簡素化、市民組織の活用、保健・福祉情報システムの整備などを図ります。また、ハイリスク妊婦や保護者の子育ての不安を解消するため、健康相談、家庭訪問等を積極的に進めます。

④心の健康づくりの推進

心の健康について関係機関等と連携を持ち、気軽に相談できる体制や情報提供などの適切なサービスが受けられる体制の充実に努め、いのちの大切さを伝えます。

⑤災害時の医療救護活動の充実

「鎌倉市地域防災計画」の改定にあわせ、救護所の設置など、医療救護活動を迅速かつ的確に行えるよう、体制を整備します。

⑥医師会立産科診療所の運営の充実

市民が市内で安心して出産できるよう、「ティアラかまくら」への支援を行います。

⑦救急医療サービスの充実

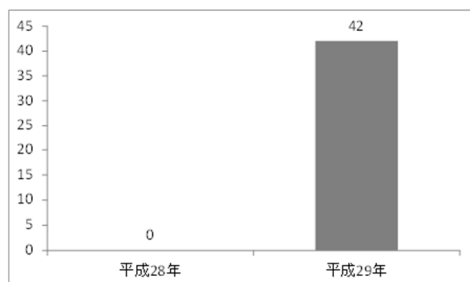
救急医療サービスの情報提供や、休日夜間急患診療所の小児科医の確保に努めます。また、救急医療体制の充実を図ります。

⑧安定的な国民健康保険制度の推進

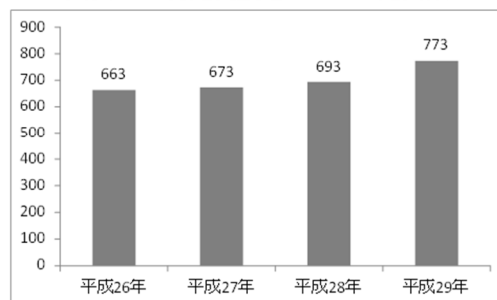
医療費の適正化を図るとともに、安定的な国民健康保険制度を推進します。

73 ■この事業分野で指標としているもの

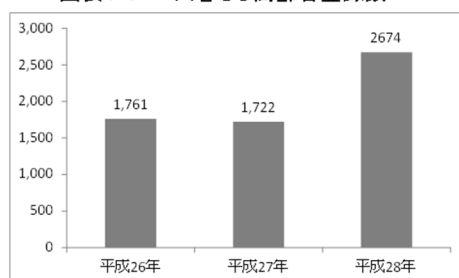
図表4-1 高齢者雇用促進事業就業者数



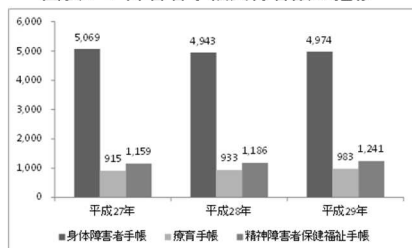
図表4-2 特定養護老人ホーム定員数



図表4-3 一人暮らし高齢者登録数



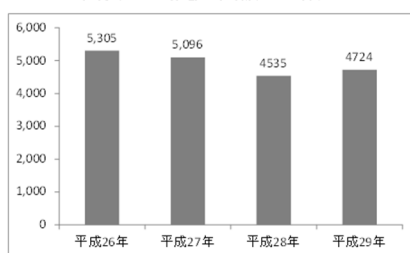
図表4-4 障害者手帳交付者数の推移



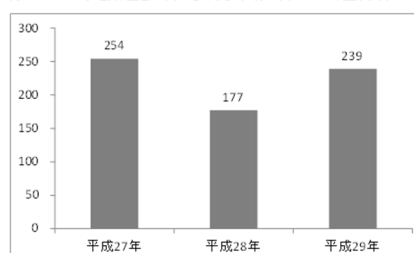
図表4-5 身体障害者手帳交付者数の比較



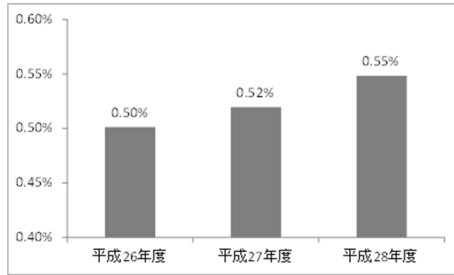
図表4-6 相談・支援延人数



図表4-7 手話通訳者・要約筆記者の派遣件数の推移

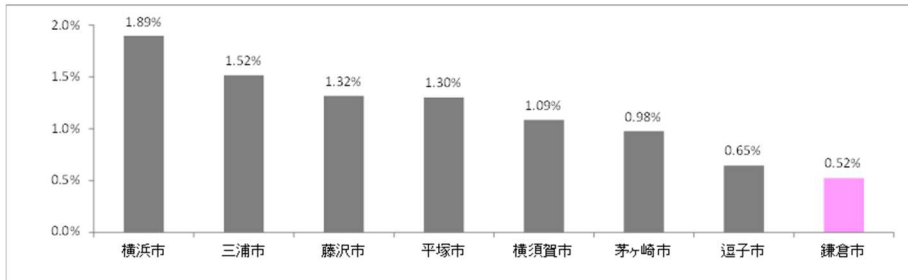


図表4-8 生活保護の保護率の推移



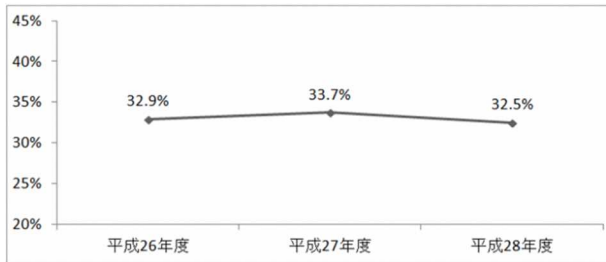
77

図表4-9 生活保護の保護率の比較



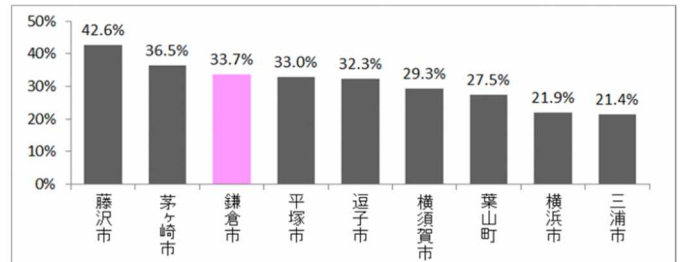
78

図表4-10 特定健診受診率の推移



79

図表4-11 特定健診受診率の比較(平成27年度)

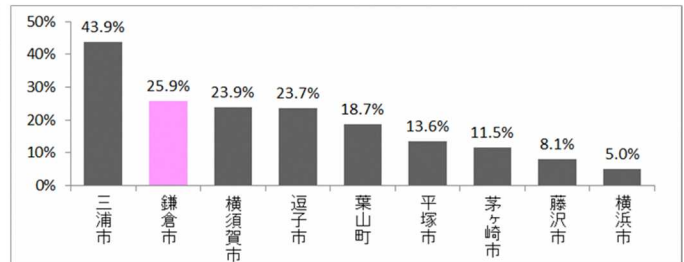


図表4-12 若年層(20～39歳)の生活習慣病健診の実施状況の比較

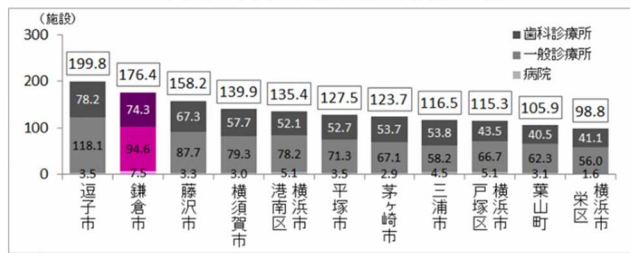
鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	三浦市	綾瀬市
○ 郵送健診	×	×	×	○ 集団健診	×

80

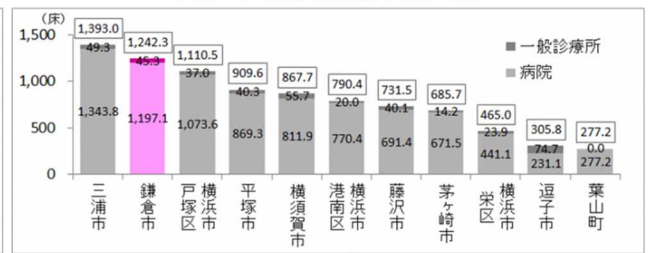
図表4-13 特定保健指導利用率の比較(平成27年度)



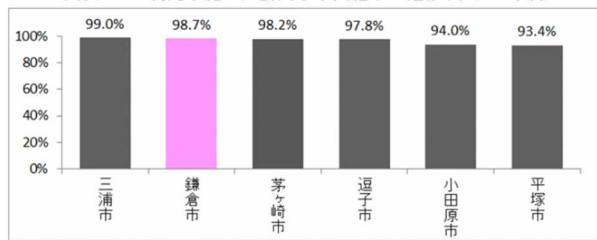
図表4-14 医療施設数の比較(平成28年度)



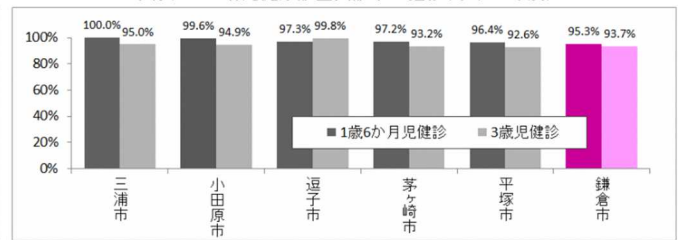
図表4-15 病床数の比較(平成28年度)



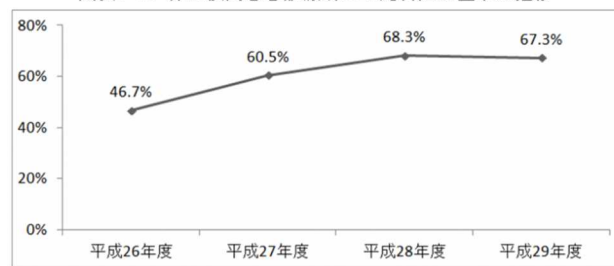
図表4-16 乳児家庭全戸訪問事業実施率の推移(平成28年度)



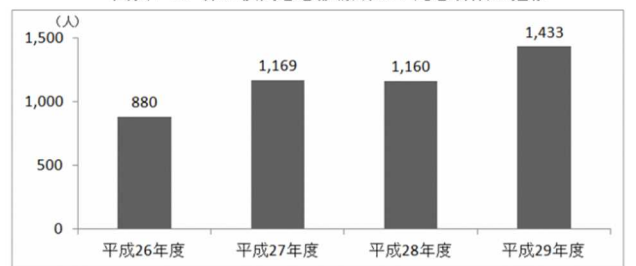
図表4-17 幼児健康診査受診率の推移(平成28年度)



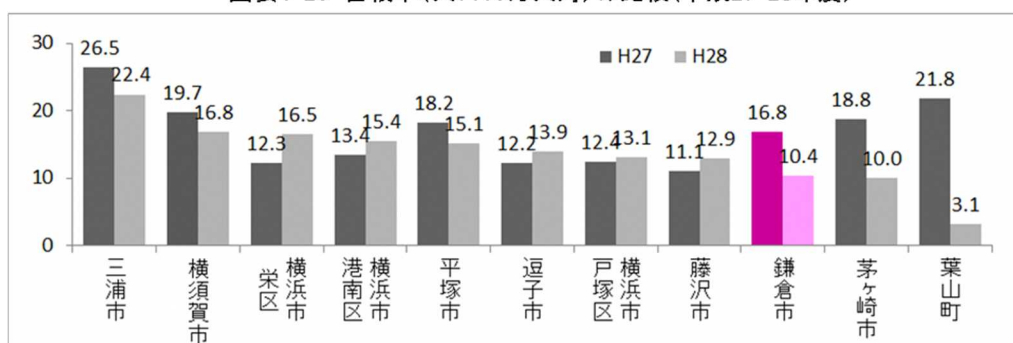
図表4-18 休日夜間急患診療所の小児科医配置率の推移



図表4-19 休日夜間急患診療所の小児患者数の推移



図表4-20 自殺率(人口10万人対)の比較(平成27・28年度)



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・「目標とすべきまちの姿」に記載されている「必要なサービス」とは具体的にどのようなサービスを明確にし、それに対する「選択肢」を提供するとともに、「市民や市民活動団体など」は、どのように積極的に参画、連携し、具体的にどのような「地域生活支援サービス」が提供されているのかを明記するなど、具体的に分かりやすく記載するとともに、それを測る指標を設定し、進捗状況を常に把握すべきである。
- ・少子高齢化社会が進行の中で、健康福祉ニーズは益々高まる。取捨選択をしながら、有効

- な施策推進を行う必要がある。
- ・高齢者の雇用を促進について、シルバー人材センターとの役割の違いが不明である。
 - ・高齢者の雇用を促進するための相談窓口の設置について、当事者の認知度を高めるべきである。
 - ・障害者支援のサポーター養成講座は、地域社会に障害者への理解が広く浸透していくような内容とでなければならない。
 - ・老人福祉センターの利用者満足度調査については、利用者のみを対象としているが、非利用者のニーズや不満を把握すべきである。
 - ・高齢化の進展に伴って「独居高齢者世帯」、「老々世帯」が急増し、地域のつながりが希薄な地域では、孤独死、孤立死の多発が懸念されるため、その対応を明示されたい。
 - ・複雑・多様な市民ニーズに応えるには、行政のみでは限界があるため、地域住民、NPO等と連携し、きめ細かサービスが出来るよう地域等との関係を密にし、市民力を生かすべきである。
 - ・長期的な取組については、期間と今年度の位置関係及び最終的な目標に対して、どのような取組を行ったのか明記すべきである。
 - ・「適切」「効果的」「効率的」「妥当」「合理的」等の語句を使用する際には、必ず客観的に判断できる具体的理由を明記するべきである。

■この分野の取組に関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・特に生活弱者への複雑、多様化したニーズに対しては、丁寧な取組を行っていると言えるのではないかと。ただし、少子高齢化の進展に伴い、扶助費等の義務的経費が増加する中、財源の確保の確保と併せ、市民力・地域力を活用したきめ細やかな対応が求められる。
- ・このため、多様性を楽しみ共に生きるまち、自助・互助・共助が高まり、市民が安全に暮らせるまち（持続可能な共生社会）を築いていくことが重要となる。
- ・健康づくりについては、市民意識調査における施策間の重要度では、「重要である」施策の上位であることから、人生 100 年時代を見据え、未病への取組を充実し、健康寿命の延伸を図る必要がある。

- 128 ・特に地域包括ケアの推進、国や県の未病施策との連携、スポーツ振興や産業振興（就労支
129 援）施策等との連携などにより、健康増進や社会参加を促すことが求められる。
- 130 ・フレイル予防、健康情報の ICT 化、健康経営、障害者雇用、在宅医療など、新たな要素
131 の位置づけについて検討が必要。
- 132 ・母子保健事業については、子育て施策と連携を図りながら、妊娠期から子育て期の切れ目
133 のない支援につなげることが求められている。
- 134 ・目標とすべきまちの姿が、抽象的なので、評価が困難である。
- 135 ・目標とすべきまちの姿の「すべてに対応していけるよう」というのは現実的でない。見直
136 すべきではないか。
- 137 ・サービスの担い手、受け手の内容を整理すべきではないか。
- 138 ・「市民」がどのような市民であるかを明確にすべきである。ここではサービスを必要とす
139 る市民であり、サービスを受けられれば自立できる市民であると解される。
- 140 ・目標とすべきまちの姿において、どの程度の達成を目指すかが不明であるため、評価が難
141 しい。
- 142 ・「豊かな生活」といった抽象的な表現では評価が難しい。
- 143 ・体制は整備されているが、災害時に機能するかが課題である。
- 144

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(2) 子育てしやすいまちを めざします

次代を担う子どもたちが健やかでのびのびと育ち、だれもが安心して子育てができるまちをめざします。

施策の方針1 すべての子育て家庭への支援

(目標とすべきまちの姿)

次代を担う子どもたちが健やかにのびのびと成長できるよう、子育て家庭への支援の充実が図られており、また、支援ネットワークを通じて、支援サービスに係る情報提供が積極的に行われています。

地域や関連機関との連携など、子育てに関する相談体制の充実が図られ、育児放棄や児童虐待は少なくなっています。

(主な取組)

①子育て支援サービスの充実

多様化する子育てニーズに対応するため、各種相談事業や家庭訪問、小児医療費助成などを引き続き実施し、さまざまな子育て支援サービスの充実を図ります。

②待機児童対策の推進

民間施設の運営支援や、既存保育所との連携による家庭的保育の充実など、待機児童対策を推進します。

③子育て支援情報の提供

現在子育てを行っている家庭や、これから子育てを始める人たちに必要とされる情報の把握に努め、子育て支援情報の積極的な提供を行います。

④協働による子育て支援ネットワークの整備

子育て家庭に対する、市民やNPOとの協働による子育て支援のネットワークづくりを進めます。

⑤関連機関との連携による発達支援システムネットワークの推進

発達に特別な支援が必要な子どもの相談、早期発見及び早期からの支援を、保健、医療、福祉、教育などと連携をとりながら実施します。

施策の方針2 子育て支援施設の整備

(目標とすべきまちの姿)

子ども会館や子育て支援センターなどの子育て支援施設の充実により、すべての子どもたちが健やかでのびのびと成長できる環境が整っています。また、保育施設の整備が進み、待機児童数が減少しているとともに、子どもの家（学童保育）の利用者数の増加に対応した施設の整備が図られています。

(主な取組)

①子ども会館・子育て支援センターの整備

遊びを通して相互の交流が図られ、社会性が身につけられるよう、子ども会館を整備し、充実を図るとともに、親子で気軽に集い、うち解けた雰囲気の中でくつろげる子育て支援センターを整備し、充実を図ります。

②待機児童対策施設の整備

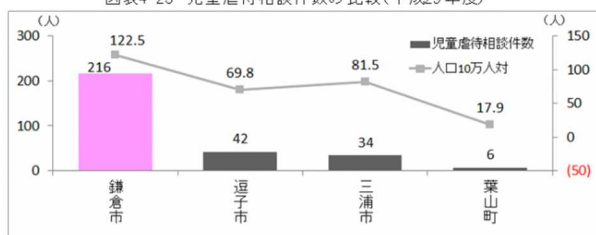
幼稚園と保育園の長所を生かした認定こども園の設置など、保護者の多様なニーズに応じた施設整備を進め、待機児童の減少を進めます。

③子どもの家（学童保育）施設の整備

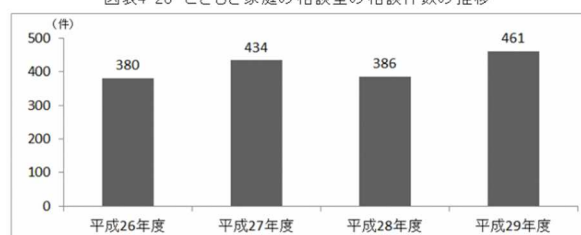
子どもの家（学童保育）の需要の増加に対応するため、施設の整備、充実を図ります。

■この事業分野で指標としているもの

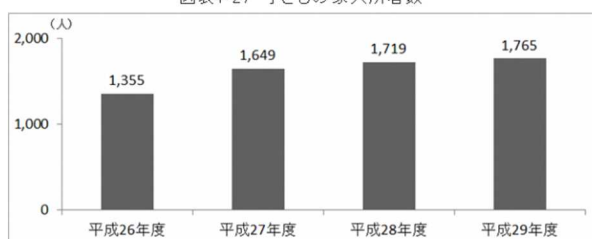
図表4-25 児童虐待相談件数の比較(平成29年度)



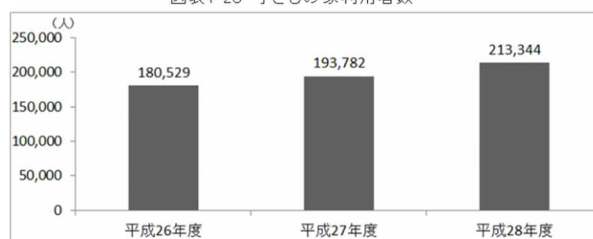
図表4-26 こどもと家庭の相談室の相談件数の推移



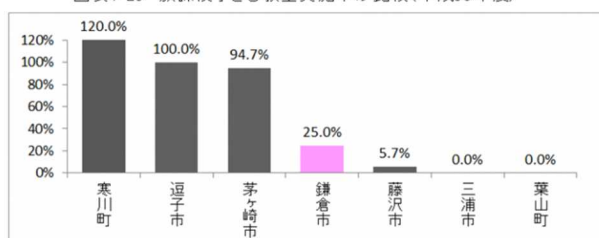
図表4-27 子どもの家入所者数



図表4-28 子どもの家利用者数



図表4-29 放課後子ども教室実施率の比較(平成30年度)



■鎌倉市市民評価委員会からの提言

・子育て事業は、縦割り行政では解決できない、人を育てることなので、トータルとして

事業展開を望む。

- ・子育てに関する相談体制は相談員が窓口になって、育児放棄を含めた各種のケースに対応しているが、それが氷山の一角であることはわかって取り組んでいることだろうが、相談のない家庭でもっと深刻な問題が起きていることを想像して、行政が早期に問題解決の一助になるよう新たな取組を模索してほしい。
- ・子育て支援センターを各地設置しているが、閉鎖的に思える。もっと気軽に相談できるセンターになることを望む。
- ・「子育て支援事業」「子ども・子育て支援制度推進事業」「育児支援事業」「育児家庭支援事業」の具体策に重複はないか。事業の整理と担当所管課の再編成が必要ではないか。
- ・子ども会館、子どもの家の運営内容について親子のニーズに合うよう見直しを望む。
- ・ふるさと寄附金による新たな設備充実も期待する。
- ・待機児童0まで施設の整備は続くだろうが、預けるところがあるから働こうという親と、働かなくては養育が困難であるから預けるところを確保してほしいという親とを区別（申し込み時に点数化するのはわかっているが、それだけでは把握しきれていない部分の洗い出し）するのは人道的ではないのかもしれないが、やはりここは一度考えてみる問題ではないか。
- ・近未来の「人口年齢構造」（人口減少・高齢化）をベースに「子育て施設」の汎用的運用や他目的施設の併用なども検討すべきである。
- ・子どもの家・子ども会館の運営について、民間事業者による指定管理導入にあたっては、営利に走らないよう最新の注意を払ってほしい。出来るだけ、鎌倉市内の事業者、NPO等が望ましい。また、民間業者の参入の際は、保護者の不安がないようにしてほしい。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・持続可能な都市経営を進めるためには「子どもたちが健やかにそして健全に育つまち」をつくることが重要である。
- ・平成 27 年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略によると、本市において、出生率の向上を目指すためには、キャリアの継続や共働きを前提とした支援が必要であることが判明している。このため、都心への通勤と子育てを両立するための駅近の保育施設等の整備、一時預かりや地域・学校と連携した子どもたちの居場所づくりなど、子育て

92 て環境の整備を積極的に行い、子育てしやすいまちづくりを進める必要がある。

93 ・「待機児童ゼロ」を目指し、民間保育園の整備支援、由比ガ浜こどもセンターや、玉縄

94 子育てセンターの開設、小児医療の拡充、保育園等における第2子の無償化、保育コン

95 シェルジュの配置、病児・病後児保育の実施、放課後子ども総合プランの実施など、多

96 様化する保育ニーズに多額の経費を投資して対応してきたが、子育て世代に「子育てし

97 にくいまち」との印象があることも否めない。特にハード整備については、将来の保育

98 ニーズを見極め、どこまで行っていくべきかについては、議論が必要ではないか。人口

99 推計、財政推計を見極めた上での判断が求められる。

100 ・発達に課題のある子どもたちについては、早期発見、早期対応は無論のこと、地域や保

101 育園、学校などにおける理解を促進し、療育と教育との一体的な支援体制を確立してい

102 かなければならない。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(3) 豊かな心をもった人間を育てます

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、自ら学ぶ意欲や社会の変化に主体的に対応するために必要な基礎的・基本的な能力を育み、健康で豊かな心をもった人間の育成をめざすとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。

施策の方針1 安全・安心で開かれた学校づくり

(目標とすべきまちの姿)

児童生徒が教職員や友人との信頼関係を築き、楽しく活気ある学校生活を送っています。家庭や地域社会が学校教育に求めるだけではなく、それぞれ本来の役割を担い児童生徒の育成を図っています。

また、学校・家庭・地域が協力して、すべての児童生徒が安心して過ごせる安全な学校づくりへの取組が進んでいます。

(主な取組)

①連続した児童指導・生徒指導体制の充実

各中学校区で、「目指す子ども像」を共有し、9年間を見通した小・中学校が連携した教育を推進し、教科等指導のみならず、生活面での育ちの場面で共通認識のもと、取組を進めます。

②家庭・地域との連携・協力体制の充実

学校情報の発信の充実が図られ、家庭や地域と相互の情報を一層共有し、「地域に開かれた学校」づくりを、家庭・地域・学校評議員等の理解・協力・支援を受け、推進します。また、「地域とともに歩む」学校づくりを進めます。

③防犯・防災・安全教育の推進・充実

各種災害の避難訓練、侵入者対応訓練、交通安全教室等を通して、「自分の身は自分で守る」ことができる児童生徒を育成します。家庭・地域・関係機関との連携をより図ります。

施策の方針2 教育内容・教育環境の充実

(目標とすべきまちの姿)

教育機関の連携、教職員の研修等の取組により、教育内容の充実が図られています。また、指導方法の研究が進むとともに、少人数学級が実現され、確かな学力の定着と家庭学習の習慣化、学習意欲の向上が図られています。

すべての児童生徒が就学している状況にあり、児童生徒の支援・相談体制の充実、食育の推進により、いじめや不登校などの問題も少なくなり、多様な状況にある児童生徒の心身は、健康な状態が保たれています。また、障害の有無に関わらず、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにあった教育環境で、個に応じた教育が行われています。

37 (主な取組)

38 ①教育内容の充実

39 児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教職員の指導力の向上を
40 図りつつ、一人ひとりに応じたきめ細かな教育を進めます。また、自然環境と歴史的
41 遺産に恵まれた学習環境のもとで、自ら学び、考える力を育成するとともに、自主性
42 や社会性を身に付けることができるよう、各学校が創意工夫を生かした多様な教育活
43 動を展開します。

44 さらに、国際的な視野を広げるための教育を展開することで、国際社会の一員とし
45 て、幅広い分野で活躍できる子どもたちの育成を進めます。

46 児童生徒が他人を思いやる心や社会性等を身に付けることができるよう、総合的な学
47 習の時間や特別活動等の中でボランティア活動を行うとともに、道徳教育の充実に努
48 めます。

49 ②就学援助の実施

50 経済的な理由により就学が困難とならないように、引き続き就学援助を行います。

51 ③児童・生徒指導の充実

52 社会性・規範意識を高め、豊かな心と社会の一員としての自覚を持てるよう、小・中
53 学校及び各機関との連携のもと、きめ細かな児童・生徒指導を進めます。教育相談の
54 機能の充実、スクールソーシャルワーカーの配置による問題を抱えた児童生徒が置か
55 れた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築などの支援・対応、不登
56 校児童生徒への教育的支援をさらに充実させます。

57 また、学校・教育委員会・家庭・地域・本市の連携体制を築き、経済的な問題による
58 就学困難者への支援、不登校児童生徒への教育的支援、いじめ問題への対応などにあ
59 たります。

60 ④学校における食育の推進

61 家庭と連携を図り、児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい生活習慣を身に付け
62 させるため、食育に関する指導の充実を図ります。

63 また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、地場産物の
64 活用や米飯給食の充実に努めます。

65 ⑤特別支援教育の充実

66 家庭・学校・地域・医療・福祉等の関係機関が協力し、障害の有無に関わらず、地域
67 のなかで共に育つことを喜び合える環境づくりをめざします。

68 児童生徒一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、個に応じた教育が行えるよう、公
69 立小・中学校全校に特別支援学級を設置することや、支援の専門家の派遣、人的支援
70 の拡充等、特別支援教育充実に向けた取組を進めます。

73 **施策の方針3 学校施設の整備**

74 **(目標とすべきまちの姿)**

75 平成22(2010)年度をもって既に完了している学校施設(校舎・体育館)の構造体の
76 耐震補強に加えて、非構造部材の落下防止等耐震対策が講じられているため、児童生徒が
77 安全かつ安心に学習できる環境が整備されています。

78 また、トイレ等衛生設備の整備など、健全な学習環境の構築に資する取組が進められて
79 います。一部の学校においては、エコスクールの推進に向けて、太陽光発電設備又はLED
80 等次世代型照明器具が導入されています。

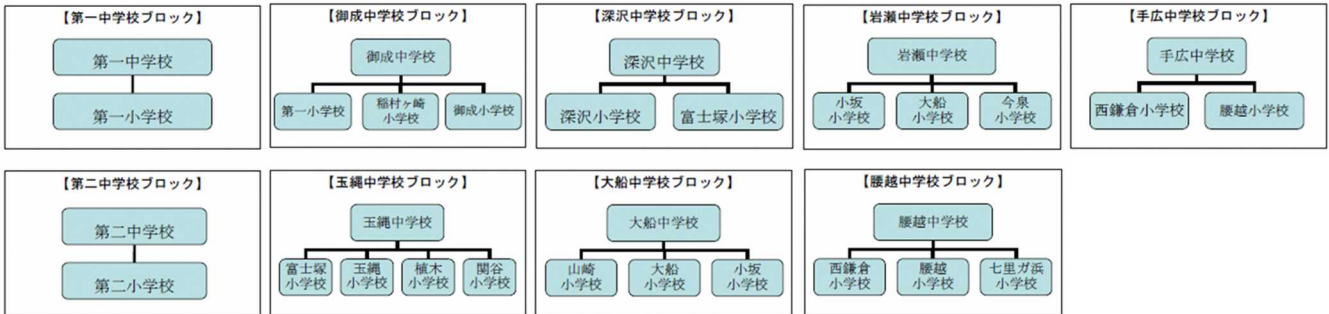
81 **(主な取組)**

82 **①学校施設の整備**

- 83 (1) 耐用年数を超過し、老朽化の進行する学校施設について、改築事業との整合性を
84 考慮しながら大規模改修による延命化を図ります。なお、大規模改修による延命
85 化を図ることが困難な学校施設については、鎌倉市公共施設再編計画基本方針と
86 の整合性を考慮しながら、改築事業の実施について検討します。
- 87 (2) 健康で安全な学習環境を構築するため、非構造部材の耐震対策、明るく清潔感の
88 ある快適な衛生設備の整備を図るとともに、普通・特別教室への冷房設備設置に
89 ついて検討します。

91 **■この事業分野で指標としているもの**

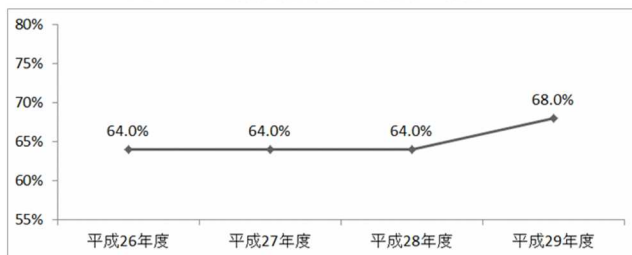
図表4-30 小中一貫教育における9つの中学校ブロック



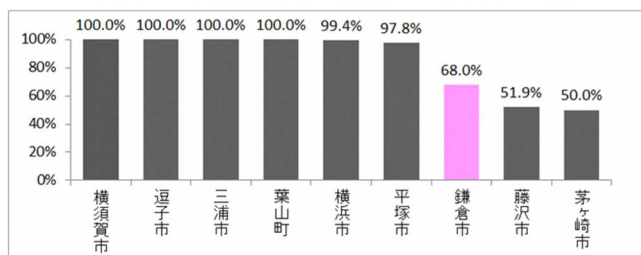
図表4-31 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置状況の比較

	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	逗子市	平塚市
スクールソーシャルワーカーの配置	○	○	○	×	○
スクールカウンセラーの配置	○	○	×	○	○

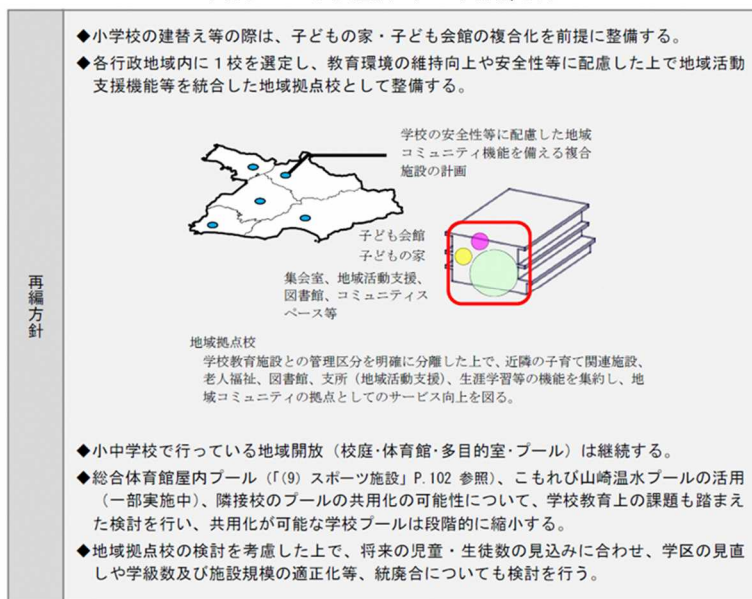
図表4-32 特別支援学級の設置率の推移



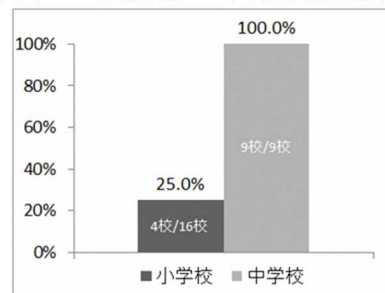
図表4-33 特別支援学級の設置率の比較(平成29年度)



図表4-34 学校施設における再編方針



図表4-35 普通教室への冷暖房設備設置率



■鎌倉市市民評価委員会からの提言

- ・学校はあくまでも子どもが主体である。教職員が主体ではない。全ての子どもが生き生きと学校生活を送れることを望む。
- ・小学校への警備員配置は引き続き行ってほしいが、これと機械警備やシステム導入との併用等は有効である。
- ・「開かれた」と謳う以上、資格にこだわることなく、経験を考慮した市民の助けを持って、学校教育を行ってほしい。
- ・教職員の指導力向上及び教職員の「心身の健康管理」に更に注力したい。
- ・児童生徒が安心して学校生活を送るため、学校、地域及び家庭との連携を蜜に行ってほ

しい。

- ・スクールソーシャルワーカー等、こどもや家庭の相談を受け付ける人については、格要件より、資質が重要。資質がある先生を適切に評価し配置できる仕組みが必要ではないか。
- ・鎌倉市公共施設再編計画との整合性を考慮しながら、改築や大規模改修等を実施してほしい。冷房設備設置工事、トイレ改修工事などいずれも必要な事業として理解できるが、限られた予算の範囲で、学校施設の維持保全・延命、プライオリティを考慮し、効率的な整備が必要である。また、LGBTの子供達への施設利用が急務である。
- ・学校施設は児童生徒のために安全・安心して利用できる建物であるのは当然だが、同時に、災害時に児童生徒のみならず市民の災害避難拠点となり得る施設である。そのことを踏まえて、災害時の電力、水道等のライフラインも整備していく必要があるのではないか。
- ・分野は異なるが、防災関連事業と連携して効率的に進めることはできないのか。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・学校施設の整備については、市立小・中学校への冷暖房施設全校設置、未改修トイレの改修に向けた目処が立ったことから、今後は、老朽化する校舎の建替をどのように行っていくのかを具体的に検討していかなければならない。
- ・学校施設の老朽化調査や小・中学校の適正規模・適正配置の検討結果を見極め、判断していくことが求められている。
- ・特別支援学級の設置については、市内小中学校全校の設置に向け取り組んでいるところであるが、引き続き取り組んでいく。
- ・「開かれた学校づくり」を引き続き、進めていくため、地域住民と学校との連携協力体制を整備していくことが求められている。
- ・「いじめ」に対しては、子どものサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真摯に受け止め、速やかな対応を行っていくことが求められている。
- ・SDGs の視点からも教育は全ての課題解決につながる重要な目標である。
- ・学校の適正規模、人口推計を踏まえた適正配置、老朽化調査の結果を踏まえ、施設整備の在り方を早期に確定することが求められる。
- ・「開かれた学校づくり」を進めていくために地域住民と学校との連携体制を整備し、学校改修時にハード的整備ができるよう取組むことが求められる。

- 142 ・グローバルな人材育成、郷土学習の充実、教育環境の整備など、教育大綱に掲げた事
143 項、総合教育会議で話題となった内容などを盛り込む必要がある。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(4) 青少年が健やかに成長できる環境づくりを進めます

次代を担う青少年が人とのふれあいや、地域社会への参加をとおして、心身ともに健やかに成長し、個性豊かな人間形成を図り、自立できるよう、家庭・学校・地域を基盤とする良好な環境づくりを進めます。

施策の方針 1 青少年の育成・支援

(目標とすべきまちの姿)

青少年が夢や希望をもってさまざまなことに挑戦し、多くの人の支えや関わりの中で、地域を支えられるような大人に成長するための環境が整備されています。

青少年会館を拠点として定期的に講座が開催され、そのなかでさまざまな世代の交流が活発に行われています。

(主な取組)

①青少年活動の推進

(1) 各種講座の開催を通して学ぶ機会を提供し、あわせて、子どもだけでなく、保護者相互などの世代間交流ができる場づくりに努めます。

(2) 青少年育成団体やその指導者を育成・支援することにより、地域で青少年を育成する風土を醸成します。

(3) 各種講座などさまざまな機会を捉えて、幼少期の親子の関わり大切さを伝えるほか、家庭における教育機能を充実するため、さまざまな調査・検討を行います。

②青少年の居場所づくりの推進

青少年会館など公共施設をはじめ、さまざまな資源を活用して、青少年が楽しみながら成長できる場を提供します。また、さまざまな講座を通して参加者同士の交流を促進し、青少年会館が青少年の居場所となるように有効活用します。

③相談・支援体制の充実

困難を抱える子ども・若者に対し、関係機関との連携による相談・支援を充実します。

④社会参画の推進

子ども・若者による社会参画を図るために有効な施策を検討するとともに、これまで行っている事業の充実を図ります。

■ この事業分野で指標としているもの

※

■ 鎌倉市市民評価委員会からの提言

・「わかたま」を新たに開設したことは評価できるものの、HPで確認するとスペースは

- 充実している広さであるとは言えなさそうなので、今後の青少年からの需要を検証しながら学習するための場所作りを進めていってほしい。
- ・ 青少年会館の青年の利用人数及び、青年を対象にした講座、教室数の数を指標化してほしい。
 - ・ 0歳から小学生までは他の分野での取組があるが、16歳以上の未成年を対象にした施策はここだけである。青少年という幅広い年齢層を対象とするのではなく、16歳以上に絞った取組を行うのはどうか。
 - ・ 子育て施設との連動・統合等を検討すべきである。
 - ・ 学校での拘束時間の長さ、塾、お稽古事と自由時間の少ない子ども達、事業を展開するにあたって、学校との連携が必要である。
 - ・ ひきこもり、ニート等の実態は覚悟を持って誰かが取り組まない限り絶対にわからない。それをやらないのであれば、せめて未来のひきこもり、ニートの種を減らす取組を積極的に行ってほしい。
 - ・ 困難に直面している若者等に対する地域の理解を広めるべきである。

■この分野の取組に関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・ 青少年会館の維持・管理が主要な事業になっているが、青少年の活動や居場所づくりに資するものになっているかの確認、また効率的な運営方法等について検討が必要である。
- ・ 近年、ひきこもりをはじめ、様々な困難を抱える若者への支援の重要性がクローズアップされており、困難に直面している若者に対する地域の理解を広めるとともに、自己肯定感を持てる居場所づくりや、就労等への支援を行うことが求められている。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(5) 豊かな生涯学習社会の 創造をめざします

ともに学び、ともに語り、ともに楽しむことをとおして、より豊かな人間性を培い、鎌倉市民としての自覚、生きていることの充実感を市民一人ひとりがもてる生涯学習社会の創造をめざします。

施策の方針 1 多様な学習機会の提供と学習成果の活用

(目標とすべきまちの姿)

大学や高等学校、地方公共団体、NPO法人など民間事業者を含む生涯学習関係団体との連携により、多様で効果的な学習プログラムが市民に提供され、すべての市民が、生涯のいつでも、等しく、自由に学習機会を選択して学ぶことができます。

また、その成果が適正に評価され、さまざまな形で生かすことのできる生涯学習社会が実現しています。

子どもから高齢者まで幅広い年代の方々が地域での学習に取り組み、そのなかで多様なコミュニティが形成され、地域が主体となって生涯学習を推進しています。

(主な取組)

①多様な学習機会の提供と学習成果の活用

(1) 市民の多様な学習ニーズに応じた、広い視野に立った多様で質の高い学習プログラムを展開するとともに、学んだ成果を生かすことのできる環境の整備に努めます

(2) 本市の持つ豊かな自然や歴史的文化的環境など、地域の特性を生かした学習機会の提供に努めるとともに、現代的課題についても学ぶことができる学習機会を充実します。

(3) それぞれの地域での自主的な学習活動や、ボランティア活動を支援し、地域における市民の学習交流を促進します。

②学習支援体制の整備・充実

市民の生涯にわたる学習活動を支援するため、さまざまな分野の生涯学習指導者を活用するとともに、図書館、鎌倉国宝館などの本市の施設、大学などの高等教育機関、民間教育事業者、関係機関などと連携を図りながら、広範な学習情報の収集・提供や学習相談の充実など、総合的な学習支援体制の整備を行います。

③地域における学習交流機会の提供

地域の特色を生かしながら、子どもの居場所づくりなど、世代を超えて市民同士がふれあい、交流できる学習交流の機会を拡充します。

37 施策の方針2 学習環境の整備・充実

38 (目標とすべきまちの姿)

39 生涯学習センター、図書館など本市の生涯学習施設が充実し適正に整備され、利用しやすい魅力ある施設となっています。また、市民が自らの学習内容にあわせて、本市の生涯
40 学習施設、関係機関、学校、民間施設などを効果的に活用することができるなど、学習の
41 場が十分に確保されています。

42
43 毎年、多くの市民が生涯学習センターを利用し、自らの興味関心にそって自発的に学習
44 する習慣が広がっています。

45 (主な取組)

46 ①生涯学習施設の連携・活用

47 すべての人の生涯学習を保障するため、生涯学習センターを核として、鎌倉国宝館な
48 どの本市が保有する生涯学習施設との連携に努めるとともに、関係機関や学校、民間
49 施設の活用を図ります。

50 また、本市の財政状況、人口動態などの社会情勢や、市民ニーズ、施設の老朽化な
51 どを踏まえて、生涯学習施設全体の効率的、効果的な活用を図ります。

52 ②生涯学習センターの整備・充実

53 今後とも高まると想定される市民の学習ニーズに対応するため、鎌倉市公共施設再編
54 計画基本方針を踏まえ、計画的に施設整備に努めるとともに、効率的な施設運営を図
55 ります。

56 ③図書館の整備・充実

57 次代を担う子どもたちから高齢者まで、すべての市民の知る権利を保障するため、資
58 料の充実と情報提供機能の拡充を進めます。全国有数の歴史的遺産を継承するため、
59 鎌倉に関する資料の収集と調査研究体制の充実を進めます。

60 電子図書館については、ニーズにあわせその導入を検討します。

62 ■この事業分野で指標としているもの

63 ※

65 ■鎌倉市市民評価委員会からの提言

66 ・子どもから高齢者まで幅広い年代の方々の地域での学習についての取組の対象が非常に
67 偏っている。もう少し全世代のニーズを把握し、広範囲に及ぶ事業を実施すべき。

68 さらに、これらが自治体として提供する必要があるのかも検証するべき。

69 ・学習施設の運営が上手くいっている他の自治体を参考に、運営方法を考えるべきではな
70 いか。

71 ・生涯学習センターの運営に1.5億円＋職員5名が費やされている。「管理運営の民間委
72 託」は検討できないのか。

- ・今ある施設を充実させるという意味では、図書館は身近ということもあり、市民サービスを上げやすい施設であることから、ハードとソフト（サービスを含む）の両面から充実に取り組むべき。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・SDGs の視点からも教育は全ての課題解決につながる重要な目標である。
- ・人生 100 年の長寿社会の生涯学習のあり方について検討が求められる。特に生涯現役で、社会との関わり持ちながら地域で暮らすといった視点も強化すべき。
- ・生涯学習を推進するうえで、生涯学習センターや図書館といった行政施設が核となることは当然であるが、今泉台の「みらいずみ工房」をはじめとした企業との共創による場やプログラムの提供、また、文化財や史跡など「地域」をフィールドとした活動、豊富な「人材」の活用なども非常に効果的であり、地域の自発的な取組を支援していくといった視点も盛り込むべき。
- ・鎌倉生涯学習センターをはじめ様々な場所で、市や市民が実施する多様な学習機会が提供されている。また、生涯学習の拠点となる学習センターの日中の施設利用率は、7割から8割を示しているが、利用者の世代に偏りが見られている。高齢者だけでなく、多世代に受け入れられる学習機会の提供や内容の充実を図ることが求められている。
- ・鎌倉生涯学習センターや中央図書館などは、施設の老朽化が進んでいることもあり、今後、本庁舎の移転後の跡地における複合化を含めた施設整備について、多世代のニーズに対応できるよう検討を進める必要がある。

4. 健やかで心豊かに暮らせるまち

(6) 気軽にスポーツを楽しめるまちにします

いつでも、どこでも、だれでも、それぞれの生活や環境、健康状態にあったスポーツやレクリエーションを楽しむことができる生涯スポーツを推進します。

施策の方針1 市民スポーツ・レクリエーションの推進

(目標とすべきまちの姿)

市民が今まで以上に身近にスポーツ活動に取り組めるようスポーツ環境の整備が進んでいます。

また、より一層のスポーツ行事の実施と奨励により、市民のスポーツに対するニーズやライフステージに応じたスポーツ活動が推進されることにより、市民のスポーツ実施率が向上し、スポーツ活動が充足されています。

(主な取組)

①市民スポーツ・レクリエーションの推進

すべての市民が身近なところで、気軽に参加でき、また自ら主体的にスポーツ・レクリエーションが行えるよう、場の提供や指導、情報提供を行います。

②自然のなかで行うスポーツ・レクリエーションの推進

鎌倉のもつ豊かな自然（海・森林など）とふれあいながら行うスポーツ・レクリエーションの普及・推進を図るため、野外活動の普及・奨励に努めます。

③市民のライフステージに応じたスポーツ環境の整備

幼児から高齢者までを対象とした体力・健康づくり教室や運動・体力相談事業などのイベントや教室を開催し、すべての市民が自ら生涯スポーツが継続できるよう、気軽に楽しめる環境の整備を行います。

④競技スポーツの活性化

鎌倉ゆかりのトップアスリートとの交流会や教室を開催し、幼少期から競技スポーツのきっかけづくりを支援します。

施策の方針2 スポーツ施設の整備

(目標とすべきまちの姿)

市民ニーズの高いスポーツ施設が整備され、民間のノウハウも生かした幅広い施設運営により、市民のスポーツ活動が充足されています。

(主な取組)

①競技スポーツのための施設の整備

競技スポーツの推進を図るため、公式競技の開催が可能な施設の整備の実現に努めます。また、整備にあたっては、P F I 等民間活力の導入や、施設の複合化等について検討します。

②既存のスポーツ施設の機能の充実

既存のスポーツ施設をより利用しやすくするため、鎌倉市公共施設再編計画基本方針を踏まえ、施設の改修や設備の導入又は更新を検討します。

③市民スポーツのための施設の整備

民間施設の借用・県や他市町との広域利用も含め、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境を整備します。

■この事業分野で指標としているもの

※

■鎌倉市市民評価委員会からの提言

- ・施設利用の機会が平等に行われているかどうかの検証を行うべきである。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピックをきっかけに、スポーツへの参加しやすい環境整備を進められたい。
- ・幅広い年齢層、特に 30 代、40 代の市民ができる隙間スポーツの取組を行うことが未病促進につながるのではないか。
- ・市民の公平性の観点から「学校体育施設利用者受益者負担原則」の制度化を早期に実現すること。
- ・子供達を含め、多くの市民にオリンピック候補選手を間近で見られるような機会となる公式試合が開催できる施設をつくれないうものか。
- ・多くの市民が限られた施設を利用できるように工夫すべきである。各施設の予約・利用については、キャンセル料の徴収も検討してはいかうか。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・今後、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたオリンピック等との交流を行い、市民のスポーツに対する関心を高めていくことが求められる。
- ・未病や健康寿命の延伸の観点からも、市民がスポーツに関心を持ち、気軽に運動できる環境を整えることが必要である。
- ・市民意識調査においては、「重要でない」施策のトップ3に位置することから、今後、深沢地域で進めるスポーツ施設の整備を含め、広く市民の理解を求め、市民のスポーツ実施率の向上を図っていくことが必要である。

73 ・ 深沢地域整備事業における総合体育館、グラウンド等の整備については、特定のステーク
74 ホルダーに偏ることのないよう、多目的な利用にも対応できるようにするとともに、鎌
75 倉市公共施設再編計画や深沢地域整備事業との整合を図りながら、事業を進めていくこ
76 とが求められる。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします

市民の生命と財産を、地震などの各種災害から守る防災に加え、被災時に、その被害を最小限に抑える減災の観点に立ち、災害に強い、安心して暮らせるまちをめざします。また、犯罪のない明るい社会を築きます。

施策の方針 1 地震対策・風水害対策の充実

(目標とすべきまちの姿)

耐震化など災害に強いまちづくりが進み、災害時の情報伝達体制も十分に生まれ、市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっています。また、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されています。

帰宅困難者に対するものを含めて、十分な避難所や災害物資が確保されています。

また、災害時要援護者に対する共助などを含めて、自主防災組織を中心とした、市民同士の助け合いが行われます。また、被災した場合には、災害支援協定を結んでいる他市からの支援があり、市民はこれらの支援を受け、より安心して災害対応できる状況となっています。

さらに、台風や集中豪雨などの風水害が発生した場合でも、がけ・急傾斜地に対する防災工事が適切に行われており、市民の生命・財産は安心して守られている状況になっています。

(主な取組)

①総合的な防災体制の強化

総合的な防災体制の強化を図るため、市民はもとより、観光客も視野に入れ、避難所（ミニ防災拠点）をはじめとした防災施設・設備の充実整備を図るとともに、食糧、飲料水等の備蓄を進めます。

②地域の防災意識の醸成

(1) 減災対策の推進を図るため、市民に対する防災知識の普及啓発を図り、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という基本的理念にそって、自主防災組織の育成強化に努めます。

(2) 災害情報の収集、伝達など日頃から市民、事業者、防災関係機関、医療機関との連携及び協力体制の整備を図ります。

③地震・津波の避難対策

(1) 避難路の整備により、避難体制の安全性確保に努めます。

(2) 震災時の避難経路や避難方法について、講習会や避難訓練を通じて市民に周知します。

(3) 新たな避難所の指定について、施設管理者と調整を行います。

④情報伝達体制の充実

防災行政用無線を災害情報提供の柱としつつ、並行してさまざまな補完対策を講じる
ことにより、情報伝達体制の充実を図ります。

⑤災害に強い安全な住環境の確保

(1) 災害に強いまちづくりを推進するため、民間住宅に対する耐震診断を促進するた
めの相談窓口の充実や診断料の補助を行うほか、既存マンションの適正な管理及
び円滑な建て替えが図れるよう誘導、支援を行います。

(2) 緊急輸送路沿道や不特定多数の利用に供される特定建築物の耐震化対策、落下
物・ブロック塀対策などを推進します。

⑥災害時要援護者対策

国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」をもとに、個人情報に配慮し
つつ災害時要援護者の情報を庁内で共有・把握するとともに、平常時から地域におい
て災害時要援護者を支援する体制を整備します。

⑦がけ・急傾斜地対策の推進

(1) がけ・急傾斜地については防災工事の施工に関し、国・県へ働きかけるなど達成率
の向上を図ります。

(2) 急傾斜地崩壊危険区域指定の促進や既成宅地等防災工事資金助成を通じて、予防
対策の推進を図ります。

(3) 市民の防災工事資金助成制度の利用促進を図ります。

⑧浸水対策の推進

市内の浸水箇所の解消を図るため、浸水対策を進めます。

施策の方針2 危機管理対策

(目標とすべきまちの姿)

武力攻撃事態やテロなどあらゆる危機事象を想定した体制が整備されており、市民の生
命・財産は安心して守られている状況になっています。

(主な取組)

①危機管理対策の推進

(1) 市民や観光客の生命、身体及び財産の安全を確保するため、国、県、近隣自治
体、その他の関係機関と相互に連携・協力し、危機管理に係る対策を総合的に推
進します。

(2) 関係法令に基づく計画や危機管理対処方針に基づく各種計画に掲げる施策を効果
的に推進するため、執行体制の整備と必要な資機材等の確保を図ります。

(3) 職員及び市民の危機意識を醸成するため、危機を想定した訓練や危機管理に関す
る知識・技術を習得するための研修などを企画、立案し、積極的に取り組みま
す。

74 施策の方針3 消防機能の整備・充実

75 (目標とすべきまちの姿)

76 消防施設は老朽化耐震対策が実施され安定的に火災等への対応がなされています。消防
77 救急無線はデジタル化 が図られ、緊急時にも適切な情報通信が可能となっています。

78 市民の防火・防災意識は高く、すべての一般住宅には住宅用火災警報器が設置され、災
79 害時の避難誘導等の減 災体制は消防団、自主防災組織などとの連携が効果的に行われてい
80 ます。

81 (主な取組)

82 ①消防施設の整備・機能充実

83 災害時の防災拠点となる消防庁舎・消防団器具置場などの消防施設や設備の充実を図
84 るとともに、消防の組織、機能の総合的な整備を図ります。

85 ②情報通信機能の高度化の推進

86 情報通信機能の高度化を推進するため、消防救急無線のデジタル化を図るとともに、
87 消防緊急情報システムの充実・強化に取り組みます。

88 ③救急・救助体制の充実強化

89 (1) 複雑、多様化する救急及び救助活動に対応するため、救急知識と救助技術の向上
90 を図り、医療機関と連携した救急・救助体制の充実強化に取り組みます。

91 (2) 市民に対し、応急手当の普及啓発活動を積極的に行います。

92 (3) あらゆる災害から市民の生命財産を守るため、消防職員の高度な消防技術の維持
93 向上をめざします。

94 ④火災予防対策の推進

95 (1) 火災による死傷者及び被害の減少を図るため、一般住宅への住宅用火災警報器の
96 普及啓発を推進し、住宅 防火対策を進めます。

97 (2) 高齢者福祉施設など、災害弱者が利用している事業所への立入検査を強化しま
98 す。

99 (3) 自主防災組織などにおける消火・避難訓練を通じて防火意識の高揚を図るととも
100 に、消防団が各地域にお いて防火意識の高揚の担い手となるよう、消防団活動の充
101 実を図ります。

103 施策の方針4 防犯活動の充実・強化

104 (目標とすべきまちの姿)

105 市民の防犯意識は高く、積極的な地域防犯が図られています。地域防犯力の向上によ
106 り、刑法犯認知件数は、引き続き減少傾向にあり、現在と同じく県内で最少の状況を保っ
107 ています。また、犯罪が発生しにくい市街地の 環境づくり等が進み、安全で安心して暮ら
108 すことができるまちづくりが推進されています。

(主な取組)

①地域防犯力の向上

- (1) 一人ひとりが防犯に対する意識を持つよう、防犯の啓発に努めます。
- (2) 子どもの安全確保のため、地域全体で見守るなどの活動を推進します。
- (3) 地域におけるさまざまな取組に、より積極的なアプローチを行い、その支援に努めるほか、ソーシャルネットワーク等多様な媒体を活用した犯罪発生状況や防犯対策等に関する情報提供に努めます。

②防犯に適したまちづくりの推進

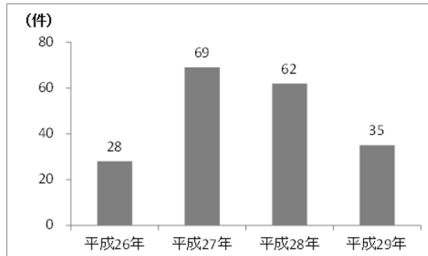
犯罪のない市街地環境づくりをめざし、防犯の観点から、公共施設の管理や住環境づくりに努めるほか、自治・町内会等が行っている防犯灯の維持管理等への支援を継続します。また、社会情勢の変化や環境に配慮し、電力消費の少ない省電力型防犯灯への転換を促進します。

③自主防犯活動の体制整備

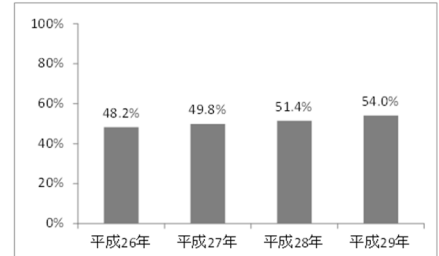
市民、本市、警察及び関係機関等が連携し、協力しながら、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

■この事業分野で指標としているもの

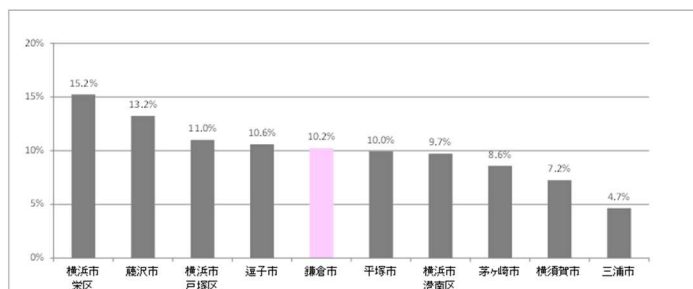
図表5-1 耐震相談件数



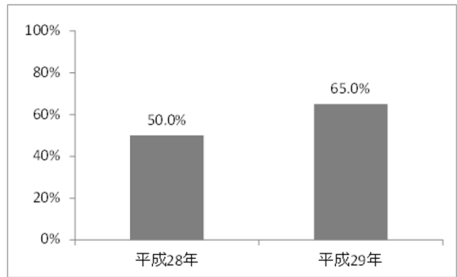
図表5-2 危険ブロック塀の改善率



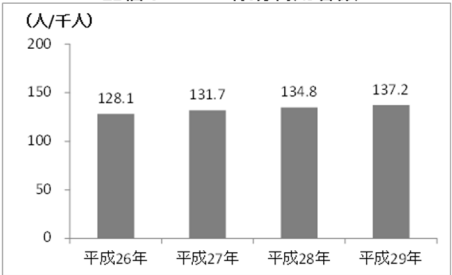
図表5-3 耐震診断実施住宅率(平成25年)



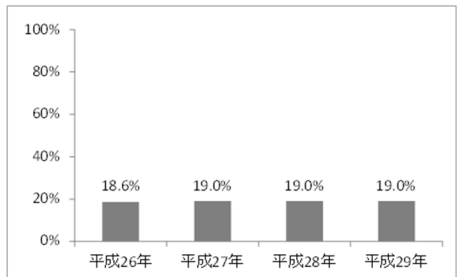
図表5-4 災害時避難行動要支援者名簿の提供率



図表5-5 人口千人あたり防災・安全情報メール配信サービス有効利用者数



図表5-6 急傾斜地崩壊危険箇所のうち急傾斜地崩壊区域指定率



図表5-7 鎌倉市緊急事態対策計画に位置づけられている各種職員研修

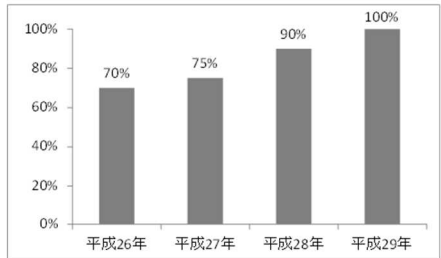
(1) 一般研修
市は、職員を対象に次表の職員研修を実施する。

表2-2 一般研修	
区 分	研 修 内 容
全職員 (年1回程度)	危機管理意識を高揚させるため、全職員を対象に講座や講演会等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めるに当たっての危機管理の重要性について研修する。
部長級職員 (随時)	緊急事態対策本部等設置時における迅速・的確な判断能力を身につけるため、部長級職員を対象に、危機管理に関する理論、情報管理及びリーダーシップについて研修する。
新規採用職員	新規採用職員を対象に、本市職員として必要な危機管理への対応能力を身につけるため、危機管理体制の概要等について研修する。

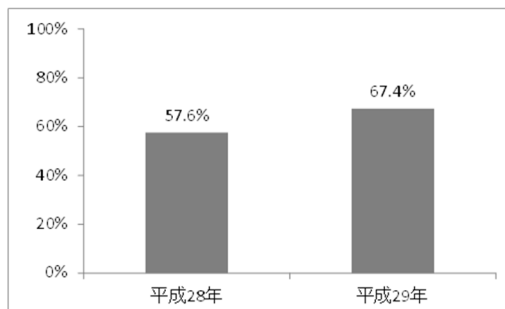
(2) 派遣研修
市は、緊急事態発生時に迅速・的確な判断ができるよう、必要に応じ、緊急事態対策本部長(市長)・同警戒本部長(副市長)や防災安全部・消防本部職員等を対象に、次表により派遣研修を実施する。

表2-3 派遣研修	
区 分	研 修 内 容
市長及び副市長	緊急事態対策本部長(市長)及び同警戒本部長(副市長)を対象に、緊急事態発生時に迅速・的確な判断ができるよう、危機管理統括者として必要なトップマネジメントについて研修する。
防災安全部、消防本部職員等 (随時)	防災安全部・消防本部職員等を対象に、緊急事態発生時の初動対処及び迅速・的確な情報収集能力を高めさせるため、過去の緊急事態対応の教訓や危機管理に関する先進的な取組事例について研修する。

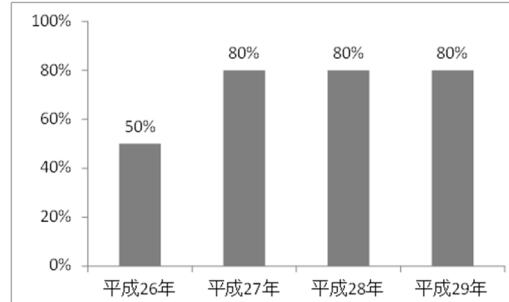
図表5-6 予算に対する職員研修派遣達成率



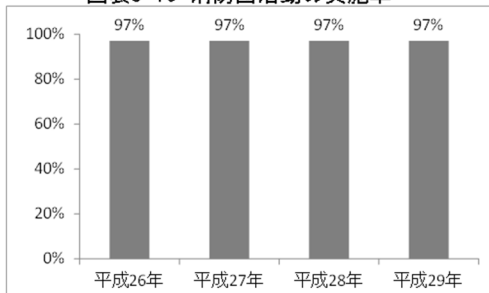
図表5-8 自主防災組織の防火・防災訓練実施率



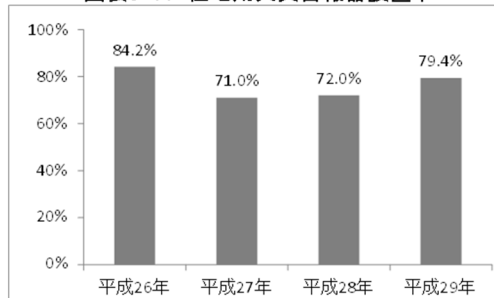
図表5-9 消防庁舎の修繕率



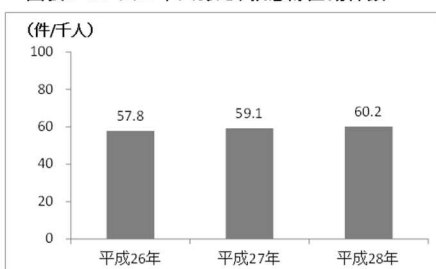
図表5-10 消防団活動の実施率



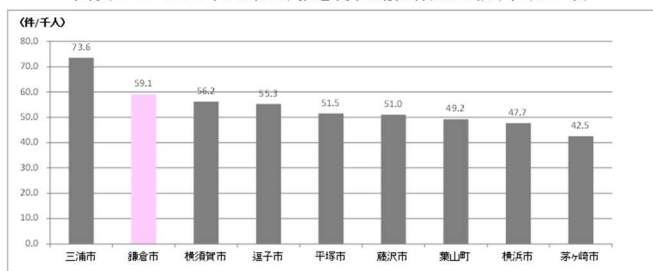
図表5-11 住宅用火災警報器設置率



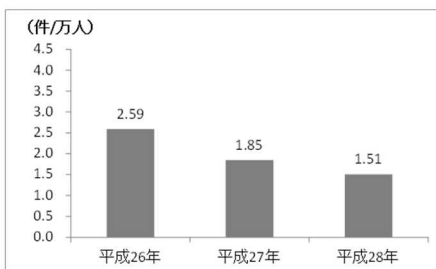
図表5-12 人口千人あたり救急隊出動件数



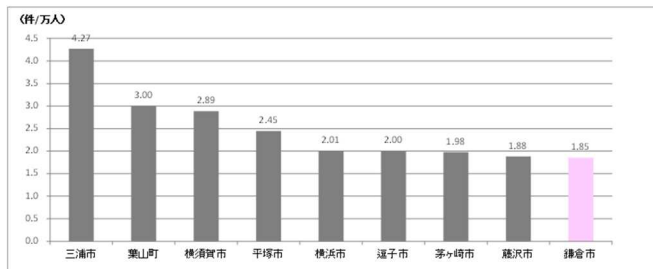
図表5-13 人口千人あたり救急隊出動回数の比較(平成27年)



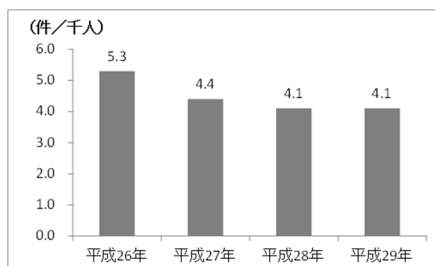
図表5-14 人口1万人あたり火災による消防隊出動回数



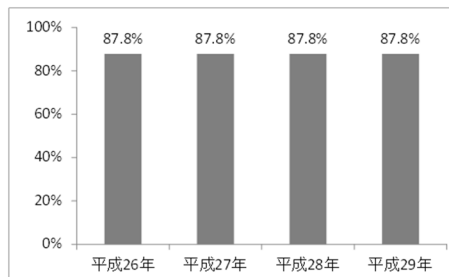
図表5-15 人口1万人あたり火災による消防隊出動回数の比較(平成27年)



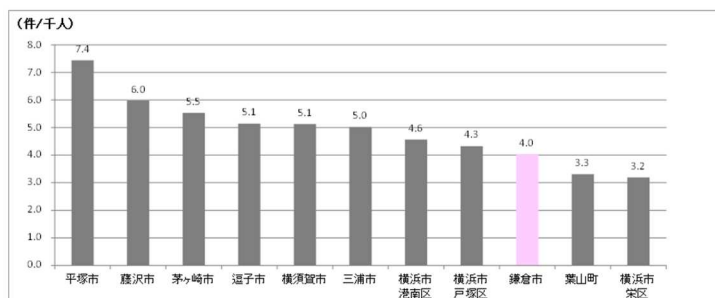
図表5-16 人口千人あたり刑法犯認知件数



図表5-17 自治会・町内会数に対する自主防災活動団体組織率



図表5-18 人口千人あたり刑法犯認知件数の比較(平成29年)



鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・災害時避難行動要支援者名簿が、不測で唐突に起こる自然災害時に、どこまで役に立つのかは疑問である。名簿活用を含めた避難訓練活動を常に行うしか方法はないのではない。
- ・「共助」を掲げる以上、必要情報を提供するだけにとどまらず、災害に対する啓蒙に行政がもっと積極的に力を入れてほしい。
- ・避難場所になる建物周辺を重点に、倒壊がないよう未然に防げる事故防止に努めてほしい。
- ・耐震化は建物所有者の自己責任である。公共施設と他者に被害を及ぼす建築物に対する対応に力を入れるべき。
- ・市民が避難経路などを十分に理解し、大地震が生じた場合にも、すぐに安全な場所へ避難できるようになっているかどうか、避難場所までの避難路は、建物の倒壊による閉塞をきたさないよう、機能が確保されているかどうかなど、目指すべきまちの姿にある事項について、目標とする程度を明確にし、指標とすべき。
- ・自主防災組織連合会を開催し、各地区の相互の情報交換や連携を図る活動を引き続き行い、自主防災組織相互のコミュニティ形成を図ることが重要である。
- ・大規模災害発生時に、消防職員のみでの災害対応は限界があり、平常時から団員の確保、各種訓練を行い、職員間の意思の疎通を図り、消防力維持を図っていく必要がある。
- ・災害弱者に対する対応を、災害時を意識して日頃から対応策を整備していく必要性がある。

- ・新たな犯罪の手法について警察等との連携を強化し、市民及び地域の防犯団体等への情報提供、対策等の周知が重要である。
- ・「自らの安全は自ら守る。」、「地域の安全は地域で守る。」と言い切ってしまうのであれば、行政として安全に関する取組をやる必要はない。行政の責任と個人の責任をある程度明確にし、行政の責任に関する取組に注力すべき。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・「防災・安全」と「市街地整備」の分野の連携を図り、災害に強いまちづくりを進めていくことが求められる。
- ・民有山林等のがけ崩れや倒木等への対応について。
- ・高齢化の進行による高齢者を狙った犯罪、空き家の発生により生じる犯罪など、社会状況の変化に対応した防犯対策について、他分野とも連携した検討が求められる。
- ・市民意識調査においても施策間の重要度では、「重要である」施策の2位、施策自体の重要度では、「今後力を入れて欲しい」施策の1位に位置付けられている。また、施策間、施策自体の重要度は、共にこれまでの市民意識調査で常に上位に位置している。
- ・東日本大震災から7年経ったが、震災の記憶を風化させず、後世に伝えるためにも引き続き防災意識の醸成には注力すべきものである。
- ・一方で、津波や大雨による河川の氾濫や土砂災害などに対しての対応には根本的な解決には至っておらず、より一層の取組が求められているものである。近年では想定外の災害が頻発しているが、どこまでの準備しておくか、準備しておく必要があるのか、検討すべきであるのではないかな。
- ・津波対策など、本市だけでは解決できない問題に対して、国や県との協議を具体的なものにし、確実に実施していくことが必要である。
- ・また、北朝鮮によるミサイル攻撃やテロなどに対する危機管理体制も重要であるが、災害時に確実に業務の継続を図れる体制づくりに注力すべきではないかな。
- ・消防施設については、公共施設再編計画に基づき、本部移転や出張所の統廃合に向け、検討を進める必要がある。時期基本計画期間中に更新を迎える司令情報システムについては、本部移転と密接に関係するものであることから、早期に関係者との協議を行い、方向性を決める必要がある。
- ・市内の各地域では、災害に対する市民の意識等の温度差や地域差があるため、特に高齢者や災害弱者に対する支援については、地域の現状を踏まえ、自助・共助・公助の役割

194 分担を明確にして、発災時に備え、具体的に行動できる体制を整備・強化する必要があ
195 る。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(2) 市街地の整備を進めます

魅力ある市街地整備を推進し、市民・事業者のまちづくりを支援していきます。

施策の方針1 市街地整備の推進

(目標とすべきまちの姿)

利便性の向上やまちの活性化をはじめ、市民が安全安心に暮らせ、災害に強く、快適なまちづくりの実現を図るため、計画的な土地利用や市民参画によるまちづくりに取り組んでいます。

市民のまちづくり推進のニーズをくみ取り、満足度を高められるよう柔軟に対応する持続可能な土地利用等の計画を推進しています。

(主な取組)

①都市マスタープランの推進

都市構造の主要な要素である市街地構造・土地利用、緑、交通、防災、拠点・ゾーン（拠点を結ぶ将来の都市構造上、重要な地区、新たな可能性のある地区）及び時代背景や震災復興を踏まえた将来都市像（都市マスタープラン）の実現に向け、関係機関との連携をはじめ、市民、事業者、NPO等と協働したまちづくりを推進します。

②めざすべき土地利用の実現

(1) まちづくり条例等に基づき、民間開発事業に対し適正な土地利用の誘導を図ります。一定規模以上の土地利用に対しては、さらなる事前調整の仕組みの見直しや内容の充実を図り、周辺の住環境や景観等に調和した計画へと誘導を図ります。

(2) 工業系用途地域内については、現状の工業系土地利用を維持・継承できるよう、規制誘導を図ります。

(3) 周辺の住環境や景観と調和しない建築物を抑制するため、地域の特性にあった都市計画制度等の活用を検討します。

③鎌倉駅周辺地区の都市整備

(1) 鎌倉駅周辺地区では、豊かな歴史的遺産と良好な自然環境を生かし、市民・来訪者が快適に共存できる、風格と活力ある古都鎌倉の玄関口の再生・創造をします。

(2) 鎌倉駅西口周辺地区では、駅前広場等の整備の実現に努めます。

④大船駅周辺地区の都市整備

(1) 大船駅周辺地区では、「大船駅周辺地区都市づくり基本構想」に基づいて、市民・事業者・大学・NPO等と協働して、大船駅直近、大東橋周辺、鎌倉芸術館周辺、南部の各地区において、都市基盤施設や都市環境の整備を推進します。

(2) 東口駅前では、道路施設、商業施設などの都市機能の強化と都市防災機能の向上を図るため、大船駅東口市街地再開発事業を進めます。

(3) 西口駅前では、横浜・鎌倉両市一体整備計画（案）の廃止を含めた取り扱いについて、県、横浜市と協議を進めます。

⑤ 深沢地域国鉄跡地周辺の都市整備

深沢地域国鉄跡地周辺では、鎌倉駅周辺、大船駅周辺と並ぶ第三の新しい拠点の創造をめざし、少子高齢社会への対応をはじめとした多様な都市機能の導入を図りながら、都市拠点の実現に努めます。

⑥ 既成市街地での都市整備の推進

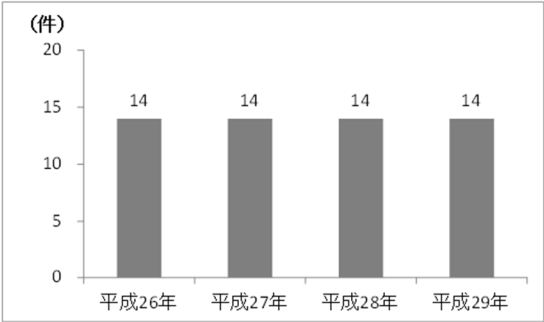
腰越駅周辺、玉縄地域、北鎌倉駅周辺については、地域の課題を整理しながら、それぞれの地域特性を生かしたまちづくりに取り組みます。

⑦ 市民・事業者・NPO等との協働によるまちづくりの推進

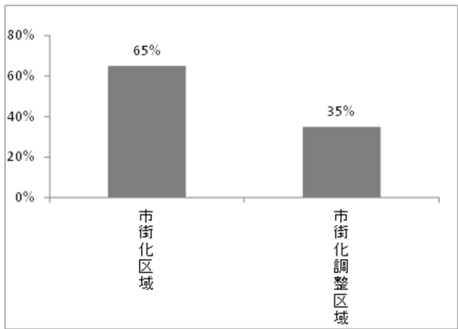
- (1) 市民が自ら行動し、主役となるまちづくりの推進を図るため、市民の自主的なまちづくり活動への支援を行います。
- (2) 市民参画のもと、まちづくり関連条例やまちづくりに関する基本計画等を見直すとともに、それらを実現するための方策と推進体制の検討を行います。
- (3) 市民等との協働により、地域の個性や特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、都市計画の提案制度などを積極的に活用し、地区計画の指定等を図ります。

■ この事業分野で指標としているもの

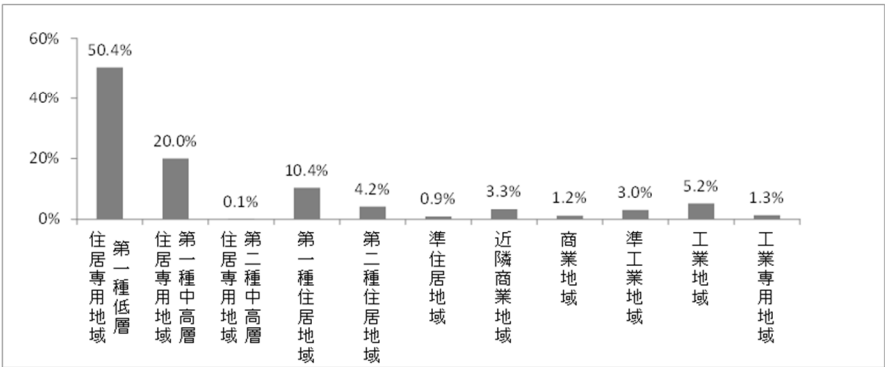
図表5-19 まちづくり条例に基づく自主まちづくり計画提案数



図表5-20 市街化区域および市街化調整区域の面積割合



図表5-21 用途地域別面積率



57

58 ■鎌倉市民評価委員会からの提言

- 59 ・ 深沢地域整備事業はスピード感を持って進め、方向性を早く見出してほしい。
- 60 ・ 再開発事業に関し事業計画、権利変換計画等の提示、権利者の不安の解消、調整を図っ
- 61 ていく必要がある。
- 62 ・ 市民が市街地整備に対して何を求めているのか、ニーズを見極めていく必要がある。

63

64 ■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール

65



66

67

68

69 ■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- 70 ・ 鎌倉駅周辺地区、大船駅周辺地区、深沢地域国鉄跡地周辺について、6年間でどこをど
- 71 こまで整備するのか、財政状況等も踏まえた十分な検討が必要である。
- 72 ・ 主な取組「①都市マスタープランの推進」の中には②～⑦の内容が含まれているとおもわ
- 73 れる。整理が必要ではないか。
- 74 ・ 少子高齢・長寿命化社会・防災対策・テクノロジーの進化など様々な社会環境の変化に
- 75 対し、どのように市街地整備をしていくかの議論が求められる。
- 76 ・ 深沢地域の整備については、村岡新駅への市の考え方の結論を出すとともに、現実可能
- 77 な事業スキームを早期に検討し、区画整理事業に着手していかなければならない。
- 78 ・ 大船駅東口の再開発については、建築工事費の高騰により、事業コストの縮減、事業成
- 79 立の可能性を早急に見極める必要がある。
- 80 ・ 大船駅東口及び西口整備等の事業もスピード感を持って対応していくことが求められて
- 81 いる。
- 82 ・ 鎌倉駅西口の整備についても、事業者、権利者等との調整含め、検討していく必要があ
- 83 る。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(3) 総合的な交通体系をつくりだします

安全で快適なまちをめざした交通環境をつくりだすとともに、交通安全対策を進めます。

施策の方針1 道路・交通体系の検討

(目標とすべきまちの姿)

地域の実情を考慮した都市計画道路の見直しが行われました。

自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策が進み、交通環境の改善が進んでいます。

地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系が構築されたことで、快適で安全な市民生活が確保されています。

(主な取組)

①交通体系の検討

(1) 都市計画道路については、都市拠点の整備事業や鎌倉市交通マスタープラン等との整合を図るとともに、都市防災も考慮した道路網について検討します。

(2) 自動車利用を抑制する等の交通需要マネジメント施策を進めることにより、交通環境の改善をめざします。

(3) 生活道路への通過車両進入を抑え、快適で安全な市民生活を確保するため、地域住民、関係機関と協働し、歩行者を優先した交通体系をめざします。

施策の方針2 交通安全意識の高揚

(目標とすべきまちの姿)

交通安全意識の普及徹底などの取組を推進することで、交通安全対策の必要性を市民が認知し、市民の交通安全意識が高まっています。

関係機関、団体及び市民の協力により、交通事故の発生件数は年々減少しています。

また、自転車利用者の交通マナーが向上し、市民が安心して暮らせる快適なまちとなっています。

(主な取組)

①交通安全意識の高揚

関係機関、団体との連携により、交通安全意識の普及徹底など、総合的、効果的な交通安全対策を推進し、交通事故件数を減らします。

②交通事故防止運動

関係機関等と連携し、高齢者及び二輪車・自転車利用者への重点的な交通事故防止の取組を図ります。また、家庭、学校、職場、地域などでも交通安全教育を行います。

③自転車マナーアップ

小学生を対象とした自転車教室を実施し、運転技能及び交通安全意識の向上を図るとともに、保護者に対して、家庭での交通安全教育の徹底を呼びかけます。

施策の方針3 駐輪対策の推進

(目標とすべきまちの姿)

必要な駐輪場が整備されていることにより、市民が自転車等を使って快適な移動を行っています。

放置自転車対策が強化されたことにより、歩行者が安心して歩ける空間が確保されています。

(主な取組)

①駐輪対策の推進

(1) 鎌倉駅及び大船駅周辺で、関係機関との調整により、恒久的な駐輪場整備を進めます。また、新たな自転車等放置禁止区域の設定にあたっては、地域の特性や今後の地域の市街地整備計画とも調整をとりながら進めます。

(2) 店舗等利用者の歩道等への一時駐輪対策について、関係機関等との協力体制を検討します。

施策の方針4 公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進

(目標とすべきまちの姿)

交通不便地域の解消やバスや駅のバリアフリー化が進められ、市民が快適に公共交通機関を利用するようになっていきます。

公共交通機関の利用が促進されることにより、生活道路の渋滞が緩和されています。

(主な取組)

①公共交通機関利用への転換の促進

交通渋滞の緩和及び地球温暖化防止等の環境保全の面から、公共交通機関利用への転換を促進する施策を、関係機関と協力しながら進めます。

②移動円滑化の推進に関する基本方針等の推進

ミニバスも走行できない地域の利便性の向上を図ります。

③駅等のバリアフリー化の推進

鎌倉市移動円滑化基本構想に基づき、公共交通事業者が実施する駅施設等の改善について支援します。

■この事業分野で指標としているもの

■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・ロードプライシングの実施のための課題の法制面や課金方法等の問題を整理し解決施策について引き続き検討していくことが重要である。ET システムを一般道路へ適用することなど、法的な課題や課金方法等の課題を解決していくことが重要である。
- ・観光客が歩くことの多い鎌倉から長谷駅-長谷大仏に行く道路の歩道を現地視察し、改善を望む。
- ・自転車左側通行帯の路面表示を実施した効果の検証がほしい。取り締まりや注意喚起月間等を設けるなどして、ルール徹底を図ってほしい。
- ・公共交通機関の輸送力の向上と利用の促進という方針に対し、駅のバリアフリー化だけの事業でつながるのか。エレベータの設置支援だけでは公共交通機関の輸送力の向上は期待できない。
- ・公共交通機関が観光客でいっぱいという現状の中で市民の公共交通機関の利用促進を図る意味はあるのか。
- ・「目標とすべきまちの姿」について、具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・都市計画道路に関する記述については見直しが必要。
- ・交通需要管理について体系的に整理することが必要。特に公共交通を利用する際のわかりやすさや利便性の向上、パークアンドライドの充実など、それぞれの取組みを効果的に組み合わせることが必要。
- ・また、自転車活用推進法制定を受け、自転車の活用方法、特に二次交通としての活用可能性なども含めた検討が必要。
- ・交通環境の改善は、市民意識調査における施策自体の重要度として「今後力を入れて欲しい」施策の2番目に挙げられおり、交通渋滞への対応だけでなく、安心して歩くことのできる歩道の整備など歩行者を優先した交通体系の確立が求められていると考えられる。
- ・ロードプライシングの実施に向けては、多くの課題があるが、確実に実施していく必要がある。
- ・また、近年では、自転車利用者の交通マナーが社会問題にもなっており、自転車利用者のマナー向上など、交通安全意識の向上を図る取組が求められているのではないかと考えられる。

- 109 ・ 今後、高齢者の免許証返上が増え、交通不便地域への対策が求められているが、長期ビ
110 ジョンの都市経営を視野に入れた対策を検討していく必要があると思われる。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(4) 安全な道路の整備を進めます

歩行者の立場に立った、安心して歩ける道路空間づくりを進めます。

施策の方針 1 道路・橋りょうの整備・維持管理

(目標とすべきまちの姿)

道路の安全性・快適性を確保するため、効果的かつ効率的な道路の整備が進められているとともに、計画的な舗装の修繕が進められています。

また、適切な歩行空間が整備されることにより、だれもが安心して道路を利用できる環境となっています。

災害が発生した際の緊急輸送路や緊急避難路が整備され、市民の安全が確保されています。

通行に支障となる不法占用物が排除され、適切な道路管理を行っています。

(主な取組)

①都市計画道路の整備

都市計画道路の整備にあたっては、景観・環境保全や市民意向を踏まえ、効果的かつ効率的な整備を進めます。

②生活道路の整備

(1) 歩行者や自転車、車両が安全に通行できるよう、狭い道路や線形が複雑な道路について、拡幅・改良を進めます。

(2) 交通渋滞の解消や交通の利便性を図る補助幹線的な道路網の整備、交通安全施設の整備を進めます。

(3) 子どもや高齢者、障害者などに配慮し、だれもが安心して歩ける道路の整備、歩行空間の確保、バリアフリー対策を進めます。また「歩く観光」に対応した歩行者等の交通環境の整備（歩道の整備）を進めます。

(4) 国県道については、関係機関と十分な調整・協議を図り、整備の推進を要請します。

③橋りょうの整備

橋りょうについては、周辺環境・景観や安全性に配慮した整備を進めます。

④トンネルの点検・管理

トンネルについては、安全性を確保するとともに、周辺環境や景観に配慮した適切な維持管理に努めます。

⑤道路の維持修繕

(1) 道路の安全性・快適性を確保するため、舗装面の劣化や損傷のある道路について、補修・改良を行うとともに、計画的に舗装修繕工事を進めます。

(2) 災害時等の応急体制を充実し、道路の維持管理に努めます。

⑥道路の管理（道路台帳、橋りょう台帳等の充実）

（１）通行の支障となる不法占用物件については、取り締りを強化し、適切な道路管理に努めます。

（２）道路台帳、橋りょう台帳等の充実に努めます。

■この事業分野で指標としているもの

■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・「目標とすべきまちの姿」について、具体的な取組や内容を示すとともに、実現に向けた進捗状況が判断できる様な指標を設定すべき。
- ・災害が発生した際の緊急輸送路、避難路の整備を確実に進めていくことが求められる。
- ・歩きやすい歩道の整備が急がれる。
- ・道路補修は道路舗装修繕計画、橋りょうは橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、優先順位をつけながら効率的に行うべき。
- ・市民満足度の実数が例年低く、また近年も下降していることについて、毎年のこととしてややあきらめて受けていられる感がある。限られたコストを効率的に使い、歩行者共存と生活道路の改善が進められることが求められる。
- ・道路整備は、人通りの多い場所の優先順位が高くなるのは当然だが、常に優先順位が低く長年対策がなされない場所を把握し、財政状況を加味しながら、対応していく必要がある。
- ・電柱の地中埋設化等による対策にも取り組んで頂きたい。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・身近な道路や橋りょうなどの老朽化が目立ち、日々の生活に直結する社会インフラであることから、市民意識調査結果では、施策自体の重要度としては「今後力を入れて欲しい」施策の上位に挙げられていることから、安全性・快適性を求める維持補修に対するニーズは高いと推察する。
- ・社会基盤施設の維持管理には、多額の経費を要することから、災害発生時の緊急輸送路、避難路の整備を含め計画的な維持修繕を行い、早期に予防保全型の管理への転換が求められている。このため、計画期間内に予防保全型への転換をどうすすめるか、生活道路の整備にどの程度取組むか、計画を十分に検討することが必要。

73 ・道路パトロールなど、市民との協働など、管理体制の構築も求められる。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(5) 快適な住環境をつくりだします

バランスある人口構成の回復をめざしながら、人や環境にやさしい住環境の保全と創造に努めます。

施策の方針1 鎌倉らしい住まいづくり

(目標とすべきまちの姿)

定住促進施策の推進により、多くの若年ファミリー層が転入し、また、高齢者が住み続けられる住宅が確保され、人口バランスの良い、活力のある地域社会が形成されています。

住宅・住環境の保全・創造に対する方向性に沿って、すぐれた歴史的自然的環境と良好な住宅地を維持したまち並みが広がっています。

(主な取組)

①年齢構成バランスに配慮した住まいづくり

(1) 高齢者の増加や障害者に応じた住宅供給を図ります。

(2) 空き家を利活用する方法を検討するとともに、若年ファミリー層定住促進のための住宅施策を推進します。

(3) 地域コミュニティの回復を図ることで、地域のつながりの活性化の促進を検討します。

(4) 地域特性を生かした住宅・住環境の保全・創造の推進を図ります。

■この事業分野で指標としているもの

■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・「鎌倉らしいまちの姿」が明らかでなく事業内容と連動しておらず、実現可能性に乏しい。
- ・「目標とすべきまちの姿」にある「人口バランス」や「活力のある地域社会の形成」を実現するための事業が住宅マスタープラン、実施内容にない。
- ・若年ファミリー層の転入について、具体的施策を立て実行に移すことが求められる。
- ・住宅購入等については時代の変遷に応じて、公共というより、私的経済活動に近くなりつつある。誘導や促進を行政がどこまでなすべきなのか、行政が実施できる範囲を明確にして、実施すべき。
- ・空き家に関する具体的な施策を構築、実施することにより、空家等や特定空家等が増加しないように努めていく必要がある。

37 ■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



42 ■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- 43 ・市営住宅の管理運営に留めるか、住宅施策まで扱うかなど、この分野で扱う領域を明確
- 44 に定義することが必要である。それに合わせた施策の方針と取組を整理することが必要
- 45 である。
- 46 ・市民意識調査においては、「重要でない」施策の上位に挙げられているが、施設の老朽
- 47 化は著しく、市営住宅の集約化に向け、早期に取り組まなければならない。ただし、集
- 48 約化の手法については、財政への負担を軽減するため、十分な検討が求められる。
- 49 ・ソフト面で、市民がずっと住み続けたい環境を整えるために、人口のバランスのよい活
- 50 力のある地域作りについて具体的な事業を実施していく必要がある。
- 51 ・少子高齢化が進む中で、人口バランスを回復するには限界がある。市が住宅施策を実施
- 52 する理由について、再検証する必要がある。
- 53 ・住宅施策を単独で進めるのではなく、子育て施策や産業振興とも関連付けて実施してい
- 54 くことが必要である。

5. 安全で快適な生活が送れるまち

(6) 下水道の整備とともに、親しまれる河川づくりを進めます

都市基盤施設としての下水道整備を進めるとともに、資源の有効利用をはじめ、浸水対策の推進、水辺環境の整備などを進め、人と自然にやさしいまちにします。

施策の方針1 下水道の整備・管理

(目標とすべきまちの姿)

公共下水道事業認可区域内の整備はほぼ完了しています。

整備された下水道の維持管理として、効率的かつ効果的な施設の改築・更新を進めています。また、災害時にも下水道処理が継続できる体制を確保しています。

豪雨等の自然災害が発生した場合でも、浸水の被害はなく、市民は安全な環境で生活しています。

(主な取組)

①下水道の整備

公衆衛生の確保、水質汚濁防止にむけ、事業認可区域内の市街化区域での公共下水道の整備完了をめざすとともに、市街化調整区域内の整備推進を図ります。

②下水道処理人口普及率の向上

下水道処理の普及促進を図るため、市民へのPRをさらに進めます。また、整備にあたっては、接続に積極的な地域を優先して行います。

③浸水対策の推進

雨水貯留施設の整備を進めるとともに、市民の協力を得て、雨水浸透施設の普及を図り、雨水の地下浸透を促進させるなど、雨水流出抑制を図ります。

④下水道施設の維持管理

公共下水道の老朽化の進行状況や管渠※4が埋設されている道路の重要度等を加味し、効率的な改築・修繕を図ります。

⑤下水道施設の災害対策

(1) 現在策定されている暫定版下水道BCPの見直しを図り、内容を高めた下水道BCPを策定します。

(2) 下水道総合地震対策計画に基づき、耐震化の推進を図ります。

(3) 津波による被害の軽減策を検討し、対応を図ります。

施策の方針2 水辺環境の整備・創出・管理

(目標とすべきまちの姿)

局所的な集中豪雨等が生じて、河川は氾濫することなく市民は安全に生活しています。また、河川津波遡上対策により、津波被害がほとんど発生しない状況となっています。

水辺には動植物が生息し、市民の憩いの場となっており、景観にも配慮した観光都市にふさわしい水辺環境となっています。

(主な取組)

①河川の維持管理

河川施設の老朽化の進行状況等を把握し、効率的な改築・修繕を図ります。

②河川・水路の整備

(1) 県の河川整備事業と連携を図りながら、護岸整備と流下能力の向上を図ります。

(2) 河川への津波遡上については、国や県において技術的見地からの対応が検討されており、この検証結果を踏まえ、県とも協議調整を行いながら、検討します。

③浸水対策の推進

鎌倉市公共下水道(雨水)の計画降雨量に対する整備とあわせて、超過降雨に対する対応を検討します。

④水辺環境の創出

河川等の親水環境の整備に努めます。その際には、景観や生態系に十分配慮するとともに、地元等の意見をとりいれて進めます。

施策の方針3 下水道資源の有効利用

(目標とすべきまちの姿)

終末処理場で発生した処理水や汚泥の資源化が効率的に実施されており、より効率的な下水道事業を進めています。

また、終末処理場等の建物上部の未活用スペースは市民により多目的に利用されており、福利厚生にも役立てられています。

(主な取組)

①下水道資源の有効利用

(1) 下水汚泥等の資源の有効利用を検討し、市としての方針決定を行います。

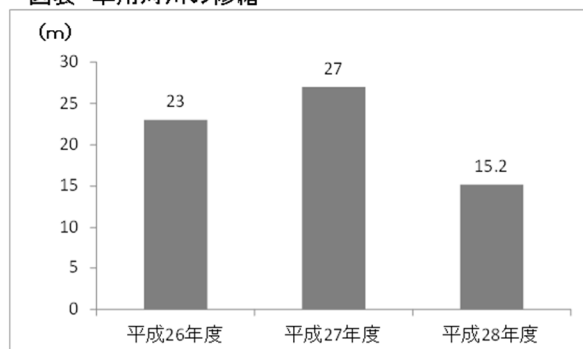
(2) 未利用資源の利活用により、エネルギーの自立化及び維持管理費の軽減を図ります。

②下水道施設の活用

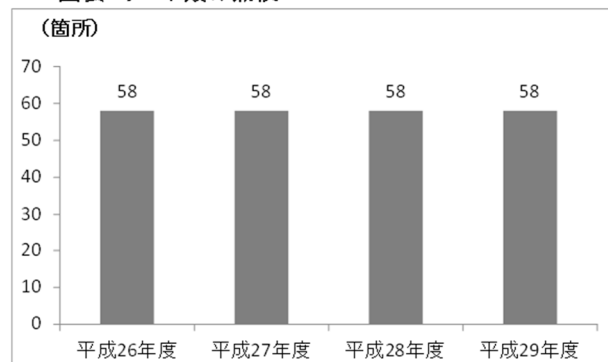
終末処理場などの下水道施設上部の市民利用の実施に向け、検討します。

73 ■この事業分野で指標としているもの

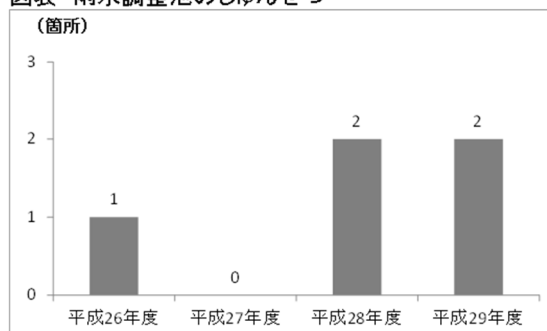
図表 準用河川の修繕



図表 ゲート類の点検



図表 雨水調整池のしゅんせつ



74 ■鎌倉市民評価委員会からの提言

- 75 ・下水使用料の適正化については、市民生活に直結するものであるため、丁寧な対応をす
- 76 べき。
- 77 ・施設の現状把握を実施し、優先順位を付け、計画的・効率的に業務を実施し、限られた
- 78 予算を有効に執行してほしい。
- 79 ・下水道等社会インフラの維持管理には膨大な費用が必要である。長期的展望を踏まえ、
- 80 効率的なコスト運用を期待する。
- 81 ・浸水被害解消、地震対策事業は早急に始めていただきたい。
- 82 ・河川管理に関し、地域住民との協力体制をつくり上げ、良好な水辺環境を創出するべ
- 83 き。
- 84 ・河川に対する安全対策については、今後も注視しながら整備を進めてほしい。
- 85 ・老朽化の進行が懸念される河川・蓋掛け水路・調整池等の効率的な維持管理のため、施
- 86 設調査を実施すべき。
- 87 ・河川の維持管理により、水辺環境も整えられるが、整備のみでなく水辺環境の創出を積
- 88 極的に行ってほしい。
- 89 ・「目標とすべきまちの姿」の具体的などの部分にどう結びついているのかを明確にすべ
- 90
- 91
- 92

き。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・下水道施設は、日々の市民生活を支える社会基盤の一つであり、稲村ガ崎での下水管の流失事故を顧みても、使用できなくなる事態が発生すると市民の生活環境に多大な影響をもたらすことから、適切な維持管理が求められる。
- ・また、施設の維持・管理等には、多額の費用を要することから、下水道使用料の改定と併せて、早急に予防保全型管理に移行し、長期的な視点に立って計画的な対応を図る必要がある。次期計画期間の策定において十分な検討が必要である。
- ・平成 31 年度から下水道事業について地方公営企業会計に法適用する公営企業会計に移行するに際し、経営の視点を持って運営に当たる必要があり、次期計画もこれを踏まえたものとする必要がある。
- ・また、河川については、近年、台風や大雨等による被害が増加する中、河川の浚せつや修繕等についても計画的に行わなければならない。
- ・水辺環境の整備については、手法によっては浸水害対策と相反する部分であり、具体的な整備はあまり見られない。今後の水辺環境の整備の必要性については整理したうえで、具体的な施策について実施の方向性を示す必要がある。
- ・下水道資源の有効利用については、焼却汚泥の売却以外に具体的な取組がない。新たな取組についての可能性を検討するとともに、「下水道の整備・管理」と施策の方針の統合をすることを検討すべき。

6. 活力ある暮らしやすいまち

(1) 産業の振興により活力あるまちをめざします

農業・漁業従事者の生活安定と後継者の育成を図るため、都市農業・沿岸漁業の振興をめざします。また、鎌倉の特色を生かした商工業の振興を図ります。

施策の方針1 農業・漁業の振興

(目標とすべきまちの姿)

農業では「人・農地プラン」により、新たな担い手や後継者が育成・確保され、将来にわたり安定的に農業が営まれています。また、遊休農地の解消に努め、農産物の生産量及び市内での消費が高まっています。

漁業では漁業施設の改善により、安全・安心な就労環境の改善が進み、新たな担い手や後継者が育成・確保され、将来にわたり安定的に漁業が営まれています。また、つくり育てる漁業の推進による漁獲の拡大や6次産業化への取組が進み、市内への新鮮な魚介類や水産加工品が安定的に供給されています。

農水産物のブランド力向上に向けた取組により、鎌倉ブランドの農水産物は、市民だけでなく鎌倉を訪れる観光客にも普及が進んでいます。

(主な取組)

①都市農業の振興

農地と消費地が近接している都市農業として、地域に即した農業の振興を図ります。地域の農業者や関係団体、市民、学識経験者等と農業振興の推進にかかる具体的な検討事項などについて、協議を行います。

②人・農地プランの作成及び実行

農業者などが、地域が抱える後継者問題や遊休化など、農地の問題を解決するための話し合いを行い、市ではその内容を反映した「人・農地プラン」の作成に取り組みます。作成後は、プランにそった施策を実施するとともに、本市の農業事情にあわせた見直しを行います。

③沿岸漁業の振興及び漁業経営の安定化

沿岸漁業の振興と漁業経営の安定化を図るため、わかめ養殖や稚貝・稚魚放流などの栽培漁業に対する支援を推進します。また、漁業の6次産業化を支援し、生産、加工、流通、販売を一体化していく取組を推進します。

④水産業振興施策の検討

市民の食卓に地場の新鮮で安全な魚介類が届く流通システムの構築など、今後の本市水産業振興施策について、検討を行います。

⑤漁業施設の整備

鎌倉地域の漁業の継続のため、船揚場や漁具倉庫などの漁業施設の改善を図ります。あわせて、鎌倉地域の漁港建設に向けて、引き続き検討を行います。

腰越地域については漁港改修整備による効果として、さらなる漁業の経営安定化及び地域の活性化が図れる施策に取り組みます。

⑥地産地消の推進

市内で生産される野菜や水揚げされた魚介類の地産地消に向けた取組を推進します。

⑦鎌倉ブランド事業の推進

鎌倉ブランドマークの商標登録後のブランド力の向上及びPR活動に取り組みます。

農水産物の鎌倉ブランド認知度向上のため、さらなる啓発活動を行います。

水産物のブランド化を推進し、付加価値を高め、漁業経営の安定化に取り組みます。

施策の方針2 商工業振興の充実

(目標とすべきまちの姿)

中小企業をはじめとする事業者が事業を継続するための支援として、経営アドバイザーの派遣や経営革新への取組に対する助成が行われ、産業が活性化しています。

また、商店街は、高齢者も利用しやすい、地域の特性を生かした商店街となり、活性化しています。

鎌倉彫の保護・育成を目的とした活動の支援や協同組合との連携による伝統工芸品の技術伝承の支援などにより、伝統工芸が伝承されています。また、事業者や組合と協働した伝統工芸の販路確保等により、売上が向上しています。

(主な取組)

①商工業振興の推進体制の充実

事業者や商工団体と本市が、相互に連携を強化し、商工業の振興を図ります。

②産業環境の整備

製造業や新規成長産業(医療福祉関連、生活文化関連、情報通信関連、新製造技術関連、環境関連など)の企業が事業展開しやすい環境の整備に努めます。

③中小企業支援

経営相談や融資制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、経営革新を支援します。

④地域の特性を生かした商店街づくり

商店街が「物販・サービスの場」「憩いと楽しみの場」「まちの顔」「地域コミュニティの核」となるよう、地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。また、今後の高齢社会の進行を見据えて、高齢者が商店街を利用しやすい環境づくりに努めます。

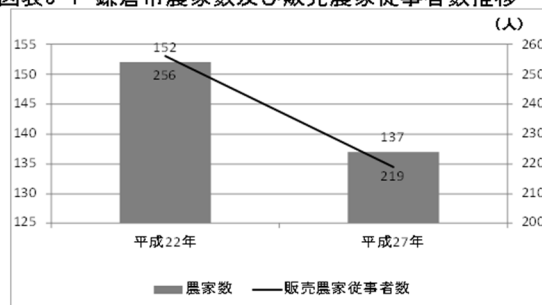
⑤伝統工芸などの保存・継承、事業活動の支援

伝統工芸などを保存・継承するため、後継者の育成や資料の保存を図ります。

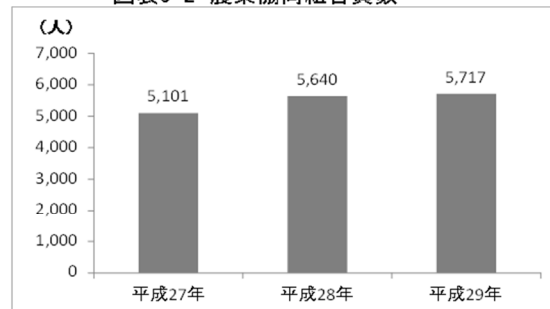
特に、鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動の支援、伝統鎌倉彫事業協同組合と連携した伝統工芸品の技術伝承を図るための支援を行います。また、伝統工芸の情報発信及び発表の機会の拡大について、検討を行います。

73 ■この事業分野で指標としているもの

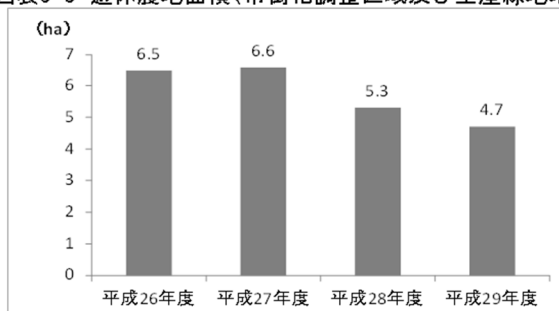
図表6-1 鎌倉市農家数及び販売農家従事者数推移



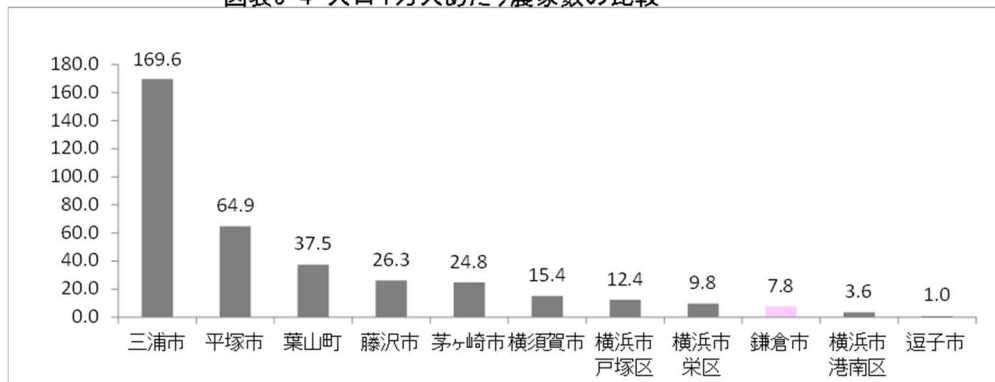
図表6-2 農業協同組合員数



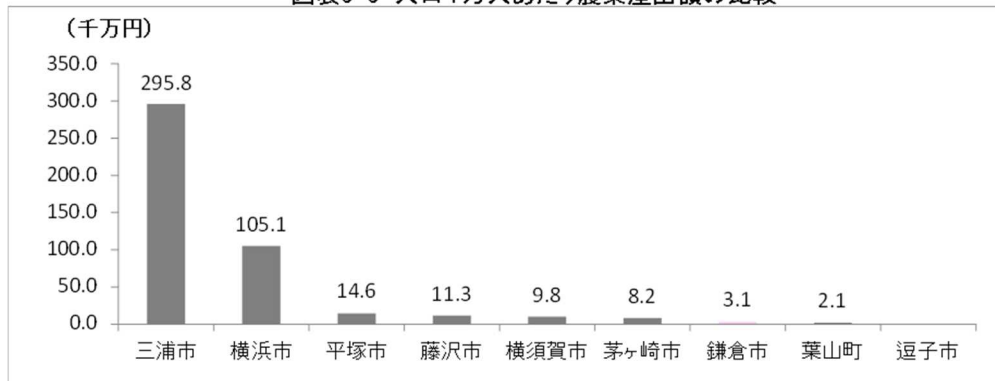
図表6-3 遊休農地面積(市街化調整区域及び生産緑地地区)



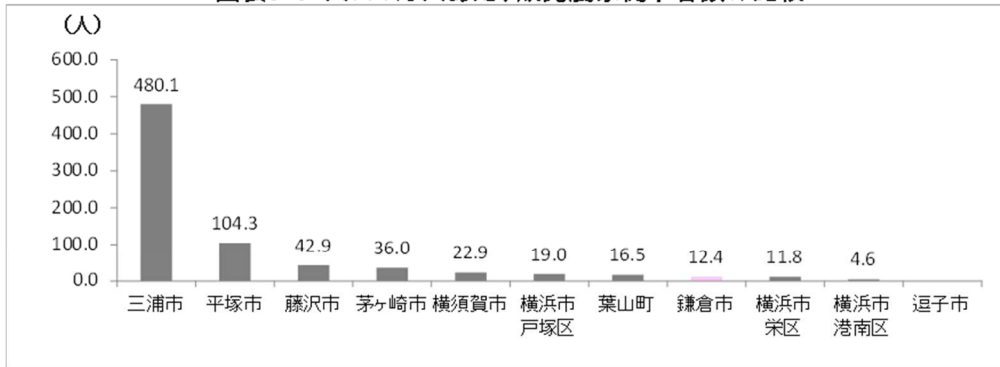
図表6-4 人口1万人あたり農家数の比較



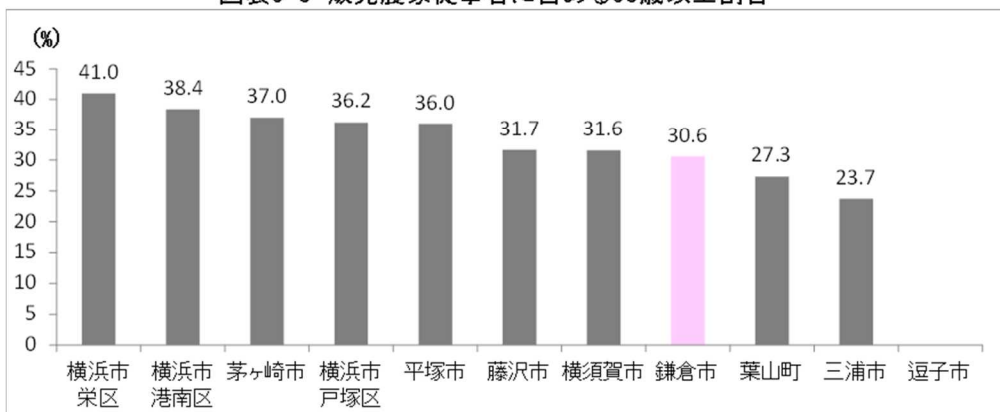
図表6-6 人口1万人あたり農業産出額の比較



図表6-5 人口1万人あたり販売農家従事者数の比較

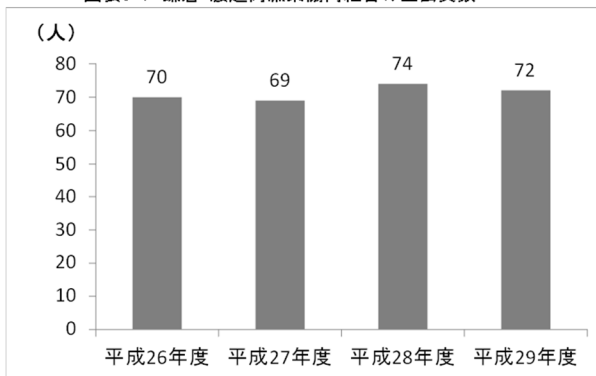


図表6-5 販売農家従事者に占める65歳以上割合

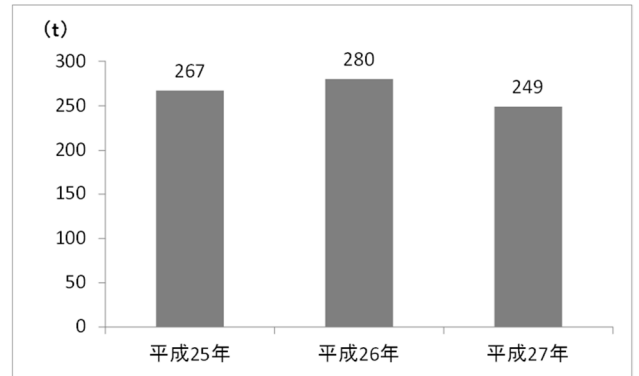


76

図表6-7 鎌倉・腰越両漁業協同組合の正会員数



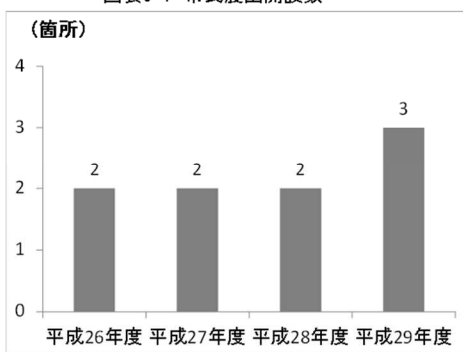
図表6-8 漁獲高



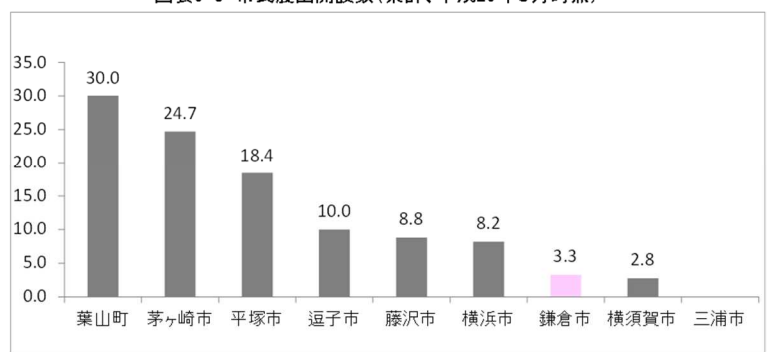
77

78

図表6-7 市民農園開設数



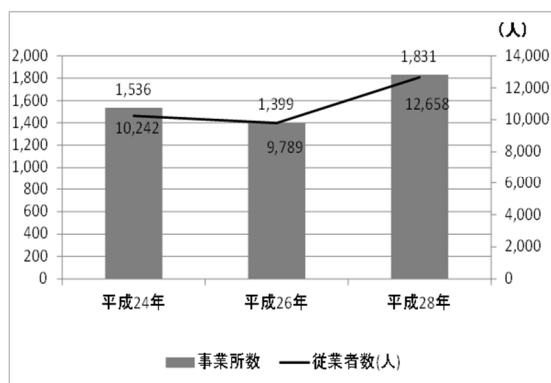
図表6-8 市民農園開設数(累計、平成29年3月時点)



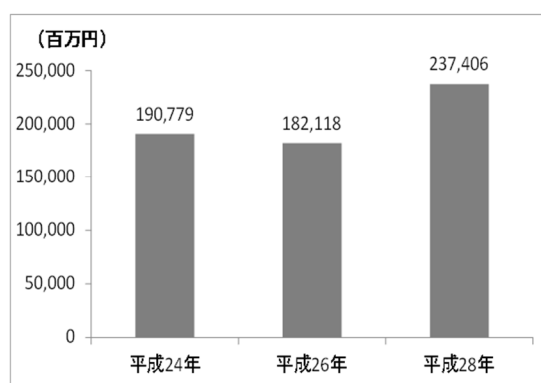
79

80

図表6-9 商業(卸売業・小売業)の事業所数等推移



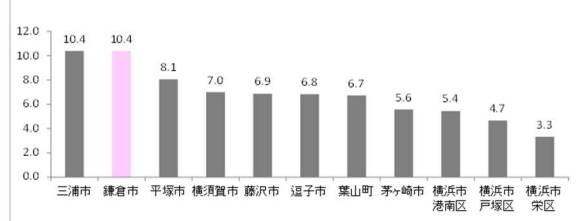
図表6-10 商業(卸売業・小売業)売上金額の推移



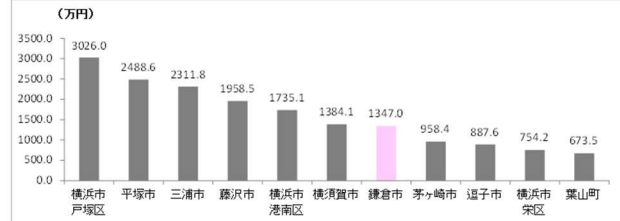
81

82

図表6-11 人口千人あたり卸・小売業事業所数の比較

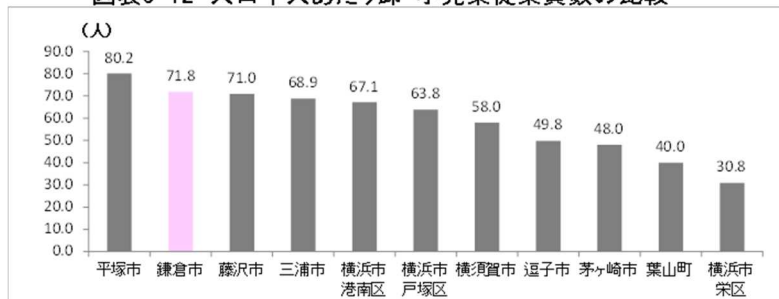


図表6-13 人口千人あたり卸・小売業年間販売額の比較



83

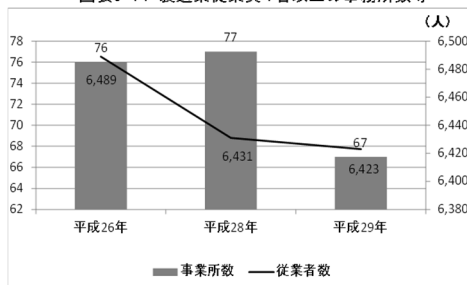
図表6-12 人口千人あたり卸・小売業従業員数の比較



84

85

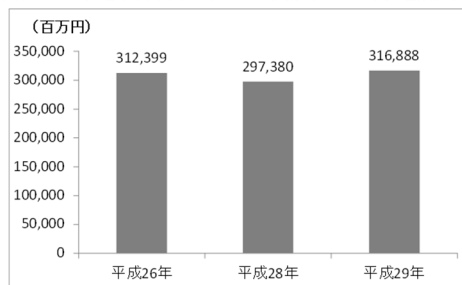
図表6-14 製造業従業員4名以上の事務所数等



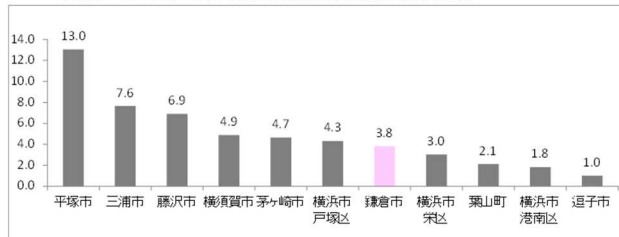
86

87

図表6-15 製造業従業員4名以上の事務所における製造品出荷額等



図表6-16 人口1万人あたり製造業事業所数の比較



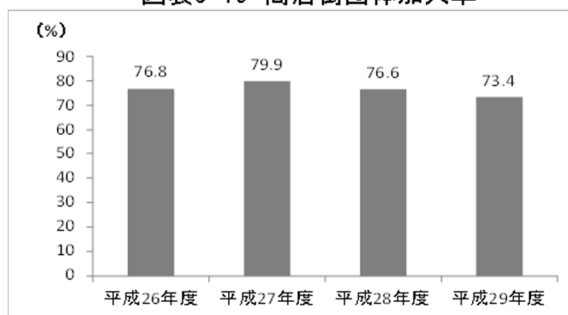
図表6-18 人口1万人あたり製造品出荷額等の比較



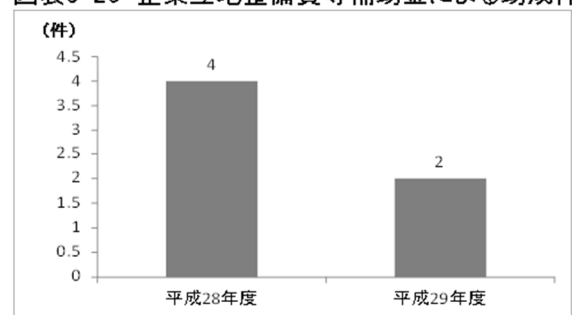
図表6-17 人口1万人あたり製造業従業員数の比較



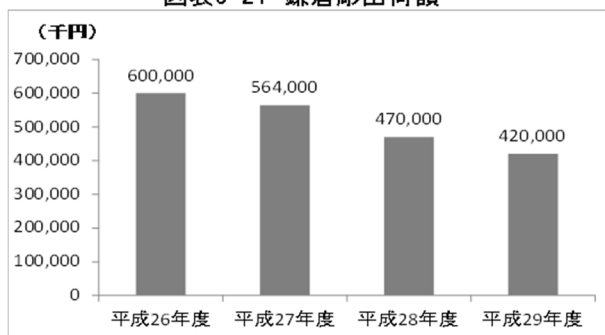
図表6-19 商店街団体加入率



図表6-20 企業立地整備費等補助金による助成件数



図表6-21 鎌倉彫出荷額



■鎌倉市市民評価委員会からの提言

- ・当分野は「インフラ整備」「鎌倉ブランド発信」に特化すべきではないか。
- ・「販路拡大や地場海産物の供給施策」の検討は行政の任務か疑問である。
- ・「公的市民農園」は必要か。当事者に任せてはどうか。
- ・地域における就業者や職種のバランスを考えて、産業振興を行う視点が必要である。今後

の鎌倉の将来を担う産業を育成する立場をとるべきである。

- ・若い人たちが漁業、農業に従事している姿を見かけるが嬉しいことである。魅力ある仕事となる支援に取り組んでほしい。
- ・農地や漁港の管理をサポートする事業が多いが、どこまで市が担う必要があるのか。サポートするなら、補助金なしに該当産業だけで運営できる状態に持っていく取組を行ってほしい。このまま毎年、市が補助金を支給するのは受益者負担の観点からも疑問がある。
- ・立地条件等を検討し、IT 企業、ベンチャー企業、若い人たちのやる気ある企業誘致に力を入れるべき。
- ・小町通りの様変わりには甚だしい。中には昔ながらの店舗も頑張っている。店舗規制をすべきではないか。
- ・商店の在り様も鎌倉の特色を生かした店づくりは考えられないか。
- ・鎌倉の伝統工芸の支援継続は必要と思われる。
- ・鎌倉彫振興支援は当然のことながら新しい鎌倉ブランドの創造、支援に力を入れてほしい。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・都市経営のエンジンともいえる産業振興の充実（特に稼ぐ分野）は、強化することが必要と考える。鎌倉にあった産業の創出・誘致を図るため特に充実が求められる分野である。
- ・持続可能な都市経営を進めるため、平成 27 年度に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略では、「働くまち鎌倉」をめざすこととしている。東京に通勤するための住宅都市（ベッドタウン）から脱却し、多くの歴史的遺産や豊かな自然環境に恵まれたまちで「働き」、「暮らす」という新たなライフスタイルを発信し、東京圏とは異なる、「鎌倉・湘南」という新たな圏域の形成を進めるためには、本市の特徴でもある歴史・文化・観光を産業につなげるとともに、環境に負荷が少なく、本市の地域特性にも合う IT 産業（情報通信業）や高度な研究開発機能を有する企業等を誘致することにより、雇用創出、イノベーション促進に取り組むことで、これら機能の集積が推進され则认为。また、鎌倉でのテレワーク推進を企業に働きかけ、これを側面から支援することも重要である。
- ・市内での雇用を促進することで若年層の流出抑制につながる。特に本市の環境と相性の良い情報通信・IT 関連企業やベンチャーなどのスタートアップ支援、市内企業の業務拡大・事業継承とともに、鎌倉オープンイノベーションプラットフォームを構築し、新たな産業の創出、創業支援、企業誘致、中小企業支援に取り組むことで、鎌倉市における安定した

134 雇用の創出が実現する。

135 ・また、「働くまち」であることは、職住近接のライフスタイルが可能となることでもある

136 ことから、出産・子育ての様々な負担の軽減により、出生率の向上に対する効果も期待さ

137 れる。

138 ・資生堂大船工場等の撤退、市内中小企業の後継者不足等により、産業の空洞化が進んでい

139 る。企業立地等促進条例の制定など「働くまち」のための支援策を講じていることから、

140 創業支援や企業の設備投資、中小企業者の経営革新に対する支援を行い、企業が事業展開

141 をしやすい環境整備を図り、市内企業の転出、空洞化を防ぐ必要がある。

142 ・「鎌倉やさい」を代表とする鎌倉ブランドのブランド力、生産力の向上や地産池消に向け

143 たさらなる取組なども必要。

6. 活力ある暮らしやすいまち

(2) 快適で魅力ある観光をめざします

市民と観光客がともに快適に過ごせる観光地として、魅力ある観光資源の創出と観光を通じての地域の活性化を図ります。

施策の方針1 観光都市としての質の向上

(目標とべきまちな姿)

多様なプログラムと効果的な情報の提供により、訪れた観光客が、鎌倉の歴史や伝統などを十分に満喫できる、魅力あふれる都市になっています。また、従来の観光に加え、新たな観光資源が発掘・開発されたことにより、観光需要の平準化と滞在時間の長時間化が図られています。

国際的にも観光都市としても認知され、世界各国から観光客が訪れています。

市民や事業者、市が協働して、ホスピタリティの向上をめざし活動しています。市民が訪れた観光客を温かく迎え入れるとともに、観光客も鎌倉のまちを理解しマナーを守った観光を行っています。

(主な取組)

①ホスピタリティの向上と観光客のモラル向上

市民・事業者のホスピタリティの向上と、観光客のモラル向上を図り、市民と観光客が共に快適に過ごせるまちをめざします。散乱ごみ対策など、地域一体となって、きれいなまちづくりに取り組み、観光客のまち美化意識の向上を図ります。

②外国人観光客への対応と市民、観光関連事業者理解の向上

外国人観光客も安心して観光できるまちをめざします。そのために、外国人観光客への情報提供など、サービスを充実させるとともに、外国人観光客を受け入れるにあたっての市民や観光関連事業者の理解の向上に努めます。

③観光を通じた地域の活性化

観光地の事業者が、地元の資源を活用して開発・販売する「着地型観光」の推進などにより、平日や閑散期への観光需要の誘導、滞在時間の延長に取り組むとともに、観光プロモーションによる将来の観光客の誘致に取り組み、地域の活性化を図ります。

④鮮度の高い情報の発信

観光協会、民間事業者、NPO 法人などと連携し、常に新鮮な情報を積極的に発信します。

施策の方針2 安全で快適な観光空間の整備

施策の方針2 安全で快適な観光空間の整備

(目標とべきまちな姿)

市内には、観光案内板や快適な公衆トイレなどが十分に整備されています。また、観光案内施設の多言語化などにより海外から訪れる観光客も快適に観光を行うことができいま

す。

歩行者の安全性を確保するための整備が進められるとともに、ハイキングコースの整備など観光客が歩いて観光をしたくなるような空間が提供されています。

また、自然災害が発生した際の備えも整えられ、観光客が安心して観光できるまちとなっています。

(主な取組)

①観光案内施設の整備

総合案内板や名所掲示板などの観光案内施設の整備と多言語化の推進により、快適で楽しいまち歩きができるような環境整備に努めます。

②快適な公衆トイレの整備

快適な観光空間をつくりだすための施設整備を行います。老朽化した公衆トイレの改修を進めるとともに、トイレが不足している地域においては、さまざまな方策により、トイレの確保に努めます。

③快適で安全な交通環境の整備

パーク＆ライドの推進や一日フリーパスなどによる公共交通機関の利用促進により、市民と観光客双方にとって安全で快適な交通環境を実現します。また、歩道の確保を推進し、安全で快適な歩行空間の確保に取り組みます。

④安全なハイキングコースの整備

市民、観光客が、豊かな自然に親しむことのできるハイキングコースの整備と安全管理を進めます。

⑤災害時の観光客への対応

国内外からの観光客が、安全に旅行できる仕組みを整備します。防災情報の事前提供を行うとともに、災害発生時の情報伝達・避難誘導體制の充実、帰宅困難者のための一時滞在施設の確保、帰宅支援体制の構築を、市民、事業者、関係団体と連携して進めます。

⑥魅力ある海水浴場づくり

快適な海水浴場の提供と、持続的な海水浴場の運営を進めます。

施策の方針2 地域が一体となった観光振興の推進

(目標とべきまちな姿)

行政だけではなく、観光事業者、観光団体、市民・市民団体などさまざまな観光主体が一体となり、地域全体で観光振興を推進する体制がとられています。

また、観光資源を生かした収入の確保策が数多く実施され、観光施設の整備や新たな観光施策の推進につながっています。

(主な取組)

①多様な観光主体が一体となった観光振興

観光事業者や観光団体、生産者、市民団体などのネットワークを拡張、主体間の連携を

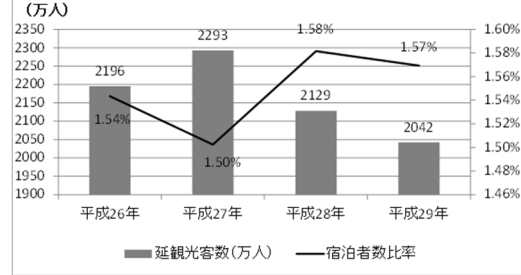
強化し、地域全体で観光振興を推進します。

②観光振興のための収入確保等

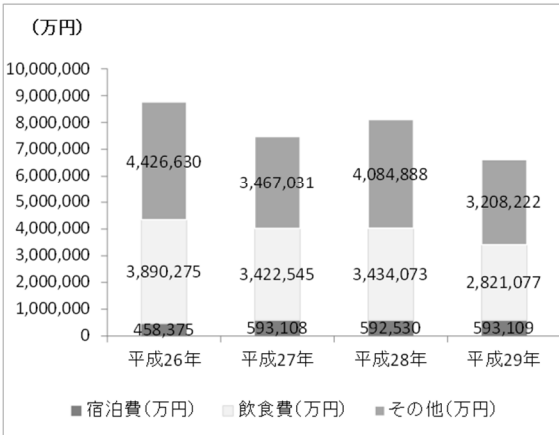
観光施設の整備や新たな観光施策を推進するため、観光資源を生かして収入を確保していくための仕組みづくりを検討します。

■この事業分野で指標としているもの

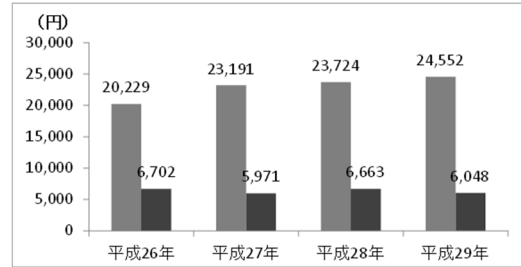
図表6-22 観光客数の推移(推計値)



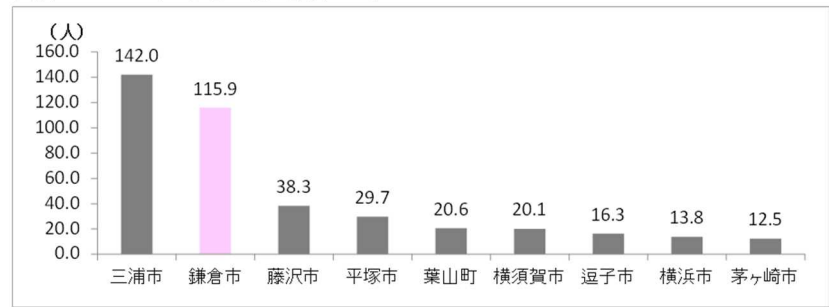
図表6-23 観光消費額(推計値)



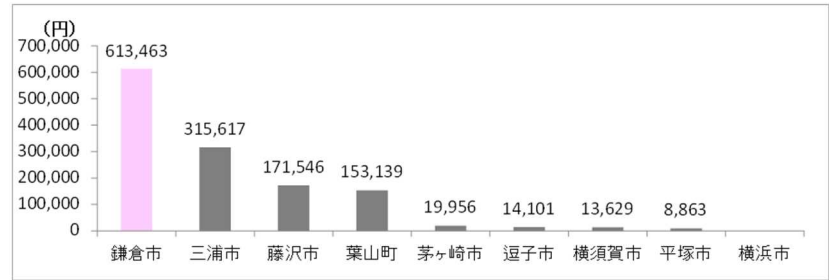
図表6-24 1人あたり観光消費額



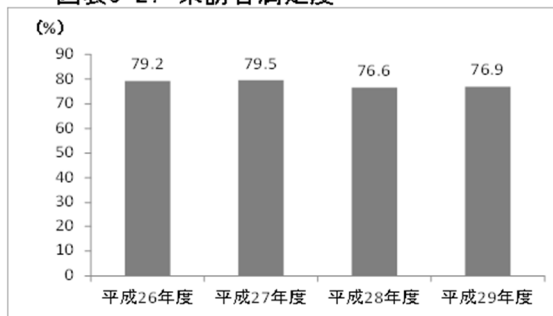
図表6-25 1人あたり述べ観光客数の比較



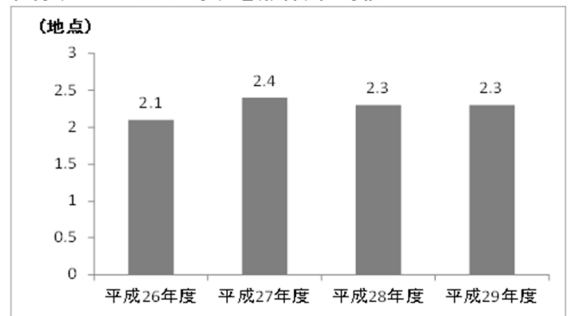
図表6-26 1人あたり観光消費額の比較



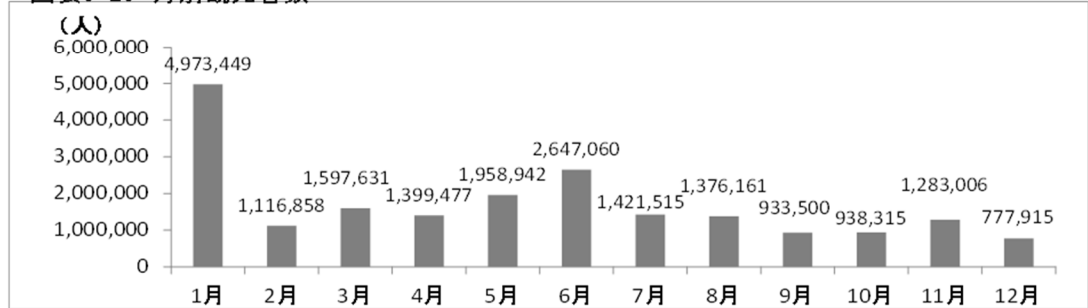
図表6-27 来訪者満足度



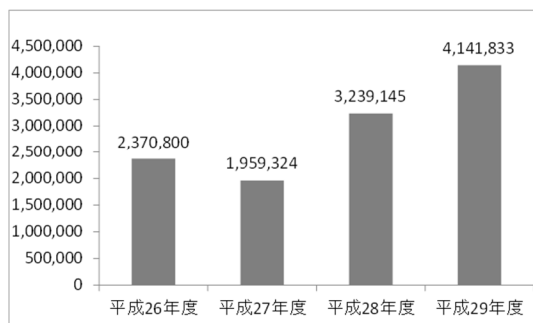
図表6-28 立ち寄り地点数平均値



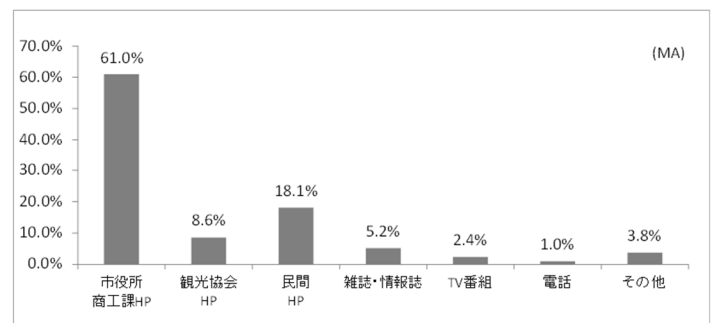
図表6-29 月別観光客数



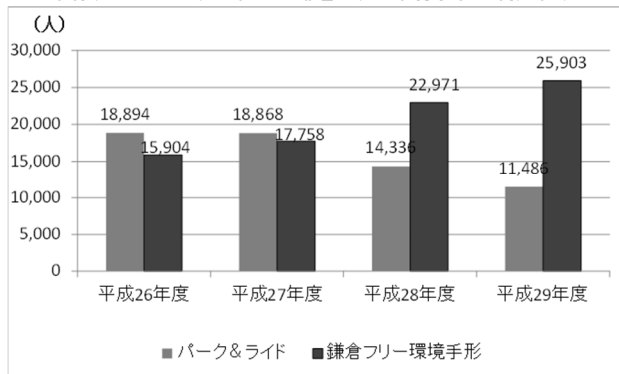
図表6-30 ホームページのアクセス数



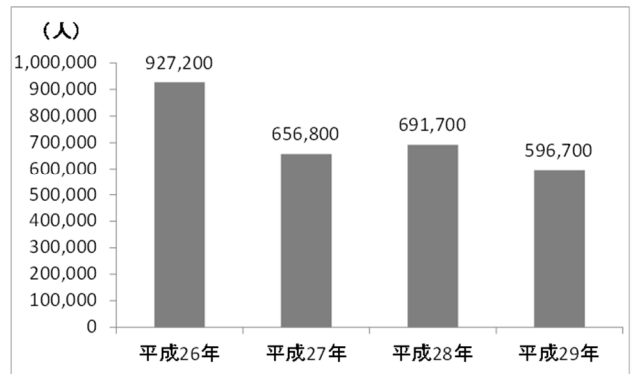
図表6-31 来訪者が事前に情報を調べた方法



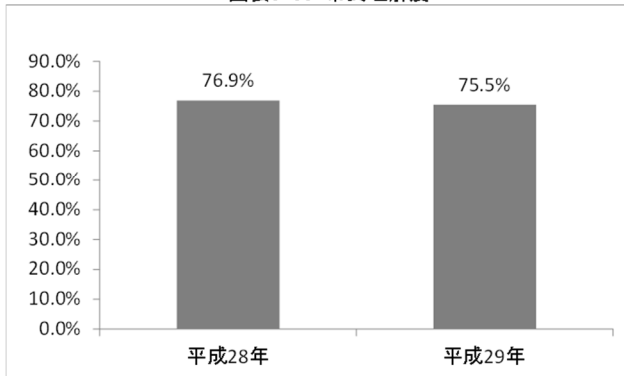
図表6-33 パーク&ライド・鎌倉フリー環境手形の利用状況



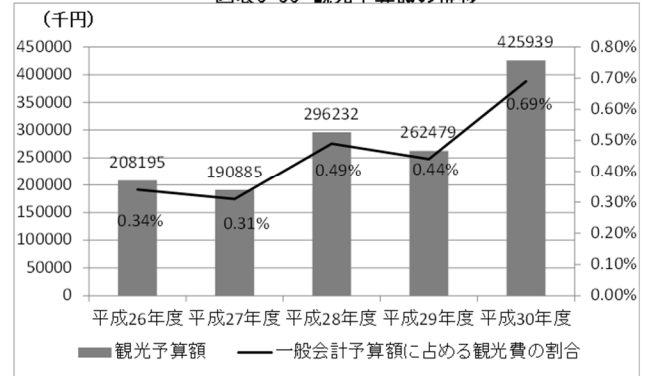
図表6-34 海水浴客数



図表6-35 市民理解度



図表6-36 観光予算額の推移



■鎌倉市市民評価委員会からの提言

- ・「新たな観光資源の発掘・開発」に関わる取り組みは何かあるのか。指標の立寄地点数に変化がないところを見ると、特に効果が出てないのではないかな。
- ・滞在時間の長時間化を目指しているなら、指標を設定すべきではないかな。
- ・そもそも「観光」は産業の一つであり、事業主の努力による集客力のアップが基本であることから、行政としては、観光客に対する行政やマナーに関する情報提供や、道路や公衆トイレを含む公共施設・設備の整備及び一般市民への観光客による被害対策のみに注力すべきである。
- ・既に観光客は飽和状態であるため、観光客数を増やすような事業は行うべきではない。
- ・観光都市としての質の向上には、市民の理解と協力が必要。
- ・世界の人気観光地ランキング入りを目指すべき。
- ・観光に関わる各所について、まだまだ整備は必要。他分野、関係各所と連携をとって進める必要がある。
- ・市が公費で海水浴場の運営に支出している。海水浴客や海の家から美化に係る費用を徴収することも検討すべき。
- ・観光資源を生かした収入の確保策が数多く実施されることを望む。
- ・収支が合わない観光施設を行政機関が持つ必要はない。
- ・クラウドファンディングにより集めた寄附金をもとに観光施設を整備するなど、具体的な収入確保と施設整備を検討すべきである。
- ・全てにおいてうまく行くとはい限らないが、行政はできる限り観光都市鎌倉の秩序を保つ役割に重点を置き、運営などものによっては今あるイベントを外部機関にまかせてよいのではないかな。

113 ■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



118 ■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- 119 ・鎌倉を訪れる年間 2,000 万人を超える『観光客』、鎌倉のまちや人を愛する『鎌倉ファン』、
120 彼らは鎌倉の財産であり、まちの賑わいやコミュニティを支える「交流人口」と位置付け
121 られる。地域コミュニティを広く開放し、また、まちづくりに継続的に参画することがで
122 きる仕組みを整えることで、彼らは交流人口から関係人口へ変容し、地域経済を支える大
123 切な存在になる。「鎌倉好き」が「鎌倉フリーク」になり、ひいては「鎌倉住民」にして
124 しまうことが、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化する原動力となる。
- 125 ・東京オリンピック・パラリンピックの開催に向け、今後も増加が予想される外国人環境客
126 の受け入れ環境の整備が重要な課題であり、県や県内主要都市と連携し、対応を図る必要
127 がある。
- 128 ・観光地として多くの来訪者があるものの、産業としての位置付けは弱く、市民の雇用の場
129 や税収源として機能していると言える状況にはない。
- 130 ・一方、観光振興に対するネガティブな考えを持っている市民もいることから、観光施策が
131 どのような形で市民に還元されているのかなど、観光施策へ理解を深めてもらう取組も
132 行わなければならない。

6. 活力ある暮らしやすいまち

(3) 勤労者の福祉を充実します

勤労者の生活と福利厚生の上昇を図るため、勤労者福祉の充実に努めます。

施策の方針1 雇用支援の充実

(目標とすべきまちの姿)

本市による効果的な就労支援が就職をめざす市民にとってこころ強い味方となり、正社員雇用や短時間雇用など本人が希望する多様な働き方ができるようになっています。また、勤労者はリストラ等の雇用調整の対象となった場合でも自らの職を確保するための手段・方法と自己のスキルのギャップを明確に把握し、効果的に職業訓練や就職活動を行うことができます。

(主な取組)

①雇用の支援

厳しい就職環境のなか、就職を希望する方へ、求職カウンセリングや雇用セミナーなどの雇用支援策を実施するとともに、高年齢者支援として、市内事業所向けに定年年齢の段階的引き上げ等の啓発に努めます。

また、若年層へは、厚生労働省が実施している「地域若者サポートステーション」や県の「かながわ若者就職支援センター」と連携し、若者の職業的自立を促します。さらに、ハローワークなどと共同で開催する就職面接会などにより、地域で就職する機会を増やします。

②就労情報の提供

求人情報や企業説明会の開催など、就職活動に有用な情報は国のハローワークや県などからも多数発信されていますが、周知チラシなどの入手場所も限定されることから、積極的に国・県と連携して、市民に身近な市施設で情報が入手できるように努めます。

施策の方針2 働く環境の充実

(目標とすべきまちの姿)

勤労者の福利厚生に対する満足度は向上し、健康的でこころ豊かな生活を送っています。市民の雇用や労働に対しての不満やストレスは本市の相談・カウンセリングにより対応されています。また、勤労者は余暇を活用して生涯学習などを生活に取り込んでいます。

(主な取組)

①勤労者福利厚生事業の支援

中小企業では、単独で企業内の福利厚生を充実することは困難なことから、勤労者の福利厚生を総合的に行う湘南勤労者福祉サービスセンターを支援します。

②雇用・労働環境の向上

最近の厳しい雇用環境から、賃金や解雇などの労働問題、長時間労働などを要因とした

メンタルヘルス相談など、雇用や労働環境に不安や不満を持つ勤労者に各種相談事業を実施して、対応を図ります。また、勤労市民ニュースなどにより、労働関係法の改正内容を周知するなど、働きやすい労働環境が整備されるよう、啓発を行います。

施策の方針3 技能振興の充実

(目標)

技能者がもつ専門的な技能により市民生活がより豊かになっています。その専門性を生かした市内事業者が、日常生活における市民のニーズにこたえることで、市民生活の向上に貢献しています。

(主な取組)

①技能の啓発

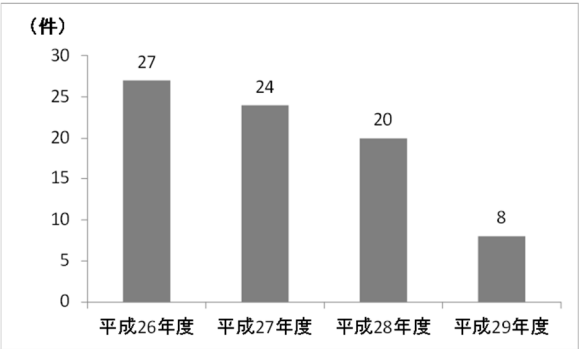
若年層の低い就職率、高い離職率による後継者不足解消のため、技能職団体の育成に努めるとともに、啓発活動を行います。また、技能祭等、広く市民が技能者の市民生活の向上への寄与について関心を持つ場を設けます。

②技能の奨励

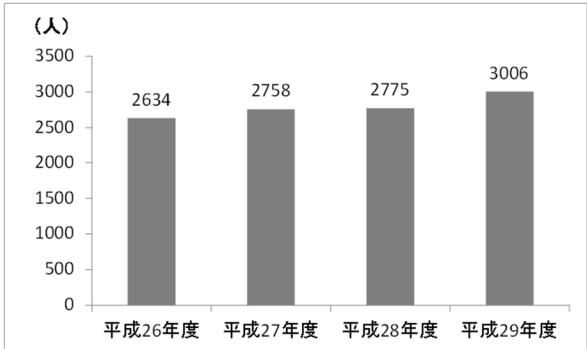
優秀な技能者の表彰や技能職団体への助成などにより、技能者の経済的社会的地位及び技術水準の向上を図ります。

■この事業分野で指標としているもの

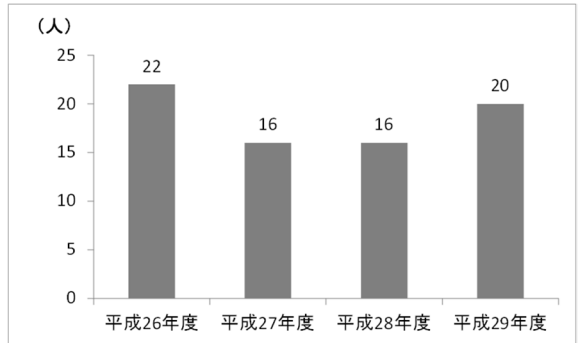
図表 勤労者生活資金融資の利用件数



図表 湘南勤労者福祉サービスセンターの会員数(鎌倉市内事業所分)



図表 技能者表彰受賞者数



■鎌倉市民評価委員会からの提言

- ・地域支援に力を入れている企業を誘致すべき。
- ・指標は企業就職面接会の参加人数ではなく、正社員の雇用数・短時間勤務の雇用者数などを指標として掲げるべき。
- ・「指標」の「鎌倉の企業就職面接会」の参加人数について、5人しか来ないような面接会については、そもそもの在り方を見直すべき。
- ・鎌倉としてやるべき事業は何か。焦点を当て取組を進めるべき。
- ・技能祭を実施し、広く市民に技能者の技術に触れる機会を創出することは重要であるが、具体的な記述がなく、具体的な効果が不明であるため、これらを明らかにする必要がある。
- ・各技能者組合で後継者の育成に取り組んでいるが、より市民に周知されるよう努力が必要である。
- ・優秀な技能者は市民生活の向上にどの様に寄与するのか。

■この分野の取組に関連する SDGs のゴール



■基本計画改訂において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・働き方改革が進む中、職住近接の働き方など、今後はより一層ワーク・ライフ・バランスを充実させる取組みが求められる。
- ・性別や年齢、障害などにかかわらず、意欲と能力に応じて多様な働き方ができる環境を整えることで、多様な人々が生き生きと活躍できる社会の構築、また、今後減少が予測される就業者数の改善にもつながり、全員参加型の社会の構築につながる。
- ・雇用支援の充実については、市民意識調査においても「今後力を入れてほしい」施策の上位に掲げられており、特に就職が困難な若年層や非正規雇用が多い労働環境の中で、雇用支援の充実が求められている。
- ・各技能者組合で後継者の育成に取り組んでいるが、より市民に周知されるよう努力が必要である。
- ・テレワークの推進に積極的にコミットし、女性や高齢者の社会参加の促進とともに、クリエイティブクラスを集約し、これまでにない無形資産を築き上げることで、交流を求めて鎌倉に来る人々を増やし、関係人口の増加、ひいては居住人口の増加にもつながる。
- ・「技能振興の充実」が「勤労者福祉」の分野にあることに違和感がある（目標と取組みがつながらない。）。「総工業振興の充実」の主な取組「⑤伝統工芸などの保存・継承、事業活動の支援」に含まれるのではないかな。
- ・分野名称「勤労者福祉」も見直しが必要か。

6. 活力ある暮らしやすいまち

(4) 消費者として暮らしやすいまちをめざします

市民の消費生活の安定と向上を図り、消費者が安心して生活ができるまちをめざします。

施策の方針 1 消費者施策の推進

(目標とすべきまちの姿)

これまでの消費者問題の歴史を振り返ってみても、消費者トラブルは、消費者に関する法律が整備され、消費者施策が充実しても決してなくなるものではなく、その形態、内容、質が変化して存在します。そこで、消費者トラブルを回避できる能力や、トラブルにあってもその被害を最小限にすることができる能力を備えるよう、市民に十分な消費者教育等が行われています。

また、高齢者、障害者などの社会的弱者については、関係課、関係機関などとともに、トラブルに対処し、被害回復を支援する体制が整備されるなど、市内の連携システムの整備・充実が図られています。

(主な取組)

①消費者被害の発生防止、情報と教育などの機会の提供

消費者市民が、自ら考え、行動するための情報と支援を提供します。消費者被害回復支援に伴うあっせんや調停の過程及び結果を公表すること、消費生活相談の件数などの状況を定期的に情報提供すること、国や関係機関が提供する消費生活関連情報の収集を行い、市民に発信することなどを通じ、消費者被害の発生を予防します。これらの情報は、福祉・介護関係者、学校など関係機関とも連携し、多くの市民に届くよう努めます。

②団体等との協働

団体・グループへの積極的な情報提供に努め、活動を支援します。地域や親族間での悪質商法被害の防止への取組を支援します。高齢者、障害者などに対する支援には、関係機関と協調して取り組みます。

③消費生活センターの運営と消費者被害の回復支援

消費生活センターにおいて、消費生活相談による助言・あっせんを行います。また、学識経験者委員を中心に設置した消費者と業者間の紛争を調停する紛争調停委員会を活用し、消費者被害の回復支援に取り組みます。

④消費者市民の意見の反映

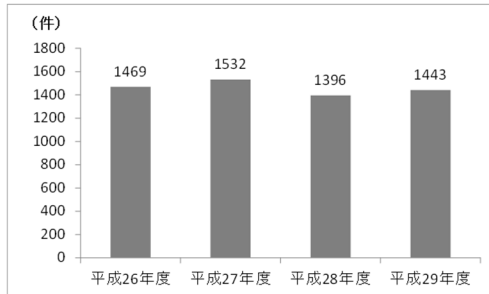
消費者市民の意見を、消費者 e モニター※2 や、インターネット、消費生活委員会の助言などにより収集し、被害予防などの施策や事業に役立てます。

⑤拡充される消費者関連法規への対応

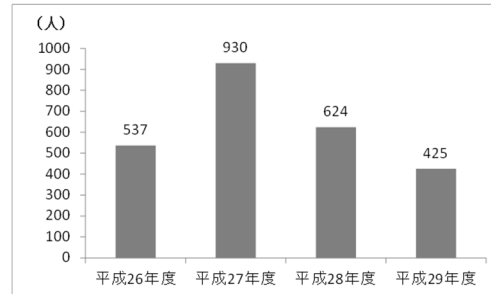
消費者教育推進法の新設、特定商取引法、消費者安全法の改正など、消費者関連法規が拡充されていくことに適切に対応します。

■この事業分野で指標としているもの

図表 消費生活相談件数



図表 消費者啓発事業(移動教室、消費生活講座、出前講座等)への参加者数



■鎌倉市市民評価委員会からの提言

- ・ネットを通じた消費者トラブルなど、若者たちの被害は把握できているのか。学校教育で消費者教育を徹底すべきである。
- ・啓発活動については、当事者の層や時流により効果的な発信の仕方が変わっていくと思うので、常にそれを意識して取り組んでいただきたい。被害者の年齢、地域別データの分析などによりピンポイントの対応策もとれるのではないかな。
- ・「消費者被害未然防止策」に積極的に取り組んでいただきたい。急増する「独居高齢者世帯」「老々世帯」がその対象になり易いことから、情報紙・広報かまくら・講座等に頼ることなく「包括支援センター」、「警察巡回活動」等との連動や対象者が集まる病院・地域のお祭り等での巡回広報活動を実施し被害を受けやすい市民へのダイレクトコミュニケーションを強化すべきである。

■この分野の取組みに関連する SDGs のゴール



■基本計画改定において配慮すべき事項（事務局考察）

- ・消費者生活相談の利用割合が近隣市に比べ高く、特に、高齢者に対する消費者被害の未然防止については本市にとって重要な課題である。市民意識調査では毎年、「重要でない」施策の上位に挙げられているが、消費者相談センターを設置していることから、消費者被害の未然防止、被害にあった際の救済を図る取組などは、引き続き、行っていく必要がある。
- ・このため地域包括支援センターとの連携などについてもより一層強化を図るなどの取組みが求められる。